

人見一太郎著

第二之維新

發行所

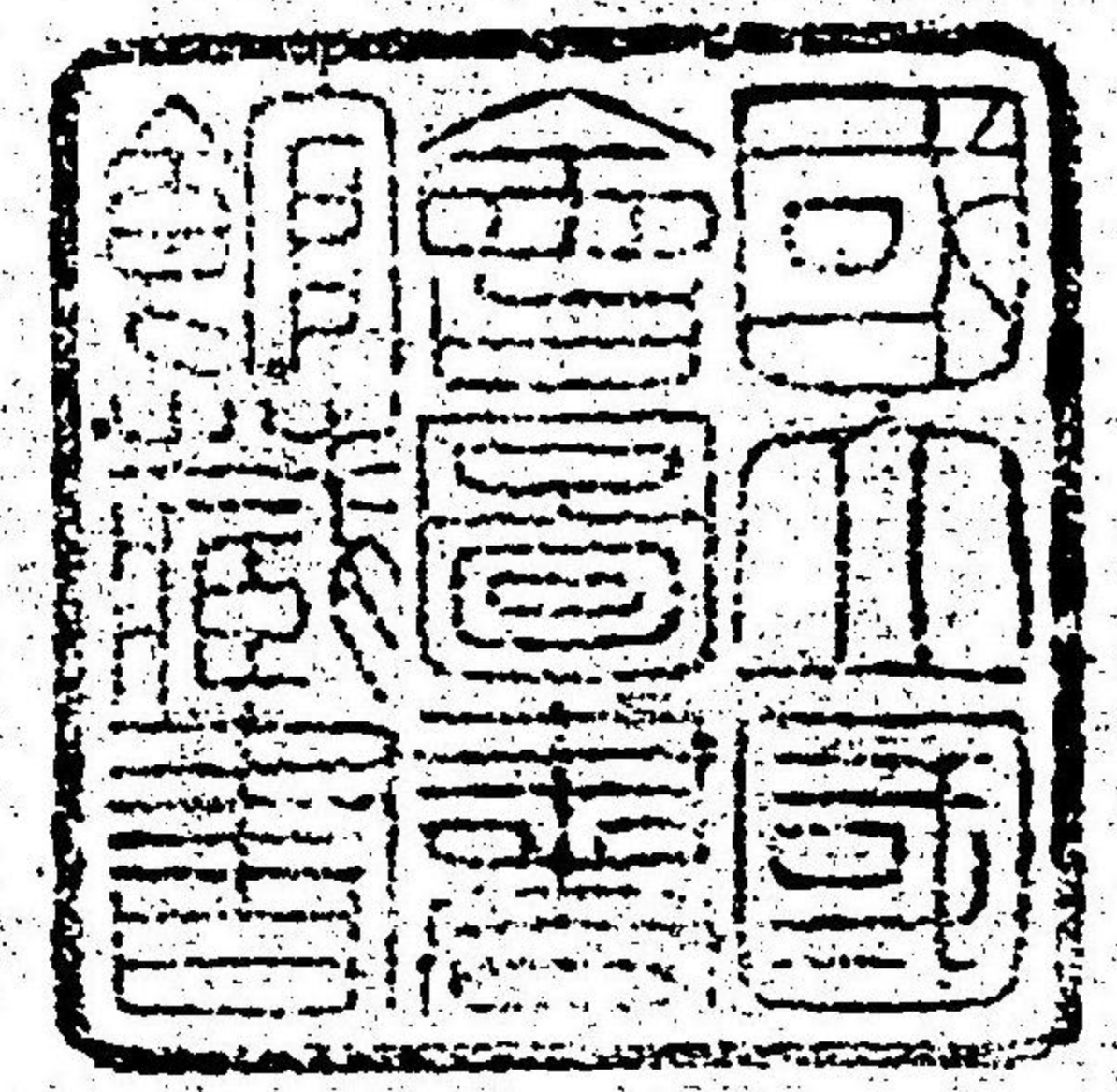
民友社

210.61H586d

第二之維新

目次

第一期	一頁
第二期	七十一頁
第三期	百十三頁
第二之維新	百四十九頁



336802

初雨芳
草新



第二之維新

第一期

人見一太郎著



千年の昔、政權藤原氏に移り、平氏に移り、源氏に移り、更に下りて
 陪臣北條の手に移り、建武中興の頃、夏の夜の夢の如く、王朝に復し、
 倏然として又天下に移り、足利尊氏より徳川慶喜に至る殆んど五百五
 十年にして、政權王朝に復歸す、稱して王政復古といふ、豈に當らさ
 らんや。然れども所謂王政復古は、山陽外史が願望せし王政復古にあ
 らずして、彼か曾て夢想したるとなき立憲民政を創立したるものにて
 ありき、即ち西洋崇拜者か、攘夷家の懐中より生れたるか如く、民政

は、王政の温翼の下より呱呱として、二千五百年來未だ曾て聞かざる第一聲を放ちたりし也。
 形ある、是れ民政、形なき是れ公議輿論、公議輿論の由て來ると久し、彼れは明治時代のものにあらず、慶應時代のものにあらず、安政文久の時代既に之れあり、嘉永六年、即ち今より殆んど四十年前に固き地盤を破りて柔かなる二葉を地頭に擡げ出したるは實に彼れにてありし、寡人獨裁の幕府が、諸大名を集めて、和戰の利害得失を諮問したるは、是れ今迄寶庫に珍藏せし麝香の密封押し切りたるか如く、民政の香氣は、此時よりして一般に滿ち渡りたり。幕府の大權は、此時よりして、諸大名の手に下移したり、諸大名の實權は、藩中の雄才逸物之を掌握するが故に、幕府の大權は其實此の雄才逸物の手に落ちたる也。吾人は、諸大名の横議高論を以て、公議輿論の小兒となす、民政の第一階

となす。怪しむ勿れ、第一の維新ありてより、尊王攘夷の四字に代りて公議輿論なる四文字の畏敬せられ、民政なる文字の幾度か、布達公文書中に散見したるを。是れ突然一夜に生したるにあらず、是れ偶然外より來りたるにあらず、公議輿論は、實に其源を十五六年前に發し、溪となり、湍となり、激して瀑布となり、飛流直下三千尺の勢を以て、維新の上に落下せしなり。公議輿論は舶來品にあらず、日本産也、維新の際に突出したる公議輿論は、翻譯的公議輿論にあらず、封建瓦解の大勢か産み落したる健兒也、公議輿論は日本に生れ、日本に成長せり、只日本人が、西洋服を穿ちたるが如く、公議輿論も、亦維新の際泰西の衣裳を被りたるのみ。

海激天驟雷電噴。蒼松十丈劈爲薪。須臾龍卷他山去。誤殺田頭望雨人。尊王攘夷は雨也、公議輿論は雷電也。第一の維新は實に雨と與に雷

雲の落ちたる也。公議輿論の進歩は、政府の進歩也、公議輿論の退歩は、政府の退歩也。明治の始、二箇年は、政府鳥の如く舞ふて飛べり、明治二年より十年に至る、寧ろ退歩せり、若し進みたりとせば、蝸牛の如く匍匐して進みたるなり、十年より以後は、即ち全く退歩却走せり、若し強て進めりと謂はい、進みたり、然りその後背に向て進みたり。是れ實に明治政府の三大段落なりとす。第一期は改革の中に在り、革命的性質を有する改革の中に在り、第二期は改革と懷舊との間に在り、第三期に至りては、改革の外に在り。改革らしきものの、第三期に存するは、改革にあらずして、寧ろ修繕也、改革にあらずして、寧ろ翻譯也、改革にあらずして、寧ろ摸倣也。山縣伯第一議會に演説して曰く、「太政維新の時に膺りて一旦世運の變遷を察して此の方嚮を一變するや吾人は過去數百年間に延滞したる負債を償却するに其及ぶ限

りの短日月を以てせんとに努力したり、而して吾人が今尙諸君と與に背上に負荷せる此の至重の義務は未だ其半を終ふるに至らず」と然り明治の初年大膽不敵の決心を以て、一時に負債の幾分を返却したりと雖、十年後は、年賦拂となり、年賦も不納勝となりて、數百年來の負債今尙ほ其半を返濟するに至らず、是れ果して誰れの責そや、吾人思ふて此に至れば、安んぞ慨然として起たざるを得んや。偉なる維新の恩、大なる哉、維新の徳、吾人國民が、憲法を有し、國會を有するは總て維新の賜也。維新か彼れ自ら手を下して蒔きたる核子は二十五年の妬風嫉霜を凌て、今や幽艶の花を開き、馥郁の香を發す。吾人國民は此の恩人を識らざる可らず、維新の何者たるを知らざる可らず。維新の元勳を以て自ら居るもの、如きは、特に維新の何物たるを知らざる可らず、維新の特惠の下に榮華の夢を結ぶもの、如きは

は、特に恩人の何者たるを知らざる可らず、恩人が彼等に命したる天職を知らざる可らず。然らば維新は何者なる乎、維新の大精神は何れに在る乎。吾人は維新か彼れ自ら語り、維新か彼れ自ら行ひ、維新か彼自ら旨を下して、人に言はしめ、人に行はしめたる所に依て、判断せん、庶幾くは維新の何者たり、維新の大精神の何れに存するかを明にせん。

維新の幕は、大政返上に於て、開かる。慶應三年十月十四日徳川慶喜か、政權奉還の奏聞中に言るあり。

從來之舊習ヲ改メ政權ヲ朝廷ニ奉歸シ廣ク天下之公議ヲ盡シ聖斷ヲ仰キ同心協力共ニ皇國ヲ保護仕候得ハ必ス海外萬國ト可並立候

其翌日奉還を准許せられたる朝廷の御沙汰書に曰く。

祖宗以來御委任厚御依頼被爲在候得共方今宇内之形勢ヲ考察シ建白之旨趣尤ニ被思食候間被聞食候尙天下ト共ニ同心盡力ヲ致シ皇國ヲ維持シ可奉安宸襟御沙汰候事

大事件外夷一條ハ盡衆議其外諸大名何被仰出等者朝廷於兩役取扱自餘之儀ハ召之諸侯上京之上御決定可有之夫迄之處支配地市中取締等ハ先是迄之通ニテ追テ可及御沙汰候事

公議輿論の爲めに、推倒せられたる徳川最後の將軍すら尙且つ『廣く天下の公議を盡し』と言ふ。彼れも亦公議輿論の知己なりと謂はざる可らず。朝廷に至りては、『天下と共に同心協力を致し』といひ、且つ世間の政治家が動もすれば秘密の目隠を以て蔽はんとする大事件外交問題をば、盡衆議、衆議に従て決定せんとす、維新の精神、何ぞそれ公明正大なるや。

同十二月十八日京都市中に諭告して曰く。

天下之民ヲシテ各其家業ヲ安セシメ俱ニ愛樂ヲ同セシムトテ第一トシテ云々

同十二月二十二日の布達に曰く。

博ク天下之公議ヲトリ偏黨ノ私ナキヲ以テ衆心ト休戚ヲ同フシ極言高論シテ救繩補正ニ力ヲ盡シ上勤王之實効ヲ顯シ下民人ノ心ヲ失ナハス皇國ヲシテ一地球中ニ冠超セシムル様碎勵可致旨御沙汰候事

民と與に愛樂を同ふし、民と與に休戚を同ふし、天下の公議を取りて、政の大本となす、民政の靈魂は業に已に明らかたに、維新の骸骨内に存在するを見る可き也。

明治元年二月十日貢士を徴するの御沙汰に曰く。

一大藩 三員 一中藩 二員 一小藩 一員

右ハ今般王政御一新爲仰出輿論公議ヲ執候御趣意ヲ以テ各藩ヨリ貢士トシテ太政官へ差出候様被仰出候條其御趣意ニ相基キ國々國論ニモ可相代者人撰有之差出候様御沙汰候事

輿論公議の仁徳、權勢既に之を知る、然れば、如何にして、輿論公議の何れに在るかを知了し、如何にして輿論公議に従ふ可き乎。貢士を徴するは、公議輿論を執行する第一の手段として、試みられたり。手段は手段なり。然れども拙き手段なりし也。拙き手段なりしと雖、拙き手段に依頼しても、公議輿論を執行せんとする維新の精神は凍として、侵す可らず。

國民は、子々孫々三月十四日を紀念せざる可らず、明治元年三月十四日を紀念せざる可らず、國會開設大詔の煥發せられたる明治十四年十

月十二日と與に、國民權利の保障たる憲法の發布せられたる明治二十二年二月十一日と與に我自由國民の三大祝節として、千々年、萬々歳紀念す可きものは、實に五個條の御誓文を宣布し玉ひたる此の三月十四日なりとす。三月十四日辰の刻維新中興の英主は、諸侯伯を召見し、天神地祇を祭り、天地神明に對して五個條の誓を爲し玉へり。

五個條の御誓文

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決ス可シ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ンニ經綸ヲ行フ可シ
- 一 官武一途庶民ニ至ルマデ各々其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス
- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基ク可シ
- 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ス可シ

我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

戊辰三月 御 諱

總裁公卿諸侯各印を捺して、請書を奉て曰く。

敕意宏遠誠ニ感銘ニ不堪今日ノ急務永世ノ基礎此他ニ出ツカラス臣等謹テ獻旨ヲ奉戴シ死ヲ誓ヒ黽勉從事冀クハ以テ宸襟ヲ安シ奉ラン

只破壊せしのみ、未だ如何にして、新政府を立て、新國家を保ち、新國民を安んず可きかを知らず。舊家廢屋之れを破壊して、新家の施計未だ之れを作らざるに似たり。公議輿論は已に自から國是の躰を爲すと雖も、國是の存する所、猶ほ茫として烟の如し。公卿諸侯方向に迷

ひ、國民適歸する所を知らず、是に於て、五箇條の御誓文烟霧を排し、靈暉炳々として、萬衆の心を照らし、新日本の國是爰に始めて一定す。此國是たる、皇帝の誓詞にして、其聲高く神明に達し、其聲深く人心に入る、盤石の如く、邱山の如く、牢として動かす可らず。我邦の國是たる公議輿論の上古は、諸侯伯の公議輿論、其中世は、諸藩才俊の公議輿論なりしか、公議輿論は圓錐形の如く、其末次第に擴張し來りて、今や五箇條の御誓文によりて、人民の公議輿論となれり、眞實の公證輿論となれり。『廣く會議を興とし萬機公論に決す可し』の一箇條は、宏遠濶大、總てのものを包括する無盡藏にして、集議院より出て、國會開設の大詔より出て、憲法より出て、帝國議會より出て、其他、立憲民政に關する總ての事業、總ての機關、總ての計畫は十年の後も之より出て百年の後も之より出て、乾々浩々として

窮極なかる可し、豈に盛なりと謂はざる可けんや。『上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フ』何等の希望的ぞ、何等の進歩的ぞ。『人心ヲ倦マサラシメントテ要ス』といへるは、上千古に達し、下萬世に達して、渝ゆ可らざる政治上の活法也。『舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基キ』知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ』といふに至りては、基督が稜々たる神威を以て、サタンを叱して之を退けたるが如き、權威あり、ピートル帝が、自ら書生として、歐洲の諸國に流歴し、文明、知識を探索して、露國千年の國基を立てたるが如き雅量あり。一は壯の又壯、他は大の又大、一は渾て改革的、他は渾て世界的。維新の元勳は如何なる心を以て、『御誓文』を奉躰せし乎。左に掲ぐるは、木戸松菊の意見書也、此書は明治六年歐洲より歸朝の後、當路者に贈りたるものにして、彼れが『御誓文』に對する釋義如何を伺ふ可き

也。

向者戊辰ノ春、東北未ダ平定セザルノ際、百官有司及諸侯伯ヲ闕下ニ集メ、皇上躬親ラ天神地祇ニ祈リ、誓旨五條ヲ制シ、之ヲ天下ニ頒ツ、是朝意ノ歸着スル所ヲ昭示シ、萬民ノ方嚮ヲ一定スル所以ナリ、其題旨載テ大ニ國是ヲ定メ、制度規律ヲ立テ、斯誓旨ヲ以テ之ヲ天語ニ據ルト爲ス、是ニ於テ遂ニ諸藩還籍ノ請ヲ允シ、侯伯ヲ廢シ、而シテ國力ヲ統一ス、是レ豈五州強國ノ通論ニ取ルアルニ非ズヤ、然ラバ則是レ此ノ五條憲ニ我邦ノ政規典則タル知ル可シ、夫レ政規ハ一國ノ是トスル所ニ憑リ以テ之ヲ定ム、百官有司ノ臆見ニ從ヒ妄ニ軒輊ヲ爲スル得ザルナリ、天下細大事務、此ヲ以テ處置ノ準則ヲ爲ス、其據ル所ノ深キ、期ス所ノ遠キ、億兆士民、誰カ敢テ宸衷ノ隆渥ヲ感戴奉承セザランヤ、但文明ノ國、君主擅制ヲ得ズ、國人民一致協合、共ニ其意ヲ致シ、以テ國務ヲ條列シ、而シテ後其裁判ヲ課シ、之ヲ一局ニ委託シ、名テ政府ト謂フ、有司ヲシテ各其事ニ當ラシム、有司タル者、亦各一致協合、民意ヲ保全シ、重ク其躬ヲ責メ、國務ニ從事ス、非常ノ變ニ遭ト雖モ、民意ノ興スル所ニ非レハ、則敢テ措置ヲ縱ニスルヲ得ズ、政府ノ嚴密斯ノ如キナリ、而シテ人民猶能ク其超制ヲ戒ルヲ得、議者猶能ク事ニ就キ查檢有司ノ臆斷ヲ抑制スルヲ得、此レ其政治最モ美ナル所以ナリ、若シ夫レ人民未ダ文明ノ化ニ沐浴セザル如キハ、則暫ク君主ノ英斷ニ依リ、以テ民意ノ協合スル所ヲ逆ヘ、而シテ國務ヲ條列シ、某裁判ヲ有司ニ課

シ、以テ漸ク之ヲ文明ノ域ニ導ク、是自然ノ理ナリ、特ニ惟フ、曩者誓旨盛舉叙感ノ主トスル所、蓋シ其レ此ニ基ンカ、然ラハ則我邦未ダ議士アリ事々查檢ヲ加フルノ舉アルニ至ラスト難キ、詔令ノ繁重、事務ノ遠大歐米各國ノ民意ヲ體シ政令ヲ布ク者ト、毫殊異ナケレバ、則有司タル者重ク其躬ヲ責メ、五條政規ヲ奉シテ標準ト爲シ、政府ノ務ニ從事勉勵セサル可クンヤ、夫レ政規者精神ナリ、百官者支體ナリ、若シ夫レ神心命ヲ傳ヘ、而シテ肢體應セス、或ハ命ヲ俟タズシテ妄動スルゴトキハ、則全國事務、雜錯紛亂、而シテ物情安カラズ、其勢將ニ測ルベカラザルニ至ラントス、設シ果テ此ノ如クナレバ、則前日ノ盛舉、徒ニ舊制ヲ廢スルニ過ギズ、而シテ士民焦心粉骨ノ功、亦空ク水泡ニ歸センノミ、凡ソ天下ノ事之ヲ言フ太々易ク、而シテ之ヲ行フ太々難シ、用舍ノ間實ニ深戒ヲ加ヘザルベカラズ、恭ク惟ニ前日詔旨、天下ヲ以テ皇家ノ私有トナサズ、民ト偕ニ居リ、民ト偕ニ守ルヲ誓フ、夫レ天下ノ事務一トシテ天下ノ人民ニ關涉セザルナケレバ、則天下ノ人民亦自カラ天下ノ人民ノ盡ス可キ務メアリ、豈只循々然朝命ヲ聞テ奔走シ、意ヲ受テ升降スルノミニシテ可ナランヤ、

「御誓文」は、精神也、靈也、既に靈あり、何ぞ躰なかる可けん。明治六年閏四月廿一日に至りて「御誓文」を包む所の肉、「御誓文」を支ゆる

所の骨始めて形を成す。「政体」是れ也。

去冬皇政維新機に三職ヲ置キ續テ八局ヲ設ケ事務ヲ分課スト雖兵馬倉卒之間事業未タ恢弘
セテ故ニ今般御誓文ヲ以テ目的トシ政体職制被相改候ハ徒ニ變更ヲ好ムニアラス從前未定
ノ規律次第ニ相立候譯ニテ更ニ前後異趣ニ無之候間内外百官此旨ヲ奉体シ確定守持根據ス
ル所有テ疑惑スルナク各其職掌ヲ盡シ萬民保全ノ道開通永續センヲ要スルナリ

政 体

- 一 大ニ斯國是ヲ定メ制度規律ヲ建ルハ御誓文ヲ以テ目的トス
- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサヲシメシム
ヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一 知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

右御誓文ノ條件相行ハレ悖ラザルヲ以テ旨趣トセリ

一 天下ノ權力總テ之ヲ太政官ニ皈ス則政令二途ニ出ルノ慮ナカラシム太政官ノ權力ヲ分テ
立法行司法ノ三權トス則偏重ノ慮オカラシムルナリ

一 立法官ハ行法官ヲ兼メルヲ得ズ行法官ハ立法官ヲ兼メルヲ得ズ但シ臨時都府巡察ト外國
應接トノ如キ仍ホ立法官之ヲ管スルヲ得

一 親王公卿諸侯ニ非ルヨリハ其一等官ニ昇ルヲ得サル者ハ親々敬大臣ノ所以ナリ藩士庶人
ト雖正徴士ノ法ヲ設ケ猶其二等官ニ至ルヲ得ル者ハ貴賢ノ所以ナリ

一 各府各藩各縣皆貢士ヲ出シ議員トス議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ

一 官等ノ制ヲ立ツルハ各其職任ノ重キヲ知リ敢テ自ラ輕ンセシメザル所以ナリ

一 僕從ノ儀親王公卿諸侯ハ帶刀六人小者三人其以下ハ帶刀二人小者一人蓋尊重ノ風ヲ除テ
上下隔絶ノ弊ナカラシムル所以ナリ

一 在官人私ニ自家ニ於テ他人ト政事ヲ議スル勿レ若シ抱議面謁ヲ乞者アラメ之ヲ宮中ニ出
シ公論ヲ經ヘシ

一 諸官四年ヲ以テ交代ス公撰入札ノ法ヲ用フヘシ但今後初度交代ノ時其一部ノ中ヲ殘シ二
年ヲ延シテ交代ス斷續宜キヲ得セシムルナリ若其人衆望ノ所屬アツテ離去者ハ猶數年ヲ延
サシムルヲ得ス

一諸侯以下農工商各貢獻ノ制ヲ立ツルハ政府ノ資ヲ補ヒ兵備ヲ嚴ニシ民安ヲ保ツ所以ナリ
 故ニ位官ノ者亦其秩祿官給三十分ノ一ヲ貢ス可シ
 一各府各藩各縣其政令ヲ施ス亦御醫文ヲ牒スヘシ唯其一方ノ製法ヲ以テ他方ヲ概スル勿レ
 私ニ爵位ヲ與フル勿レ私ニ通貨ヲ鑄ル勿レ私ニ外國人ヲ雇フ勿レ隣藩或ハ外國ト盟約ヲ立
 ツル勿レ是○◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎小權ヲ以テ大權ヲ犯シ政牒ヲ紊ルヘカラサル所以ナリ

一官職

大政官分爲七官

○議政官 分上下二局管
 一司日日誌司

上局

議定 以親王諸王公卿諸侯充之内二人兼輔相

掌創立政體造作法制決定機務銓衡三等官以上及明賞罰定條約宣和戰

參與 以公卿諸侯大夫士庶人充之

掌同議定

史官四人 以大夫士庶人充之餘史官倣之

掌勘署文案受事上抄及造日誌

筆生

下局

議長二人 辦事兼之

議員貢士

議員承上局命所議條件如左

租稅之章程

驛遞之章程

造貨幣

定權量

與外國結新約

內外通商章程

拓疆

宣戰講和

水陸捕拿

招兵聚糧

定兵賦

築城營或武庫於藩地

彼藩與此藩爭訟

右一官執立法之權

○行政官

輔相二人議定兼之

掌輔佐天皇奏宣讀事督國內事務總判 宮中庶務

辨事十人以公卿諸侯大夫士庶人充之權辨事亦做之

掌受付内外庶事札判 宮中庶務

權辨事

掌同本官餘權官准此

史官六人

掌勅詔奏勅署文案檢出稽失

筆生

右一官執行法之權

○神祇官

知官事一人以親王諸王公卿諸侯充之餘知官事做之

副知官事一人以公卿諸侯大夫士庶人充之餘副知官事做之

掌同知官事餘副知官事准之

判官事二人以公卿諸侯大夫士庶人充之餘判官事做之

掌札判官事餘判官事做之

權判官事以公卿諸侯大夫士庶人充之餘權判官事做之

書記

筆生

○會計官管七司曰出納司曰用度司曰驛遞司曰營繕司曰稅銀司曰貨幣司曰民政司

知官事一人

掌總判田宅租稅賦役用度金穀貢獻秩祿倉庫營繕運輸驛遞工作稅銀

副知官事一人

判官事二人

權判官事

書記

筆生

○軍務官管二局四司曰海軍局曰陸軍局曰築造司曰兵船司曰兵器司曰馬政司

知官事一人

掌總判海陸軍郷兵招募守衛軍備

副知官事一人

判官事四人

權判官事

書記

筆生

○外國官

知官事一人

掌總判外國交際督監貿易開拓疆土

副知官事一人

判官事六人

書記

筆生

右四官分執行法之權

○刑法官管三司曰監察司曰
勸懲司曰捕亡司

知官事一人

掌總判執法守律監察糾彈捕亡斷獄

副知官事一人

判官事四人

權判官事

書記

筆生

右一官執司法之權

『政體』は憲法の假躰、『官職』は、官制の寓形。而して其假憲法は、權力を分ちて、立法、行政、司法となす。十八世紀の政治哲學者たるモンテスキエに於て、生前曾て我三權分立説が、ロンドンの所謂黃金島の假憲法に適用するを思はんや。此三權分立は直に『萬法精理』より來り、或は間接にモンテスキエの萬法精理を信仰せる亞米利加憲法より來りて、此所に現はれたる也。明治八年禮之何が萬法精理を漢譯

にしたるは、我國民が正に三權分立説に心酔したる絶頂に投したりし也。議員、議事、公議輿論與に專制治下に曾て之れなく、代議政治の下に始めて見るを得可き文字は、維新の始、早く已に我政府の布告に見る。「政躰」中最も吾人の注意を喚起するものは、諸官の任期制限及公撰入札の一條也。諸官とは議員のみを指すにあらず、總ての官吏を指す也。行政官も司法官も。四年を以て交代し。公撰入札の法を用ゆるといふの制度にして、當世の語にて言へば、大臣も四年毎に交代し、公撰入札を以て交代する也。而して衆望の屬するものあれば、例外として猶數年を延はすを得るも、衆望を失へば、必ず春夏秋冬四個月毎に交代するが如く、賢愚、徳不徳、四年毎に交代するの制也。此制たる、或は政府の基礎を軟弱にするものなる可しと雖、專制の頑暝を破る、宜く此の斬馬劍を用ゐざる可らず。衆望を失ふものは、何人と雖、

四年毎に必ず去る。此制若し實際に行はれて今日に至らしめば、停會、解散の紛々、上奏、彈劾の喧々、何んぞ之れを今日に見るの必要あらんや。藩權を以て、幕權に比す、前者は小權、後者は大權。維新の革新は、實に所謂小權を以て大權を犯し、封建政躰を破壊したるもの也。殺人劍を不信の人に托す、危険之より甚たしきはなし。維新の政府は、實に之を恐れ、之を危み、力めて、藩權を撲滅するの方針を取れり。假憲法の第一に權力太政官に歸するを明言したるは、權力の或は小碎して、藩々國々に歸復せんことを憂慮したるに出つ。各府、各縣、各藩に向て、私に爵位を與ゆる勿れ、私に通貨を鑄る勿れ、隣藩或は外國と盟約する勿れといふに至りては、如何に中央政府か、猜疑の眼を以て、諸藩を睨みたるかを知るに足る可し。猜疑愈加りて、不安心愈加

はり、不安心愈加はるに従て一步は一步より權力を集中し、特に中央集權説は大久保甲東の如き人物の尊信する所となり、權力集中の處分は、大久保甲東の如き人物の手腕に托せられて、愈成效に赴きたり、斯の如くして地方自治なるものは、遂に維新の慈恩光浴を受くる能はざりしなり。是れ當時に於ては、時勢上已むを得ざるものにて、深く答るに足らずと雖、後の政治家、漫に之を資として、中央集權を辯護するは、死眼を以て活ける時勢を見るもの也、最も可笑也。當時の所謂立法部とは如何なるものなりし乎。議政官即ち立法部也、議政官分て二局となす、上局には、今の所謂皇族あり、華族あり、又た參與と名くる敕任議員若くは大臣兼の貴族院議員あり、下局には、藩國の代議士たる貢士其議員にして、議長二人あり。頗る帝國議會の軀裁を具へて、頗る不完全也。然れども下局に外國と條約を締結するの權、

宣戰講和の權を與へたるか如きは、諸侯伯の公議輿論を以て、攘夷の大問題を決したる落々の精神猶ほその中に鬱勃たるを見る可し。上局に政躰を創立し、機務を決定し、且つ官吏を賞罰黜陟するの權を與へたるは、行政權を立法部に與へたるものにして、三權分立を求めて、却て三權を混淆したりと謂ふ可し。民政の形躰は、此時に至りて、益々著明なるを得たりと雖、當時の代議制は、藩の上に立てり。曾て國民の基礎の上に立たざる也、藩民の基礎の上にも立たざる也。而して、彼れは又た政府の下に立てり。彼れは政府の同輩にあらず、政府の從僕なり。彼れ已に藩の上に立つ、勢、藩の權力消滅すると共に、彼れの存在も亦消滅せざるを得ず、彼れ中央政府の下に立つ、勢、中央政府の威權増長すると與に彼れ増々、其下に小身屈伏せざるを得ず、是れ明治二年の末に至りて、民政の形躰、曇天より薄暮に入りたる所以

也。
 三權分立は、五ヶ月の短き経験に依て、その不可行を宣告せられたり。
 否寧ろ政府の力量は三權を明白に分立せしむる能はずして、その不可
 行と断定せられたるなり。是に於て九月十九日を以て、立法部廢止の
 令現はれたり。

議政行政ノ分別ヲ以テ議事ノ制可被爲立善之處自然實狀ニ於テ議政亦行政之事ト相成立法
 官行政官ヲ相兼候様成行遂ニ議事制難相立候然ニ今後天下衆庶ト共ニ衆庶之政ヲ爲シ且會
 計之事ニ於テモ愈議事之制ヨリ生シ候様無之テハ難被相行實ニ皇國御基本モ此事之成否ニ
 關係致候依テ當時實狀ニ隨テ姑ク議政官ヲ被廢議參兩職并史官共其儘ヲ以テ行政官ニ入り
 輔相之次ニ列シ職務如舊決機務ヲ旨トシ可相動候且別ニ議事之制取調候一局ヲ開キ大ニ右
 制御興立可有之様被仰出候事
 但シ姑ク議政官ヲ被廢候得共即時政體書御變革ニハ不相成候間本文之次第官中ノミ相心
 得天下一體之儀ハ追々議事之制相立候被仰出候事
 憲法は容易に動く可らず。而して假憲法は、輕々しく動きたり。假憲

法の大精神たる、代議民政は是に於て、幽靈の如く、影を收めたり。
 是れ實に改革の一大頓挫、進歩の一大躊躇にして、此の朝改幕廢は、
 偶以て當時の政治界に於て卓抜なる制度家、立法家の大飢饉を證すべ
 し。善政、良法の嫩芽を未だ笑はず、未だ開かざるに、摘み去りたる
 は餘りに輕躁なりしと謂ふ可し。然れども其但書に於て、姑く議政官
 を被廢候得共、即時政體書御變革は不相成候間云々といひしは、幾分
 か朝三暮四を耻ぢたるに出つ可しと雖、又た廢止の一時に止るを示し、
 假憲法の容易に變せざるを示したるものにして、立憲民政は、猶ほ霞
 の中に活きたり、猶ほ霧の中に生きてたり。
 立法部は死せり、然れども公議輿論を執るの精神は益凛々乎として、
 日に膨脹す。行政部は立法部を併吞せり、然れども民政に向ては、日
 々尊重の念を長し、公議輿論を鼓舞振作するに於て、頗る其力を竭し

たり。立法部廢止の翌日、車駕、京師を發して、東京に向ふに當りて、貢士即ち公議人をして聖輦と與に、東せしめ、且つ公議人に向て左の如き一令を下したり。

議事院之儀ハ廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スルノ御趣旨ニシテ最重大之舉ニ有之先般公議人ヲ被置議員ニ被充課目對策御試相成候處送ニハ空文ニ流レ却テ對策及第等之弊風可生弊ニ付一ト先課目對策被廢止改テ大ニ國家實用之輿論公議ヲ被興候 思召ニ候然ル處公議人ハ其材ヲ撰ビ可代國論旨前以御布令ニモ相成候故各其材ニ不乏事ニハ可有之候得共猶又列藩ヲ 御邊觀被爲遊候ニ中ニハ藩論未定議未立向モ有之哉ニ相聞即今議事之制有之候テモ名實齟齬致シ 朝廷列藩之際氣脈ヲ通シテ公議ヲ興シ候 御趣意ニモ不相副徒ニ空論浮議ニ涉リ一己之私見ヲ以テ衆說ニ雷同致ス等ノ弊ナモ相生スヘク以テ御廻回被爲在候得共實ニ一日モ不可欠ハ公議ニ付爾以藩論ヲ一定シ公議ヲ振起シ 朝廷ニ於テ大ニ議事之制ヲ御興立可被爲在ニ付追々其制ニ基キ 皇國一致氣脈相通シ候様銘々可致盡力旨被 仰出候事 歐風の議事院に向て、唐風の對策を用ゐたるの極、グラッドストーンたるへき公議人は悉く韓退之となり、賣文買祿の弊を生し、日に公議興

論と相遠かるを視ては鐵鞭を擧て公議人を撻ち、社會の大勢猪進するに當て列藩中、狐疑鼠恐、藩論を一定する能はざるものあるを見ては、早鐘を亂打して列藩を警醒す、何ぞぞれ公議輿論の振起に熱心にして、議事制を興立するに銳意なる。十月廿四日地方官々制とも稱すへき藩治職制を立つ。職制は、執政、參政、公議人の三者より成る。執政は朝政を躰認し、藩主を輔佐し、一藩紀綱を總攬し、參政は政事に參するを掌り、一藩の庶務に任し、公議人は朝命を奉承するを掌り、國論に代りて、議員に備ゆ。執政參政は、藩主之を任すと雖、公議人は、執政參政の互撰也。故に當時の代議士は、執政參政(無定員)其撰舉人となり、被撰權人たる執政參政中より撰舉せられたるものにして、固より完全なる藩民の代議士にあらずと雖、民政の根基たる撰舉制、議事制の日に以て、發達し來るを見る可き也。十二月五日公議所を東京

舊姫路藩邸に置く、今の所謂國會議事堂也。同十三日を以て左の御沙汰書を發せらる。

萬民ヲ保全シ永世不朽之皇基ヲ確定スルハ固ヨリ萬機公論ニ出ルニ在テ即御誓文之大本ニ候依テ當夏議政行政ノ御制度相立各府藩縣ヨリ徵貢士之法相設相成候儀即御政體之通リニ候然處春來兵禍引續候ヨリ御誓文之御趣意或ハ未ダ周達セサルモ有之候處當今追々四方鎮定彌前條之通廣ノ會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシトノ御趣意ヲ以今般改テ被仰出東京舊姫路邸ヲ以テ當分公議所ト御定相成來春ヨリ開議致シ候様被仰出候間各彼我之私見ヲ去リ公明正大之國典確立之處ニ熟議ヲ遂ケ御誓文之御趣意致貫徹候御沙汰候事

讀テ「萬民ヲ保全シ永世不朽ノ皇基ヲ確定スルハ固ヨリ萬機公論ニ出ルニ在リテ即御誓文ノ大本ニ候」に至れば、殆も日月を提て、暗黒を

照破するか如く、天叙天秩、明々、白々、紊す可らず、欺く可らず。維新の大本は、御誓文に在り、御誓文の大本は、萬機公論に出るに在り、立憲民政の基礎是に於て益堅固なるを致す。明治二年正月十八日國是基礎可被爲建に付大小侯伯及中下大夫士被爲召の御沙汰書に曰く。

當春再ヒ東京へ行幸ニ付天下ノ大小侯伯及中下大夫上士ニ至ル迄被爲召輿論公議ヲ以テ國是ノ大基礎可被爲立召食ニ付大小侯伯及中下大夫上士ニ至ルマテ悉ク四月中旬ヲ限リ東京へ參着可致尤モ道路ノ遠近モ有之儀ニ付各其心得可有之旨御沙汰候事

議政權固ト諸侯伯に偏在し、今は中下大夫上士に擴充す。政權の分配次第に少數より多數に及ぶの趨勢歴然として指す可し。同二月五日の御沙汰書に曰く。

大ニ議事ノ制ヲ可被立ニ付藩々ニ於テモ其制ヲ立ヘキ旨兼テ御布令有之候處今般於東京開議被仰出候ニ付御趣意奉躰認藩々ニ於テモ博ク公議ヲ興シ輿論ヲ採リ下情上達候様御沙汰候事

二月廿五日會議御親裁の詔に曰く。

朕將ニ親臨シ公卿群牧ヲ會合シ博ク衆議ヲ諮詢シ國家治安ノ大基ヲ建ントス抑制度律令ハ政治ノ本億兆ノ頼ル所口以テ輕ク定ム可ラス今ヤ公議所法則略ホ既ニ定マルト奏ス宜ク速ニ開局シ局中禮法ヲ貴ヒ協和ヲ旨トシ心ヲ公平ニ存シ議ヲ精確ニ期シ專ラ皇祖ノ遺典ニ基キ人情時勢ノ宜キニ適シ先後緩急ノ分ヲ審ニシ順次ニ細議シ以テ聞セヨ朕親ク之ヲ裁決セシ

四月二十日二等官以上を召し手詔して、萬機施政の方法を諮詢あらせらる。其詔に曰く

朕向ニ汝百官群臣ト五事ヲ揭ケ天地神明ニ質シ綱紀ヲ皇張シ億兆ヲ綏安スルヲ誓フ然ルニ兵馬倉卒未タ其績ヲ底サス朕夙夜上ハ以テ神明ニ畏レ下ハ以テ億兆ニ慚ツ今ヤ乃チ親臨汝百官群臣ヲ朝會シ大ニ施設スルヲ方法ヲ諮詢ス是神州安危ノ決今日ニアリ殊ニ宜ク腹心ヲ披キ肺肝ヲ表シ可否ヲ献替スヘシ朕將ニ勵精竭力大ニ經始スル所アラントス汝百官即其勗哉

此國是會議たる、公議輿論を以て國是の大基礎を確立するの趣旨に依りて、開きたるものにして、會員の撰擇に於ても、力めて公議輿論を執るの道を盡くしたり。五日の御沙汰書の如き、先づ藩々の公議輿論を振起せしめ、之を國是會議に發表せしめんとこの注意に出でたるもの也。藩々の公議人の外各廳の四等官以上一人をして會議に參せしめ、且つ特に東京諸學校より各一人の代議士を出さしめ、或は待詔局を新設し

て『皇國基礎御確定の會議被仰出候に付爲國家存付有之候族は不願卑
 賤待詔局へ罷出無忌憚可致建言事』との布告を發したるか如く、一と
 して公議輿論を尊重し、公議輿論を執るに於て、極めて懇篤極めて周
 到なるを見ざるはなし。待詔局を設くるの布達に曰く。
 大政更始以來舊弊一洗言路洞開上下貫徹少モ壅塞無之天下有志ノ者竭丹誠爲國家無忌憚建
 言致候ニ付追々御採用相成候得共猶實功之不立麻々有之畢竟御旨趣貫徹不致有志之者撰
 二相洩候哉ト深ク御煩念被爲在候ニ付此度於東京城待詔局被爲開候尙有志之者草莽卑賤ニ
 至迄御爲筋之儀早々建言可致篤ト議論相遂ケ其所長ヲ以テ夫々御用可被仰付御趣意ニ候間
 向後潛伏隱遁齊々其志ヲ不達者有之候テハ至誠盡忠之素志ニ相悖リ候間尙上下一致偏ニ盡
 力可致旨被仰出候事

待詔局に建言するものは、先づ同局官吏と討論熟議し其重大なるもの
 は、必ず上裁を経て、夫々取捨したるか故に、當時の建言は隨分有力
 のものなりき、是れ又萬機公論に決するの御誓を實にしたるものにし
 て、且つ公議輿論の領地を益々擴めて、草莽卑賤に及ぼしたる也。議

政權は、待詔局設置、國是會議に至りて、愈その根底を廣大にせりと
 謂ふ可し。議政官は明治六年九月十九日を以て廢せられたれども『政
 躰書』には、猶一の死文として存せり、二年五月十三日に至りて彌政
 躰書に改正を加へたり。

上下議局被相開候ニ付議政官被廢右之通被改置候事

上局

議長 副議長 議員

行政官

輔相 一人 議定 四人 參與 六人 辦事

輔相 議定 六官 知事 內庭職知事

右四職公卿諸侯ノ中ヨリ撰舉スヘシ

但三等官以上總會入札ノ法ヲ用ユ

參與 副知事

右二職貴賤ニ拘ハラズ撰舉スヘシ

但同斷

輔相 一人 議定 四人 參與 六人

右今日入札撰擧被仰付候事

六官知事 六人 内庭職知事 一人 六官副知事 六人

右明十四日入札撰擧被仰付候事

吾人は維新の歴史を讀んで、公撰の事に到る毎に、未だ曾て希臘古代の民政を髣髴の間に召致するの感なくんはあらず。輔相の公撰は、總理大臣の公撰也、議定の公撰知事の公撰は、大臣の公撰也。參與公撰副知事公撰は、次官以上の公撰也。撰擧人は、三等官以上、被撰人は、公卿諸侯なり、參與と副知事に至りては、被撰人に制限なし。郡長公撰すら行はれざる今日に於て、大臣公撰説を唱ふるとあらは、或は在となし、愚となす可し。然れども大臣公撰説は、是れ元勳の元勳たる大久保甲東の發議する所、明治二年五月十三日は是れ實に甲東の持説既に國法となり、陛下政廳に親臨して、今の所謂總理大臣及大臣輩を公撰投票

せしめ玉ひたる最も愉快にして、痛切なる、蒼古にして、新奇なる出來事を保有する日なりとす。公撰の詔に曰く。

朕惟フニ治亂安危ノ本ハ任用其人ヲ得ルト得サルトニアリ故ニ今敬テ列祖ノ靈ニ告ケ公撰ノ法ヲ設ケ更ニ輔相議定參與ヲ登庸ス神靈降鑑過ナカラシムルヲ期ス

當時の輔相たる三條實美は、公撰せられたるもの也。島津久光岩倉具視外議定も公撰せられたる也。西郷、副島、板垣、大木、後藤、大隅等も、當時公撰せられて、參與となりし也。大村益次郎の意見書に曰く「司法嚮導都て長官は兵隊中より交選の方を以て撰擧可有之事」と、彼れ將校を公撰にせんとす、彼れは公撰論中の突飛將軍なりと謂つ可し。代議制に於ては、民政の精神此時より衰色を呈し、七月七日の官制大改革

に於て、益々微に入りしと雖、公撰制に於ては、民政の伸張せる、民政の溘測たる、此時を以て最も盛なりとす。七月七日の官制大改革は、中央集権制度の愈發達し、行政機關の愈膨脹し來りたる結果にして、藩閥政府の基礎は、實に此時に定りたりと謂ふ可し。二十日前諸藩悉く藩籍を奉還し、十二日前に知藩事の家祿定り、藩主の一門及舊臣は士族となりて祿制定り、九日前、天皇天神地祇列祖の靈を祭りて國是一定を告げ玉ひたるを以て、藩國の權力は、殆んど消滅し、中央政府の權力順に増長し、其結果として、官制大改革を見るに至りし也。

官制改革に依て中央行政の躰裁頗る完備したりと雖、公議所は廢せられて、集議院となり、獨立の躰全く消して、純乎たる行政部内の一小局となり、更に八月二十日に至りて、集議院規則を發したり。

集議院規則

- 一 集議院中別ニ一局ヲ設ケ天下ノ進貢獻策有用ノ材ヲ蒐ヘ寄宿セシメ其德行才能ヲ考試スヘキ事
- 一 諸藩士及農工商トモ待詔出仕可被仰付者ハ一應議院ノ考試ヲ經テ任用スヘキ事
- 但人物ニヨリ特命ノ撰舉ハ此限ニ非ス
- 一 議院ニ關係ノ議事アル節ハ長官次官正權トモ太政官ニ參預可致事
- 一 議員中ヨリ幹事十二名ヲ公撰シ正權判官ニ準シ可相勸事
- 但權判官ノ次席タル可ク候
- 一 議員中ヨリ名指シ撰舉有之節ハ議院ニ於テ長官次官正權判官幹事等其材能可否ヲ熟議シ上可申出事
- 但任用ノ官等職務トモ前以內諭可有之事
- 一 議員中名指ナク舉任被仰出候節ハ長官次官正權判官幹事等二名ヲ撰定シテ可伺出事
- 一 議員中ヨリ撰舉ノ節ハ奏任以上ニ可相任事
- 一 國ノ代議院忽ちにして、書生ノ寄宿舎となり、高等慶庵となり、文官試験委員となる。墮落も亦大なりといふ可し、而して此墮落は全く官制改革より來る。

此の官制大改革は實に維新の大精神が、第一に蹙きたる大頓挫にして、公議輿論是れより眠り、民政の光是れより消ゆ。

人民、公議輿論、代議政、公撰に對する維新の大精神此の如し。吾人は更に進んで他の方面より維新の精神を觀察せん乎。

平民的は維新の精神也、維新の勝利は、平民主義の勝利也。明治元年二十三日に上りたる大久保甲東遷都の議に曰く。

舊來ノ如ク主上下申奉ルモノハ、玉簾ノ内ニ在シ、人間ニ替ラセ玉フノ形情ヲ飾リ、僅ニ限リアル、公卿ノ外龍顏ヲ拜シ奉ル事ノナラザル様成シ來リ候テハ、民ノ父母タル、天賦ノ御職掌ニハ、背戾シ甚以其謂レナキノ至リナレバ、其御根本道理ニ適當シタル御職掌之アリ、初テ内國事務ノ法起ルベシ、右ノ根本ヲ推究シテ大變革セラルベキハ、遷都ノ典ヲ擧ゲラル、ニ在ルベシ、何トナレバ弊習ト云ヘルハ、理ニ非ズシテ勢ニ在リ、勢ハ觸視スル所ノ形跡ニ歸スベシ、今其形跡上ノ一二ヲ論ゼンニ、龍顏ハ拜シ難キ物ニ譬ヘ、玉體ハ寸地ヲ踏玉ハザルモノト、餘リニ推尊シ奉リテ、自ラ分外ニ尊大高貴ナルモノ、様ニ思召サレ、終ニ上下隔絶シテ其形情今日ノ弊習トナリシモノナリ、夫レ敬上愛下ハ、人倫美事、

然ルニ過レバ君道ヲ失ハシメ、臣道ヲ失ハシムル害アルベシ、臣聞當今各國ノ帝王從者一二ヲ率ヒテ國中ニ行步シ萬民ヲ撫育シ、曾テ威儀鄭重我國ノ如クナラズ、實ニ君道ヲ行フ者ト言フ可シ、然レバ、更始一新、王政復古ノ今日ニ當リ、本朝ノ聖時ニ法ラセ外國其政ヲ歴ス可キ基本ヲ開クハ、先ヅ遷都ノ大英斷ニ在ルベシ、乃チ是チ一新ノ機會トシテ、萬事易簡輕便ヲ本トシ、數種ノ大弊ヲ拔キ、民ノ父母タル天職ノ君道ヲ履行セラレ、命令一々下リ、天下慄動スル所ノ大基礎ヲ確立シ、皇威ヲ海外ニ輝シ、萬國ニ御對峙アラセラレン、實ニ所謂急務中ノ最急務ナリ

「餘りに推尊し奉りて、自ら分外に尊大高貴なるもの様に思召さるゝ」は上下の隔絶する所以の源由たるを切言し、歐洲各國の帝王か從者一二を率ひ國中を行歩し、萬民を撫育するを以て、實に君道を行ふものと稱賛して、威儀供奉の簡易ならんとを奉勸す。是れ實に貴族的裝飾貴族的威儀を簡略にして、君民相近き、相親しましむる所以、その「萬事易簡輕便を本とし」といふに至りては、愈平民的を以て王道を立てんとする甲東の精神を伺ふに足る可き也。

同年二月九日の布達に曰く。

(前略)民間ノ苦情ハ假令朝政ニ關シ候事ニ候共無忌憚可申出候尤領主地頭等ニ於テモ厚御
趣意ヲ以テ民間ヨリ訴出候節ハ速ニ太政官ヘ可致育上候猶又差掛リ候件々左ノ通被仰出候
同領主地頭ヨリ厚相諭候様可致候

但從前ノ賂習ヲ道テ言路壅蔽ノ事モ雖測候間民間ノ者ヨリ直ニ太政官ヘ訴出候儀モ勝手
次第ノ事

一五畿七道諸宿驛ノ儀是迄逆モ印鑑無之者ハ繼立申間敷普ノ處近來宮堂上家來杯ト唱印鑑
ニ引合無之ノミナラス無賃錢ニテ人馬繼立強談仕候者右之趣以ノ外ノ事ニ候間以來印鑑引
合無之且賃錢跡拂等ニテハ決シテ繼立申間敷候事

奉行代官地頭如何に姦曲なるも、訴ゆるに道なく、佐倉宗五郎をして、
直訴の已むを得ざるに出て遂に憐む可き刑場の烟と消へしめたる封建
の時代に在りては、人民と幕府とは地位雲壤の隔ありて、人民直に幕
府に訴へ出るか如きは、思ひも寄らざる事也。特に民間の苦情幕府に
關するものを訴へ出るか如きは、猶更ら望なき事なり。然るに今や民

間の者より如何なる苦情も忌憚なく、總て太政官に訴出るを許す。何
等の簡易ぞ、何等の平民的ぞ。此布告は少くとも、人民が、政府に對
する觀念に向て、一大變化を與へたるに相違なかる可し。その壯大華
麗なるは天堂の如く、其畏る可きは閻魔の廳の如く、思ひたる人民を
して、全く政府の何物たるを知らせしめざるにせよ、政府なるものの、
存外に簡易にして近く可く、存外に仁愛にして安んず可く、存外に寬
大にして人民の保障となる可きを知らしめたるに於ては此布告は第一
の元勳なる可し。

四月四日宮堂上諸侯以下の從僕威權を振ひ賄賂を貪る等の宿弊を嚴督
するの布告に曰く。

斯に聖業御隆興ノ上ハ天下萬姓各得其處候様深ク御仁恤被爲在凡百之宿弊悉ク御一洗之御
趣意ニ付五畿八道其他諸道通行之節幕吏等ノ如キ惡業有之候テハ決シテ不相濟事ニ候爾來
宮堂上方諸侯及小吏陪臣等往來致シ候節隨從之者下部ニ至迄萬一威權ケ間敷又ハ賄賂等ヲ

食リ糲テ不法ノ振舞有之候ハ、早速其筋裁判所又ハ其向々之役所へ可訴出候者隱匿後日於相願候ハ吃度曲事可申付者也

小吏陪臣の從僕、威權を振ひ、賄賂を貪るのみにあらず、小吏陪臣彼等自身も亦此の如し、沿道の人民は、之れか爲めに疾苦するも、後患を恐れて敢て告げず、此の布告は斯の如き人民の死せる望を活かしたる也。官尊民卑の弊習は此布告によりて幾分か、救濟せられ、四民平等の大理は、此布告によりて幾分か實際に活用せられたり。

閏四月四日の御沙汰に曰く

(前畧)殊ニ近年國家多事小民役ニ苦ミ候段連々達天聽歎思食候民力チ省スルハ國家之急務ニ付右三等中平常ハ可成丈ケ第一御簡便ニ御隨ヒ被爲遊候段被仰出候ニ付叙慮ノ旨厚ク可相心得御沙汰候事

大久保の奉勸是に於て果して幾分の効驗ありと謂ふ可し。
同月十三日又左の如く仰出されたり。

宮堂上諸大名參内ノ節、内外ニ於テ供人數可減少候侍四人下部四人ノ外召連間數候事

但追テ供連人數規則可被相立候へ共去ノ十日胡亂之者車寄邊徘徊有之彼是混雜モ有之候間先當分如本分可心得候事

一還幸之上參内ノ節、可爲衣冠被仰出候へ共三職ノ暨火急御用有之節ハ官家狩衣直垂諸侯羽織袴ノ儘參入被免候事

一九門内乘馬之儀通日平常ニ被復候へトモ方今國家多事之時勢ニ付テハ至急ノ御用等モ有之候間二職之暨九門内乘車當分如是迄被許候間通行之節手札可差出候事

供人を減少し、狩衣直衣羽織袴にて參内するを免し、乘馬九門内に入るを許す。愈簡易に進み、愈平民的に進む。

火急御用の節に限りて、狩衣直衣羽織袴にて參内免せられて、後一週間にして、公卿諸侯以下總て節朔の外、羽織袴にて參内可爲勝手と仰出され、四月二十四日に至りて、宮公卿の兵隊警衛并喝道等を止め三等官以上九門内乘馬を許し、御門内皮製諸物を用ゆるを禁する旨仰出さる。平民的は、益平民的に入れり。

五月十三日「國事多端ノ折柄莫大ノ御費用ニ付諸官月給金當分半減ノ事」との一令を以て、俸給を半減せり、何ぞそれ直裁なる、何ぞそれ平民的なる。

六月十四日在國邑之諸侯重臣を以て暑寒中天機を伺ふを廢し、七月四日宮諸侯等か自稱に殿字を用ゆるを禁して、尊大倨傲の弊を救ひ、七月十七日に至りて、更に宮堂上等の家士、權威を假り、無賃錢にて諸道を往來するを禁したり。七月十五日の命令の如きは、亦是れ當時の新政府には、曲折せる情弊少く、頗る直裁的、頗る平民的なりしを見る可き也。

凡在官之者不參五十日ニ滿レハ辭表可差出若其僱保養可差被仰付候ニ於テハ又五十日參養致シ其上全快不致節ハ再ヒ辭表可申候事

但保養可致様被仰付居所ヲ移療致度者ハ可願出尤五十日未滿ト雖モ病狀ニ因テハ同様可願出候事

願出候事

平民的の政府は、其職務を重んじ、情實政府は、其人を重んず。職務を重んず、故に五十日にして辭表を呈す、其人を重んず、故に三年五年病に臥すも、死の旦夕の間在るも辭表を差出さしめず。維新の政府は實に平民的の政府なりし也。

同八月二十八日車駕東に幸するを以て、左の如く仰せ出されたり。

今般養生 御綏撫被爲遊度思召ナリテ御東幸之儀被仰出候處當春以來數多之兵隊陸續御發遣ニ付テハ沿道宿驛之離遊不一形趣連々相聞ハ勞非常御輕裝ヲ以テ御發聲被爲在候程之儀ニ付供奉之面々御趣意ヲ奉獻シ沿道休泊人夫使方ニ至迄總テ心ヲ用ヒ宿驛迷惑無之様可取扱候萬一權威ケ間敷不修理之取計振於有之ハ當人ハ勿論其主人長官之越度ニモ可被仰付候條小者未々ニ至迄聊心得違無之様其主人長官ヨリ嚴重可申聞旨被仰出候事

官威を假り、官權を濫用し、權威ケ間しき行を爲して、民人を苦しむるものに於ては實に頂門の大鐵針なりと謂ふ可し。反覆鄭重、官尊民卑の弊習を破らんとするは、十月八日の御沙汰書によるも明らか也。

(前略)假初ニ非道ノ威權ク問敷且何事ニ不寄小民ヲ爲憫候様之事決テ有之間敷候。諸藩士ハ勿論宮公卿ノ附屬等ニ至リ分テ正道ヲ主トシ無作法之儀一切無之御盛業ヲ宣揚仕候様長官ヨリ篤ト可申宣旨御沙汰候事

德川時代驕奢豪華の後を受けて、諸侯之供廻り、猶尊大に過ぐるを見れば、左の御沙汰書あり。

諸侯供廻リ多分召連尊大華麗ク間敷儀ハ昇平久シキ自然ト驕侈ニ赴キ候弊風ニ付先達テ古今之形勢其參考之上簡易ヲ主トシ供連定則被仰出候處頃日洛中之往來ニ供人多分召連間々狹箱等爲持或先供之者喝道ニ齊キ舉動有之哉ニ相聞御趣意ヲ不辨次第ニ相當リ以之外之事ニ候自今右様之儀無之御定則通り吃度相心得候様御沙汰候事

但供廻リ之多少ニ依リ貴賤ヲ相判候儀ニ無之賈ハ自ラ賈ク賤ハ自ラ賤キ道理故道路ノ往來各自ニ其分ヲ辨ヘ互ニ相譲リ通行妨ケ無之ハ勿論ニ候得共諸列侯ヘモ右本文ノ通被仰出候上ハ庶民未々ニ至ル迄此旨篤ト領會致シ貴人ト行違候節禮儀ヲ盡シ不敬等決シテ無之様可相心得事

維新の大潮流は貴族的尊大の風を破りて、平民的簡易の風を興し、貴族的驕侈の弊を改めて、平民的質素の風に移さんとす、神輿の行幸の

如く狹箱等を持たずるもの、祭禮の行列の如く、數多の供を従ゆる者、大喝以て途人を避けしむる者、此一令に依て全くその跡を我社會上に絶てり。封建的威儀、貴族的行列は此時よりして、昔談の中、古繪草紙の中に國替せり。臣僕の送迎は亦是れ貴族的威儀の大なる者也。而して明治二年正月四日を以て遂に之を禁止せられたり曰く。

諸侯參朝ノ節家來之者御車寄始御假建所御支關等ニテ私ニ附添送迎致シ御廊下向隈リニ通行候儀禁被仰出候事

諸侯彼等自身の邸内に於ては、送迎の式猶盛なるにせよ、彼等朝廷に於ては、此時より、三等官、五等官と平等になれり。既に供廻りの威儀を剝き去られ、更に又た送迎の儀式を剝き去られ、貴族的の裝飾殆んど剝き去られて、今は平民的赤條々に歸せんとす、社會上的一大變移

◎◎◎
と謂つ可し。

同正月十日の達に曰く。

諸官々員各職任ノ重ヲ辨ヘ一身ヲ相慎候儀ハ銘々覺悟勿論之事ニ候乍併諸局取扱候御用柄且遠國御用先等ニ於テハ自然用達町人并下方之者共ヘモ引合上下之情ヲ通シ候儀ハ自ラ不得已次第ニ候得共賄賂苞苴ハ勿論私意ヲ恣ニシ或ハ權威ケ間敷儀等決シテ有之間敷等ニ候得共自然舊習ニ拘泥シ如何之所業有之候テハ御一新之御趣意ニ相戾リ實以不相濟事ニ付各禮儀廉耻を旨とし勵精盡力可有之候萬一心得違之輩於有之ハ吃度御沙汰可被及候此旨相達候事

賄賂苞苴は、貴族的遊惰の懷中に生れ、自尊專權は貴族政治の胎内より産す。出張官吏が賄賂を貪るは徳川時代の舊習也、權威ケ間しき舉動を爲して、愚民を嚇すは、徳川時代の舊習也、此の布達は是れ即御誓文に所謂舊來の陋習を破るの精神に満さるゝものなり。二月九日供連の制限を定め、大藩百人以下中藩七十人以下小藩五十人以下、中大夫十人下大夫八人上士六人となし、減少簡易は勝手たる可しとなした

りしか、平民的大潮流は滔々として止まる所を知らず、更に又た三月六日に至りて、左の御沙汰を見る。

比年天下多事兵隊發遣等打續キ上下疲弊ノ折柄又今般大小侯伯東京へ被爲召候ニ付テハ多分ノ冗員召連ノ無益ノ費用有之候而ハ深ク觀感ニ不相副ノミナラス御一新ノ盛績不舉事ニ付前日供連ノ御規則被仰出モ有之候へ共尙精々簡易ヲ主トシ東京往來ハ勿論平素タリ共從者ハ唯事ヲ辨スルノミニ致シ一己ノ事ハ自ラ之ヲ辨シ左右無益ノ使役ヲ不置勉テ從來ノ弊習ヲ除キ維新ノ實効相立候様吃度可心掛旨被仰出候事

從者は唯事を辨するのみに致し、一己の事は自ら之を辨し左右無益の使役を不置とは、平民的、實用的の極にあらずや。御小性あり、御納戸あり、手を動かさし、足を伸へるにも、衣を更め、帯を締むるにも、左右の力を假りたる諸侯に向て、一己の事は自ら之を辨せよと命す、是れ實に貴族的を捨て、平民的に歸れと命する也、而して斯くの如くして、維新の實効を立てよといふ、維新の精神平民的に存し、官尊民

卑の弊を破るに存するは、瞭々然たるにあらずや。且つ夫れ平等主義は、維新の大精神也。之を詳言すれば、人為の階級を廢して、四民を平等にするは、維新の大精神也、自尊外卑の陋習を破り、四海兄弟の平等主義を取るは、維新の大精神也。徳川時代に於ては社會上殆んど平等なるもの存在せず、社會の組織は塔の如く、一階を上りて、一室あり、一室の上又た一室あり。窓を推して、天地間に俯仰せば、天は平等を以て掩ひ、地は平等を以て載せ、日月は平等を以て輝く。然れども塔内には階級ありて、平等なし。封建社會の人民は、殆んど社會平等の觀念を有せざりき。鎖國の久しき、世界的觀念全く消失し、井蛙の見自ら尊大にして、外人を視る、禽獸の如く、人類は、只日本人のみにて、外國人は人類以下に位するものとなし、同情の感、稍廣きものは十萬石の領地、最も大なるもの青森より鹿兒

島に至るに外ならず。封建社會の人民は實に人類平等の觀念を有せざりき。日本人民に向て、始めて此二大觀念を與へたるは、實に維新と名くる恩人なりとす。

明治六年正月十五日の布告に曰く

外國之儀ハ先年多年之宸憂ニ被爲在候處幕府從來之失錯ニヨリ因循今日ニ至リ候折柄世應大ニ一變シ大勢賊ニ不被爲得已此度朝議之上斷然和親條約被爲取結候就テハ上下一致疑感ヲ不生大ニ兵備ヲ充實シ國威ヲ海外萬國ニ光耀セシメ祖宗先帝之神靈ニ對答可被遊觀慮ニ候間天下列藩士民ニ至ル迄此旨ヲ奉戴心力ヲ盡シ勲勵可有之候事

但是迄於幕府取結候條約ノ中弊害有之候件利害得失公議之上御改革可被爲在候猶外國交際之際ハ宇内之公法ヲ以テ取扱可有之候間此段御心得可申候事

是れ實に明治政府が外國に對する第一聲なりとす。『國威を海外萬國に光耀せしめ』に於て、世界的の觀念を見、『宇内之公法を以て取扱』に於て、人類同等の觀念を見る可し。二月七日越前宰相土佐前少將長門少將安藝新少將細川左京大夫の奉呈したる建白書に至りては、人類同

等の觀念如何に、當時の諸侯伯を支配したるかを察するに餘あり。

臣等、謹テ按シ候ニ、古ノ能ク、天下ヲ定メ候者ハ、必ず先天下ノ大勢ヲ觀テ、緩急機ニ從ヒ、處置宜キヲ得候、故ニ功德ノ一時ニ光被スルノミナラズ、萬世不拔ノ業、是ニ於テ相立候、今ヤ皇上始テ大統ヲ繼セ賜ロ、御政權又一ニ歸シ、凡百ノ宿弊、更始一新シ、天下萬姓、日ヲ拭ヒ、治ヲ望ソ秋也、即在朝ノ百官自ラ奮發シ、内皇上ノ御德化ヲ輔ケ、外皇威ヲ萬國ニ偃ベ、臣子ノ分ヲ盡サン事ヲ欲ス、就中今日ノ急務ハ、皇國ト外國トノ交際ヲ講明セズシテ、叶ハザル儀ニ存ジ候、近頃朝廷始テ外國事務ノ官職ヲ設ケラレ、其人ヲ撰舉サレ、專ラ力ヲ盡サレ候ハ、天下ノ人ヲシテ、方向スル所ヲ知ラシメ、ヌマハント欲スル深意ニシテ、皇威ヲ萬國ニ赫輝セシメ候ハ、此時ニ之レアル可ク存ジ候、然ルニ古語ニモ人心ノ同ジカラザル其面ノ如シト申シ候テ、在上在下ノ人未ダ各一區々ノ議ヲ執テ疑念ナキ事能ハズ、又或ハ、漢土人ノ如ク、自ラ尊大ニシテ、外國人ヲ禽獸ノ如ク蔑視セシカレ、終ニハ彼ニ打負ケ、却テ驅使セラレ候様ニ成行候覆轍ヲ踐ムニ至ルベキカト甚憂慮仕候、依テ熟考仕候處、今日ノ先務ハ、上下協力一和シ、宇内ノ形勢ヲ審ニシ、皇國ノ一方ニ孤立シ、世界ノ事情ニ違セズ、只倫安維レ計リ、荏苒退遂ニ彼ガ爲ニ制セラレベキ勢ニ至ルト外國ノ他邦ニ航行シ、衆善ヲ包テ取り、氣運日々ニ開ケ、政治文明、兵食充備、横行敵ナキトニ較シ、一々相計セバ、盛衰ノ原由モ判然相分リ申ス可キヤニ存ジ候、

固ヨリ、膺懲ノ重典モ之レナクテハ、叶ハザル儀ニハ候ヘ共、控印ノ術、其方ヲ得候ヘバ、遠人ヲ懷キ候道理ニテ、尤無罪ノ人ヲ膺懲致シ候譯ニハ之レナシ、中古朝廷ニモ、支蕃ノ官ヲ置セ賜ヒ、鴻臚館ヲ建サセラレ候テ、遠人ヲ綏服成サレ候事モ相見ヘ、其後天正慶長ノ間ニハ、豐夷共屢々西國ニ渡來交易シ候、若シ其來港致サレ節ハ大將軍ヨリ、書簡ヲ遣シ、之ヲ備促シ、猶ホ遲緩ニ及ブ時ハ此方ヨリ、大軍ヲ發シ攻撃ニ及アベキナソト、申越シ候儀モ之レアリ候處、島原ノ一亂以後、幕府始テ鎖國ノ令ヲ出シ候、然シナガラ漢土和蘭ニ於テハ、猶交易差シ免シ候ヘバ、一切外國人ハ、攘ヒ斥ルト申譯ニハ更ニ之レナシ、近來獲夷ノ論盛ニ起リ、諸侯ノ内、偶攘斥致シ候モ之レアリ候ヘ共、素ヨリ一國ノ力ヲ以テ爲ス可カラザルハ論ヲ待タズ、且先年幕府ヨリ十年ヲ期シテ、成功ヲ奏シ申ス可キ杯申上ルハ、陽ニ其名ヲ假リ、陰ニ其私ヲ行ヒ候詐術ニテ、先帝日夜御苦慮遊バサレ候御儀トハ、同年ノ論ニ之レナク存シ候「然レバ今日皇國ノ衰運ヲ挽回シ、重威ヲ海外ニ輝シ奉リ候儀ハ、一刀兩斷ノ朝裁ヲ以テ、井畦管見ノ僻論ヲ去リ、在廷樞要ノ大臣ヨリ其所見ヲ改メ、上下同心交際ノ道開カセラレ彼ガ長ヲ取り、我が短ヲ補ヒ、萬世ノ大基礎ヲ相据ラレ候様之レアリ度候、仰ギ願フハ、皇上モ亦御英斷ヲ以テ能ク天下ノ大勢ヲ觀察シ、是レテ大羊戎狄ト相唱ヘ候愚論ヲ去リ、漢土ト齊シク、視セラレ、コトナク、朝典ヲ一定シ、萬國普通ノ公法ヲ以テ、參朝ヲモ命セラレ、其旨海内ヘ布告シテ、永ク億兆ノ人民ヲ

「一刀兩斷ノ朝裁ヲ以テ井蛙管見ノ僻論ヲ去リ」といひ、「彼カ長ヲ取リ我カ短ヲ補ヒ萬世ノ大基礎ヲ相据ラン候様之アリ度」といひ、「天下ノ大勢ヲ觀察シ是マテ大羊戎狄ト相唱ヘ候愚論ヲ去リ」といふ、高眼疾聲、凛々乎たり、堂々乎たり、未タ其名を聞かすして誰れか之を以テ肉食者流の建白なりと思はんや。

三月十四日の御宸翰中にも左の言あり。

（前略）然ルニ近來宇内大ニ開ケ各國四方ニ雄飛スルノ時ニ當リ獨我邦ノニ世界ノ形勢ニ疎ク舊習ヲ固守シ一新ノ効ヲ計ラス朕徒ラニ九重中ニ安居シ一日ノ安キヲ倫ミ百年ノ憂ヲ忘ル、トキハ遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ上ハ列聖ヲ辱シ下ハ億兆ヲ苦シメん事ヲ恐ル云々
 特に御誓文中「知識を世界に求め大に皇基を振起す」といふが如き、世界的の觀念、人類平等を以て維新の精神、維新の國是となすものにあらずや。

シテ、方向ヲ知ランメタマハント、懇願ノ至リニ任ヘヌ」

門閥を打破し、階級を打破し、四民を平等にするの大勢は、銀河の天より墜るか如く、更に急激に、更に大膽不敵なりし也。慶應三年十二月十四日幕府と與に攝關を廢したるは、門閥を打破する第一の鐵槌なり。幕府は廢せずして、自ら廢す、攝關の廢せらるゝ他の罪なし、只門閥なるが故也。階級なるか故也。門閥子弟の特占たりし漢學所に向て、地下の輩二三男下官人等の入學を許したるは、學問上にも階級門閥の跡を止むるの不可なるを看破して、教育上の平等を軀認せしものなり。諸侯伯嫡子の僉任を願出てたりと雖、功勞あるもの外、一切僉任を許さざりしは、諸侯伯の世襲を廢し諸侯伯を一代限りのものとなさんとする平等的經綸の浩然としてその中に存するを見るに足る。而して版籍奉還の一舉は、實に階級、門閥、貴族の權力を根本より覆したり。長薩肥土四藩版籍を奉還するの上表に曰く。

臣等謹テ案ズルニ朝廷一日モ失フ可カラザルモノハ大體ナリ、一日モ假ス可カラザルモノハ大體ナリ、天祖國基ヲ肇建シ、皇統一系萬世無窮、而シテ普天率土其ノ有トナラザルナシ、亦其ノ臣トナラザルナシ、是レチ大體トナス、且ツ與ヘ且ツ奪ヒ、爵祿以テ下ヲ維持シ、尺土モ私有スルコト能ハズ、一民モ私攘スルコト能ハズ、是チ大體トナス、在昔朝廷海内ヲ統馭ス一ニ之ニ因ル、聖躬之ヲ親カラス、故ニ名實並ヒ立テ、天下無事ナリ、中葉以降綱維一タビ弛ミ權ヲ弄シ、柄ヲ争フモノ種チ朝廷ニ接シ、其民チ私シ、其土チ攘ムモノ天下ニ半マス、遂ニ搏噬攫奪ノ勢ヒチナシ、朝廷守ル所ノ體、秉ル所ノ權ナク、之チ制馭スルコト能ハズ、姦雄迭ニ乘ジ、弱ノ肉ハ強ノ食トナリ、其大ナルモノハ數十州ヲ并セ小ナルモノ猶ホ士數千ヲ養フ、所謂ル幕府ノ如キモノ土地人民ヲ擅ニシ、其私スル所チ頑チ、以テ其勢權チ扶殖ス、是ニ於テカ朝廷徒ニ虛器ヲ據シ、其視息チ窺ヒ、以テ喜戚チ爲スニ至ル、橫流ノ極、滔天回ラザルモノ此ニ六百餘年ナリ、然レ其間往々天子ノ名爵チ假リ、其土地人民チ私スルノ跡チ蔽フ、是固ヨリ君臣ノ大義、上下ノ名分、萬古不拔ノ者アルニ由ルナリ、方今大政新ニ復シ、萬機之ヲ親カラス、實ニ千歲ノ一機、其名アリ、其實無ルベカラズ、其實チ舉ルハ、大義チ明ニシ、名分チ正スヨリ先ナルハ莫シ、密キニ徳川氏ノ起ルヤ、故家舊族天下ニ半マス依テ家チ起スモノ亦多シ、而シテ其土地人民之チ朝廷ニ受ルヤ、否チ問ハス、因襲ノ久シキ以テ今日ニ至ル、世或ハ謂フ是レ祖先餘緒チ傳シ獲ル所ナリト、

何ノ兵チ擁シテ官庫ニ入り、其貨チ奪ヒ、而シテ死チ犯シテ獲ル所ト謂フニ異ナラシヤ、庫ニ入ルモノハ、人其賊タルチ知ル、土地人民チ攘奪スルニ至リテハ、天下之チ怪シマズ、甚イカナ名實ノ紊亂スルヤ、今ヤ不新ノ治チ求メ、大體ノ在ル所、大體ノ據ル所、毫モ假スベカラザルチ知ルベキナリ、抑モ臣等居ル所ハ、即チ天子ノ土ニシテ、牧スル所ハ即チ天子ノ民ナリ、安ソソ私有スベケンヤ、今謹シテ其版籍チ收サメ之チ上ル、願クハ朝廷其宜シキニ處シ、其與フベキハ之チ與ヘ、其奪フ可キハ之チ奪ヒ、凡ソ列藩ノ封土、更ニ宜シク詔命チ下シ、之チ改定スベク、而シテ制度典型軍旅ノ政ヨリ、器械戎服ノ制ニ至ルマデ悉ク朝廷ヨリ出テ、天下ノ事大小トナク皆チ一ニ歸セシムベシ、然ル後チ名實相得テ始テ海外各國ト並立スベキナリ、是レ朝廷今日ノ急務ニシテ、而シテ又臣子ノ責ナリ、故ニ臣等不肖庸劣チ顧ミズ、敢テ鄙衷チ獻ズ、天日ノ明、幸ヒニ照臨チ賜ヘ、明治二年正月廿三日島津忠義、毛利元敏、鍋島直大、山内豊範等頓首再拜謹白、

故家舊族を以て、盜賊に比し、門地勳功を輕んずる、糞土を視るに異ならず、封建制度を根底より覆すへき大經綸は、納めて此上表の中に在り、此上表一たび出て、此に倣ふもの、日に相尋きて、版籍奉還の上表政廳に山を爲す、是に於てか。六月十七日版籍奉還の願を聞届け

られ、その願出てさるものに向ては、返上を命し、土地を基礎として人民の上に割據したる二百七十四藩の小君主は、是に於て、根なき、脚なき、浮萍となりて、寂寞の墳墓に入れり、版籍の奉還と與に、公卿諸侯も亦廢せられたり、左の布達は、公卿諸侯を葬りたる引導のみ、官武一途上下協同之思召ヲ以テ自今公卿諸侯之稱被廢改テ華族ト可稱旨被仰出候事

但官位ハ可爲是迄之通候事

上下協同之思召とは、是れ四民平等の異名のみ。公卿は一の階級也、諸侯は一の階級也、公卿諸侯を廢するは、階級を廢する也。階級を全廢するは、維新の大精神なりと雖、公卿諸侯の名稱を廢して全く其痕跡を止めざるは、舊諸侯を御する上に於ても、聊か遠慮する所なき能はず、是に於て已むを得ず、華族なる名稱を定めたるのみ、華族なる

階級を作りたるにあらざる也。板垣退助、福岡孝悌が平民の族を立つるの上議は左に掲ぐるか如し。

封建ヨリ、郡縣ニ移ルノ際ニ於テ、已テ得ズ、門閥ヲ存ス、故ニ人民中族稱ヲ分テ華族トシ、士族トスト雖、庶民平均ノ理ヲ執ルベケレバ、更ニ大ニ其區域ヲ殊ニスベカラズ、依テ華族ノ族ノ字ヲ稱シ、平民族ノ字ヲ稱セザルハ、是レ則區域ヲ殊ニスルノ大端ト相ヒ成リ、後來ノ目的如何ヤト存シ候、舊來農ヲ百姓ト云ヒ、工ヲ職人ト云ヒ、商ヲ町人ト云フ、皆一定ノ族類トス、向後農工商ハ、人民ノ活計業ト成リ、其族類ハ摠テ平民ト稱スベケレバ、則亦一族稱ニ相違之レナカルベシ、必シモ格祿世襲ノ者ニ限り、族稱ヲ立ルト成シ雖シ、然ニ卒ハ一代ノ者ヲ指シテ云ヘバ、向後其族稱ヲ立ベカラズ、更ニ卒ノ一類ヲ除ク可ナリ、若シ卒ノ一類ヲ除クベキ、評議相立候ハ、左ノ三類ト相成リ然ルベキカ、一ニ曰ク、華族、二ニ曰ク、士族、三ニ曰ク、平民、門閥ヲ存スルノ第一ヲ以テ、華族トスト雖モ、向後官ニ就ク者、門閥ヲ論セス族類ニ限ラス、唯有位ノ者ト、無位ノ者トナ以テ、人民中ノ段別ヲ立ツベキニシ、華族亦常職ナシ、華士平民各其位ノ者ノ下ニ就クベキ儀、一般タルベシ、向後ノ目的ヲ立ルニ於テ、恐ラクハ、斯ノ如クナラザルヲ得ズ、士族常職ヲ解キ、其祿ヲ家産ニ變セシムルハ、全國一般ノ人民ヲシテ、競起セシムトナストス、俄ニ士族ヲ墮シ、從來ノ農商ニ均シカラシムルニ非ルナリ、世ニ平祿、歸農、廢刀

ノ三説アリ、恐ラクハ、皆然ルベカラズ、士族ノ疎ハ、其祖孫世襲ノ高下固有ノ儘ヲ以テ、今日家庶ノ基ヲ開クナリ、更ニ平均ヲ論ゼス、天下ノ貧富ヲ均セント欲スルニ同シカルベシ、農工商ハ一般人民ノ活業ニ歸ス、士族常職ヲ解キ、其祿ヲ家産トセバ、更ニ強テ歸農セシムベカラズ、廢刀ハ天下ノ政治リ、人民擁護ノ道ヲ得バ、人々刀ヲ廢スルモ可ナラン、今日槍刀劍ヲ以テ護身ノ具トス、護身ハ人民同般タラン、且平民稱氏ヲ許サル、ノ上ハ、帶刀モ亦許サルベシ、門閥族類ニ依テ帶刀ノ域ヲ立ヘカラズ、總テ帶刀ハ、人民ノ勝手タルヘクト相成リ然ルベキカ、然ニ卒ノ一類ヲ除クト、帶刀人民ノ勝手タルヘキトノ兩條ハ、今般高知藩奉伺候廉々施行ノ上ハ、尤關係仕リ候間、若シ評議モ相立候ハ、發令程仰ギ奉リ候、庚午十一月高知藩樞大參事板垣退助、同大參事福岡四位、誠恐頓首敬白、

維新の大精神は、文字の間に巍峨として聳ゆ、門閥を以て階級を立てず、族類を以て、階級を立てず、唯有位の者と無位の者とを以て人民中の段別を立つるは、公卿諸侯を廢したる維新の大精神なり。『門閥族類に依て帶刀の域を立へからず總て帶刀は人民の勝手たるべくと相成り然るべきか』といふか如きも、亦是れ帶刀上の平等主義にして維新の精神を得たるものと謂ふ可し。且つ左の演説を讀め、是れ實に右建

議者の一人たる板垣退介が、授爵を辭せんと欲して、明治二十年六月廿四日鷗遊館に演説せしもの也。維新の精神が階級全廢に在りしは、その實話の中に躍如たり。

前年朝廷令ヲ下シテ士ノ階級ヲ廢セシメタリ當時余ハ土佐ニ在ツテ大參事ヲ勸メ居レハ此令ニ接シテ思フ所アリ夫レ士ハ半官半民ノ性質ニシテ常職アルカ故ニ常祿アリ之ヲ統率スルニハ階級ヲ置クコト甚々必要ナル可シ然ルニ其統率スヘキ階級ヲ廢止スルハ譯ノ分ラヌコトナリ因テ容堂公トモ相談シ政府ノ意ヲ承ハラシタメ上京シ時ノ大臣岩倉參議木戸ノ二氏ニ逢ヒ士ノ階級ヲ止ルハ四民均一ノ主意ナルカト問ヒタルニ勿論然リト答ヘタリ然ラバ華士族ハ唯々名ノミヲ存シテ特權ハ悉ク剝奪スルノ意ナルカト念チ押シタルニ是モ亦然リト答ヘタリ其時同道シタル福岡孝悌ニシテ傍ニ在ツテ之ヲ聞居レリ故ニ余ハ今度福岡ニ逢ヒ其問答ヲ覺ヘ居ルヤト問ヒタルニ確カニ記憶スト云ヘリ

又○又○當時の華族が如何に天下の大勢に搖動せられ、維新の精神に警發せられ、平等の精神を受領したるかは左の上儀に就て見る可し、是れ實に二十五萬石の大名峰須賀茂昭の意見なりとす。

方今天下ノ大勢既ニ一ニ歸スト雖モ、唯其名アツテ、其實未ダ擧ラザル所以ノモノハ、天下ノ會計未ダ一ニ歸セザレバナリ、財利其道ヲ得ザレバナリ、財利ノ道他ナシ、其要冗費ヲ去テ、實用ニ適スルノミ、此頃諸藩專ラ斯ニ注意シ、常職ヲ解キ、世祿ヲ廢シ、上下均祿ノ説アリ、農商ニ歸セシムル者ナリ、四民ヲ同一ニシテ祿券ヲ製シ、買賣ヲ許スアリ、世祿ヲ視テ國債トナス論アリ、其四民ノ同一ニ歸セシムル如キハ、最モ千古ノ卓見ト云フベキカ、其上下均祿々券ヲ製スル等ニ至テハ、或ハ未ダ可ナラザランカ、何トナレバ、均祿ハ下等ノモノ甚ダ困厄、且物ニ差等アルハ、天地自然ノ公理ナリ、而今是レナ均一ニセント期ス、却テ公平ト云フ可カラズ、天下無數ノ士ヲシテ農ニ歸セシムル時ハ、又幾萬頃ノ田畝ヲ與ヘザルヲ得ズ、今其田、豈ニ之レアラランヤ、山林荒野、開墾ノ如キハ、固ヨリ世農ノ者猶ホ之レヲ難ンズ、況ヤ三百年來安逸ノ士、一旦力耕ニ服スルヲ得ルモノアラシヤ、今日士トナリ、明日商トナリ、能ク活計ヲ立ル者ノ如キモ、亦實ニ幾許カアル、祿券ノ如キ、年々其祿ヲ與フルニ至テハ、唯賣買ヲ許セシノミニテ、聊、世祿ニ異ナラズ、更ニ其本ヲ固フスルニ似タリ、此ニ由テ之レヲ觀レバ、蓋シ皆非ナランカ、然則常職解カズ、世祿廢セズシテ可ナルカ、曰ク不可、常職ヲ解キ世祿ヲ廢シ、各其所ヲ得セシメント欲セバ、大政府ニ於テ、國債證書ヲ制スルニ若クナシ、夫國債證書ナルモノハ、政府信ヲ下ニ立ツ所以ニシテ、國內萬民ト利害ヲ共ニシ、下自ラ上ニ親附シ、相共ニ政府ヲ擁護維

持セザルヲ得ズ、其法既ニ西洋各國ニ昭著タリ、故ニ斷然夫ノ華士族ノ常職ヲ解キ、世祿ヲ廢シ、現今ノ祿、三ヶ年、乃至五ヶ年分ナ一時ニ與ヘンニ、先ヅ代金ニ積リ、凡若干ト定メ、之ヲ國債ト視做シ一人毎ニ其數ノ證券ヲ分與シ、毎歲何分ノ利息ヲ收ムルヲ得セシメ、之ヲ以テ生活ノ基トナサシム、其私便ヲ以テ、證券ヲ購カント欲スルモノ、或ハ半數正金ヲ得ント欲スルモノハ、之ヲ許可ス、而シテ後六十四州ノ租稅ヲ擧テ、之レヲ大藏省ニ輸入シ、半ヲ以テ利金ニ充ツ、半ヲ以テ償却ノ法ヲ立ツ、十年ヲ出ズシテ、悉ク其證券ヲ消盡スベシ、華士族モ、亦各其資産ヲ以テ漸次家計ヲ立レバ、一夫モ其處ヲ得ザルナキ者ナリ、誠ニ此ノ如ニシテ、天下ノ財政ハ、一々大藏ニ歸シ、一國ニ一政廳ヲ置キ、一道ニ一鎮臺ヲ置キ、募兵徵發ヲ始メ、總テ法ノ如クナラザルナシ、是ニ於テカ名實共ニ擧グ、始テ海外萬里ト並立スルヲ得ンカ、臣茂昭、謹白ス、

大名華族すら、華士族の常職を解き、世祿を廢するの説を立つ。『其私便を以て證券(公債證書)を購かんと欲するもの或は半數正金を得んと欲するものは之を許可す』世襲財産の觀念願望、豈に半點此中に在らん哉。其地位、利害より之を判す、華族は、平等に反對せざる可らず、階級廢止に反對せざる可らず、然るに今や則斯の如し、烈々たる維新

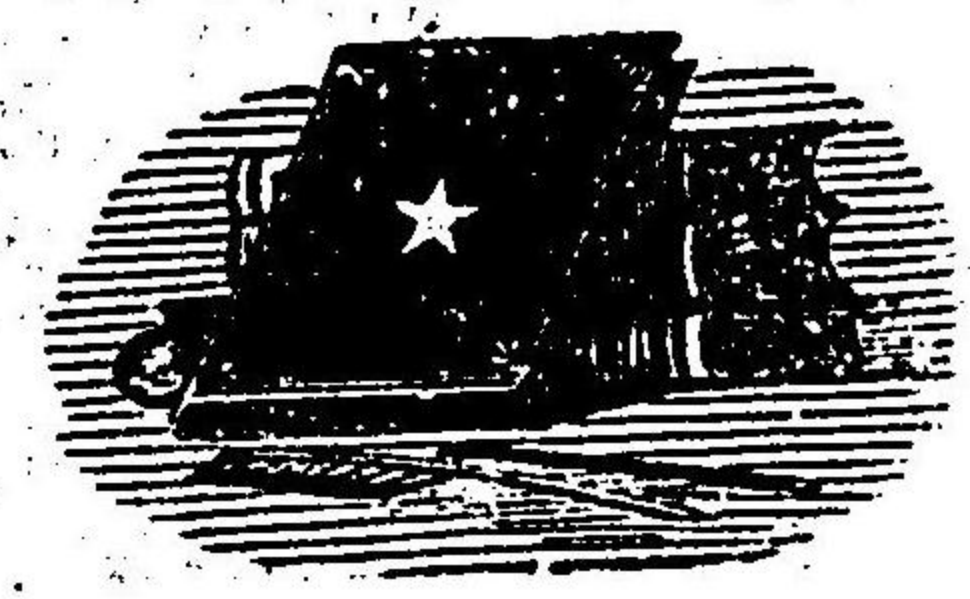
の大精神は華族をも斯の如く眞理を領する幸なるものとなせり。明治四年十二月十八日左の布達を爲したるは以て益四民平等の精神を見る可し。

華族在官の外農工商の營業を許す

華族をして鋤を取りて田畝の間に立ち、華族をして、算盤を握りて、店頭に立たしむ。此精神にして、進一進して、逆行なからしめは、華族の運命は、士族の運命と同一に歸したる可し。士族をして。今日の如く、農商工中に融化して、跡なからしむ、是れ維新の精神也、維新は公平也、平等也、華族を視る亦士族を視るか如くなりし也。

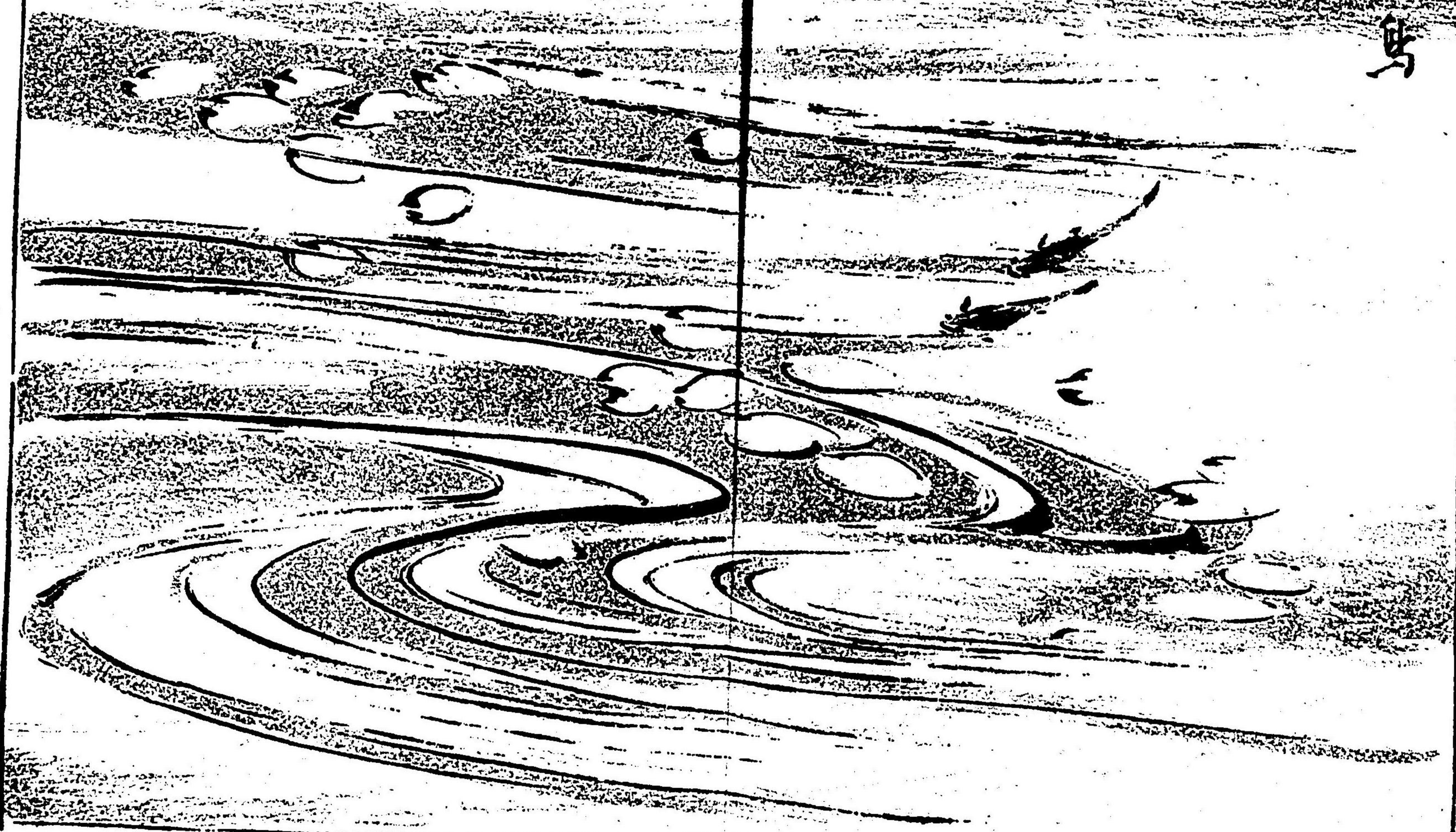
讀者公平に以上引證し來りたる諸詔勅諸布告諸書類を概括して維新の何ものたるかを判断せよ。維新の精神の何れに在るかを判断せよ。維新の精神はそれ斯くの如く、赫たり、維新の精神はそれ斯の如く健た

り。誰れか亦一點の疑を其間に挟むを得んや、誰れか又たその一點一劃を動かすを得んや。維新の精神は則ち維新の國是也、維新の國是は則ち維新の精神也。維新の精神斯の如く、維新の國是斯の如し、清明なる哉。維新の精神、剛健なる哉維新の精神、徳日月の如く、千載に垂る可し、功天地の如く、萬世に傳ふ可し。此大徳、此大業日新又日新、直前勇進以て無窮に入る可し、決して中途にして沮遏失墜す可らざる也。



U. S. GOVERNMENT PRINTING OFFICE

每棧
幾息
鳥



第二期

洛陽荆棘千年後。愁絕銅駝陌上人。戊辰後未た三年ならずして、維新の大精神は、已に色を變し、未た十年ならずして、形を變し、二十餘年の今日に至りては、全く心を變す。維新の大精神か、血と鐵とを以て開墾せし新天地、自由と平等とを以て飾りたる殿堂、今は殆んど荆棘、吾人豈に愁絶せざるを得んや。

夫れ明治政府は、薩長政府也。戊辰より癸巳に至る、二十六年、天下は、薩長の天下也、その間土肥をも混ぜざるにあらず、異類を混ぜざるにあらず、然れども、薩長は常に主、その他は常に客、薩長は、常に主動の地位に立ち、其他は常に受動の地、故に二十六年間の功罪、薩長政府其責に任せざる可らず。現政府にして、薩長政府たる上は、先

つ二十六年間の功罪を一身に負ふの覺悟なかる可らず。然れども明治初年より、明治十一年に至るは、一流元勳の舞臺也。今の所謂元勳即ち二流三流の元勳が座頭となりしは、明治十一年以後の事なれば、吾人は少くその間に斟酌する所なかる可らず。今の所謂元勳にして、若し十一年以前の事は、先輩の爲したる所のみ、吾與り知る所にあらずといはれ、吾人は強て責任を彼等に歸せざる可し。然れども、吾人の目的は、薩長政府か如何に維新の大精神を奉躰したるかを尋求するに在り。今の所謂元勳の責任を問ふに先て、十一年以前の上流にも遡らざる可らず。

熟維新の精神を案するに、太政返上より版籍奉還に至るを以て、其最も清淨、その最も崇高、その最も俊逸、その最も銳利なるの時期なりとなさるを得ず。水源は皆清冽也、その下流に至りては、汚濁、塵芥

交々混して、濁波滔々たり。維新の大精神の如きも、その始めに於ては、清淨無垢なるも、日月と與に長に流るに及んで、漸くに腐水、濁流、他より混入し來り、清らかなる精神の存在次第に不分明となり、遂にその影だも見る可らざるに至るは豈に歎すへきの至りにあらずや、版籍奉還以後は實に維新の大頓挫也、維新の大墮落也。版籍奉還は、廢藩置縣の精神也、廢藩置縣は、版籍奉還の形骸也。廢藩置縣は、明治四年之を行ふたりと雖、廢藩置縣の實は、明治二年已に之を斷行せり、列藩は、明治二年に死せり、その遺骸未だ葬るに及ばずして、明治四年に至りし也、廢藩置縣の議起るや、井上馨曰く廢藩置縣は再ひ開戦の覺悟を以て斷せざる可らずと、然り廢藩置縣は、難事に相違なかりしと雖、實は當路者の思ふか如く、難事にてはあらざりし也。故に廢藩置縣は、維新の精神に幾分の魔睡を與へたりと雖、版籍奉還

が、維新の大精神を鈍くしたるに比すれば、その罪頗る輕しと謂つ可し。版籍奉還は實に創業と守成との分界標なり。維新の大業は未だ半はに至らず、四半に至らず、然れども、改革者の心は、正に是れより弛み始めたり。曾て水火を蹈みたるもの、今や水火を傍觀せんとす、曾て白刃を抜き起ちたるもの、今や刃を鞘に收めて座に就かんとす、私心は、公心に代り、我意は、輿論公議に代り、勤勞減し、奢侈増加し、成事少く、議論多く、大局、大體、大本、大主義を喚發する、正言、高論愈減少し、局部、枝葉、末節の俗論俄に繁茂し、維新の大精神は、漸に微茫に入らんとす。皇道恢復の勳功を賞するの詔書は、版籍奉還後三月にして、出て、賞典祿は厚く功臣の上に下り、徳川前將軍の謹慎は免せられ、松平容保は家名を立つるを許され、天下正に泰平の泥面を以て掩はる。維新の大精神漸に微々たらんとするは、泥面

的泰平の祝酒に酔ふたるのみ。大久保甲東の書に曰く。

幕府ノ季世勢熾熾ナリ是時ニ方ツテ賢ヲ奮ヒ以テ其鋒ニ嬰ルモノハ吾藩ニ非スヤ朝廷微弱四方接少シ是時ニ方ツテ義ヲ唱ヘ以テ其頭ヲ扶ケルモノハ吾藩ニ非スヤ初アラサルナシ克ク終アル鮮シ前日ノ奮闘變シテ袖手傍觀トナリ前日ノ唱義化シテ後ヲ誹ル言ト爲リ空論日ヲ送リ民社ノ安危ヲ慮外ニ置ク是豈臣子ノ分ナランヤ夫レ政ヲ爲ス人ニ存ス時政ノ關失罪其人ニ在ツテ而シテ朝廷ニアラズ今日ノ朝廷即前日ノ朝廷ナリ前日之ヲ扶ケ今日之ヲ棄ツ愚ノ未ダ解セザル所ナリ愚乃チ以爲前功ヲ成スモノハ吾藩後功ヲ收ムルモノモ亦吾藩吾藩一ダビ手ヲ下サバ四方景從シ時政ノ關以テ補フベシ事務ノ危以テ安クスヘシ請フ先ツ一藩士民ニ諭告スルニ大義坐視スヘカラサルヲ以テシ次ニ長藩ノ君臣ト相誓約スルニ丁卯ノ時事ヲ以テシ而シテ後二藩齊シク閣下ニ趨リ朝貢ヲ輔佐シ肥隰諸公ヲ誘勸シ至誠惻恒天下ヲ感動セハ則人材彙進紀綱張ルヘシ義者或ハ謂フ薩長ヲシテ大政ニ關セシム恐クハ朝廷偏信ノ讒ヲ致サント是然ラズ壬戌以來王事ニ缺掌スルモノハ薩長ナリ大政復古ヲ創ムルモノハ薩長ナリ封土奉還ヲ唱ルモノハ薩長ナリ天下薩長ノ動靜ヲ伺ヒ薩長ニ因テ而シテ進退ス且ツ薩長誠ニ強力ナリ之ヲ朝廷ニ用ヒズシテ而シテ之ヲ其藩ニ蓄フ是朝廷自ラ弱キナリ議者又謂フ薩長性質相反ス強ヒテ之ヲ合サント欲スルハ即チ不可ナリト是又然ラズ股令性質相反スルモ勤王ハ則同シ我其勤王ヲ取テ而シテ性質ヲ問ハス且ツ勤王ノ大義已ニ同シ性質

質モ亦同シキナリ前日同一ノ性質ニシテ而シテ合スルモノ今日忽チ相反スルカ如シ他ナシ
區々ノ私見ニ局シテ而シテ竟ニ大同ノ道ヲ失フノミ豈愧ツヘキノ甚キニ非スヤ二藩ハ朝廷
ノ柱石邦家ノ命脈ナリ二藩合ハサレハ則朝廷何チ以テ立タシ邦家何チ以テ存セン去年以來
頗ル相惡シキノ説アリ此憂國者ノ慨嘆スル所而シテ不逞ノ徒倚ニ喜フ所況シヤ魯國北地ナ
親ヒ英佛内訌チ幸トス今二藩合ハサルノ故チ以テ内ハ版圖ヲ招キ外ハ敵國ニ資シ垂成ノ大
業チ棄ツ至誠國チ爲ムルモノ固ヨリ此ノ如キ歟

是れ實に版籍奉還の後六ヶ月薩藩の意氣を鼓舞振作したるもの、是に
依て之を見れば、當時既に公勤の心衰へて私心長し、改革者漸く傍觀
者となり、空論家となり、薩長の二派既に早く此時より乖離の狀を呈
するを知る。此書に依れば甲東の眼方殆んど公議輿論なし、只薩長あ
るのみ。夫れ大政復古を創めたるは公議輿論也、薩長にあらず、封土
奉還を唱ふるものは、公議輿論也、薩長にあらず、公議輿論は潮流也、
薩長は船のみ、潮なくして、船豈に一寸の前に進むを得んや。翌年雲
井龍雄をして、反を謀らしめたるものは、職として此の甲東流の僻論

實際に行はれたるに基かすんはあらず。『假令性質に反するも勤王は則
ち相同し、我其勤王を取て而して性質を問はず』薩長の人此心を以て
心とせば何ぞ二十餘年間の日子擧げて薩長權衡を計るに費すの要あら
んや。勤王の業未だ成らざるや、凡人と雖又性質を問はず、然れども
その將に成らんとするや、只性質を取て、又た勤王の何事たるを知ら
ず。是れ二十餘年間薩長の争未だ曾て熄まざる所以也。而して亦是れ
維新の大精神の漸くに振はざる所以也。左に掲ぐるは、明治三年七月
二十七日鹿兒島縣士族横山安武が、集議院門前に屠腹して集議院に上
書したる所也。

舊幕府ノ惡弊暗ニ新政ニ移リ昨日非トセシ者今日却テ是トス細ニ其條目ヲ擧ケン輔相ノ大
臣ヨリシテ修廢驕奢上ハ朝廷ヲ暗誘シ下ハ飢饉ヲ察セサル是其一ナリ大小官員外ニハ處
飾ヲ張リ内ニハ名利ヲ事トスル是其二ナリ朝令夕替萬民狐疑ヲ抱キ方向ニ迷フ是其三ナリ
驛毎ニ人馬ノ賃錢ヲ増シ五分一ノ税金ヲ收ム是其四ナリ直チ尊ハスシテ能者ヲ尊ヒ廉耻上

ナ論ゼサル是其五ナリ官ノ爲ニ人ヲ求メス人ノ爲ニ官ヲ求ム故ニ各局ノ其職ヲ動ムル者備
 工ノ其主ニ於ケルカ如キ者アリ是其六ナリ酒食ノ交ヲ重シシ義理上ノ交際ヲ輕シス是其七
 ナリ外國人ト定約ノ稜妄ナルヨリ常ニ物論ノ沸騰ヲ生ス是其八ナリ黜陟ノ大典未ダ立ヌス
 賞罰愛憎ヲ以テス故ニ春日某ノ如キ廉直ノ者却テ私恨ヲ以テ冤罪ニ陷ル是其九ナリ上下交
 ヲ利ヲ征ツテ國危シ在朝ノ君子恣意妄行スル是其十ナリ

知る可し、維新の大精神は、既に當時に於て、幾分を忘失したるを。
 舊幕府の悪弊新政に移りたるは、改革の後戻りなり。昨日非とせし者
 今日却て是とするは、又是れ改革の後戻りなり、改革の後歸は維新の
 後歸り也。横山死に臨んで、曰く假令言省せられずと雖ども天下の事
 見るに忍びず、故に死を以つて諫むと。公議所廢せずして、此時に至
 り、待詔局死せずして此時に至り忠言必ず聽かれ、議論直に用ひられ
 たらんには、此の朴訥漢をして、自盡せしむるの事之れあらざりしな
 る可し。横山を殺ろしたるものは、横山の刃にあらず、横山の手腕に

あらず、横山の心にあらずして、時政也、維新の大精神に逆ふ所の濁
 流也。維新の精神振起の時に當てや、建言者は待詔局の官吏と討論し
 て、重大の問題に至りて直に上裁を経たる程なるを以て、献策に勇み、
 立言を喜び、下情爲めに上達したりしが、奉還後四ヶ月にして、建白
 規則なるもの現はれ、建言者は、行政部の僚屬に似たる集議院に抵り、
 先づ院の使部に名刺を差出し、院掌は之を應接所に呼出し、建白書一
 覽の上其主意を表出し、姓名月日を記し、其書を大主典に出し、大主
 典は又同く姓名月日を記して、權判官に出し、權判官之を閱し、三八
 の日を以て會議を開き、建言者を出席せしめて、自ら建言書を朗讀且
 辨解せしめ、五分の三の多數を以て可否を決し、可決したる時は、官
 印を押して、之を政府に呈するととなり。濶大直裁の風熄て、繁文褥
 禮の端正に開く。是に於て平剛毅の士、磊落の民は、漸く山野に隠れ、

愚直横山の如きをして、徒に死を決せしむ。噫民をして、政治上の絶望的に慨死せしむ。施政者の耻豈に之に過くるものあらんや。

明治四年に至りて、大精神は益濁り、公議輿論の何物たるを忘却し、勤王の何物たるを忘却して、私意是れ闘はし、私權是れ争ふ、正に是れ薩長土肥か鐵鍋の中に生存競争を試むるの時代也。西郷南洲か桂四郎に與へたる一書は頗る當時の情態を察するに足るものあり。

芳翰雖有拜誦仕候殘暑酷御座候得共彌以テ御壯榮勳務之段恐悦之至リ奉存候隨而小弟無異儀罷在ニ付乍憚御放慮可被下候陳者先月下辭三藩出揃相成候處此方ヨリハ三藩戮力同心被申義且立會而已ニテハ志氣直様難安次第候間此度ハ十分戮力同心之根源ヲ堅フイタシ候儀急務ト存候其根源ニ於テハ三藩ノ内ヨリ一人主宰ヲ立皆此人ノ手足ト相成十分使ハレ候而其人ヲ助ケ候處不相立候テハ只面々ノ議論ヲ主張イタシ候様ノ機會ニ成行候ニ付一人見込通リ施サセ候テ面々ニ定メ不申候テハ必ス事業不舉紛々ノ場合ニ相成可申者又見込相違致シ大牀不相叶候ハ、速ニ引籠候方可然少々ノ見込ハ必ス有之事ニ付右等ハ推テヤリ買キ候得ハ其弊ヲ矯候位ハ如何様共相成ニ付是ヲ以テ定約イタシ木戸一人ヲ參議決据ヘ外

々ハ省ニ降り其任ヲ負ヒ勉勵可致ト相議シ土州へ相談候處至極同意ニテ御座候間兩藩ヨリ篤ト長藩へ申述候へ共木戸決シテ不省然共兩卿へ申立懸々御説諭相成候得共少モ承引者不致候ニ付不得止此上者都テ省々へ降り互ニ手ヲ引合候テ参リ候外無之ト策ヲ替談判イタシ候處亦々議論沸騰イタシ既ニ崩立勢ニ成立頓ト御變革ハ不出來次第ニ立至リ候處一夕大久保ヨリ篤ト相談有之此上ハ私氣張候ハ隨分御變革之處モ受合テ可相調トノ事ニ付左候ハ、相ハマリ可申此節不相調候ハ、御國元ニテ隊中ト相約候折切斷ニ相究居候間連モ遣出シハ出來不申山ニ入義モ相塞カリイッレ地ニ入候處無之候故承諾仕候處木戸モ納得相成兩人參議ニ拜命仕候次第ニ御座候外ハ皆省々へ降り一時參議並卿大少輔ヲ被爲廢其上又々御調之上省々へ被相居候何分十全ノ撰擢不被相行残念之至ニ御座候乍然此上屹度定則相立候ハ、是ヲ以テ責或ハ罰シ候場合ニモ可罷成ト奉存候大少丞以下ノ處ハイマ々變撰無之是モ續テ相廢候等御座候處官省ノ調へ並人員ノ定額章程等相極メ候テ可廢トテ只今取調中ニ御座候此度ハ俗吏モ餘程落膽イタシ隔鼠ノ如ク相成居申候御遠察可被下候定メテ衆恨ハ私一人ニ留リ可申ト最早明ラメ申居候尙近々事情可申上候得共大畧而已如斯御座候恐々頓首

明治四年七月十四日

西郷吉之助

桂四郎様

明治四年既に斯の如き不調和の象あり、如何ぞ大破裂なくして熄む可

けん哉。果せる哉。征韓論に於て崩壊せり。征韓論は實に朝廷に網羅せし功臣を野に向て分配せり、始めて民間黨を生せり、始めて反對黨を生せり、始めて重錘を人民の上に加へたり。征韓論は、西郷南洲を城山の烟と消へしめて、武權、武斷、軍備擴張の大火を未燃に消したるの因ともなり、板垣退介、後藤象二郎、副島種臣等をして、民撰議院の建白者たらしむる因ともなり、板垣退介をして民黨の首領として明治二十六年の政治界に大決戦を試ましむる因ともなり、公議輿論の發達上、民權自由の發育上には、淺からぬ因縁を有す、奇と謂ふ可し。民撰議院の建白は實に征韓論分裂の翌年即ち明治七年一月十八日に在り。建白書は左の如し。

臣等伏テ方今政權ノ歸スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラズ、而シテ獨リ有司ニ歸ス、夫レ有司上帝室ヲ尊フト曰ハザルニ非ズ、而シテ帝室漸ク其尊榮ヲ失ヒテ下人民ヲ保ツト曰ハザルニ非ズ、而シテ政令百端朝出暮改政刑情實ニ成リ、實罰受

情ニ出ツ、言路壅蔽困苦告ルナシ、夫レ是ノ如クニシテ天下ノ治安ナランヲ欲ス、三尺ノ童子モ猶其不可ナレヲ知ル、因循改メズ、恐クハ國家土崩ノ勢ヲ致サン、臣等愛國ノ情自ラ已ム能ハス、乃チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ、唯天下ノ公議ヲ張ルニアリ、而シテ天下ノ公議ヲ張ルハ民撰議院ヲ立ルニ在ルノミ、則チ有司ノ權、限ル所アツテ、而シテ上下安全、其幸福ヲ受ル者アラン、請送ニ之ヲ陳セシ、夫レ人民政府ニ對シ租稅ヲ拂フノ義務アル者ハ、則チ其政府ノ事ヲ與知可否スルノ權理ヲ有ス、是レ天下ノ通論ニシテ、復喋々臣等ノ之ヲ贅言スルヲ待ザルナリ、故ニ臣等切ニ願フ有司モ亦是ノ大理ニ抗抵セザランイナ、今民撰議院ヲ立ルノ議ヲ拒ム者曰ク、我民不學無識、未ダ開明ノ域ニ進マズ、故ニ今日民撰議院ヲ立ツル尙ホ應ニ早カル可シト、臣等以爲ラク、若シ果シテ其謂フ所ノ如キカ、則チ之ヲ學且智ニシテ、急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道、即民撰議院ヲ立ツルニ在リ、何トナレバ、即今日我人民ヲシテ、學且智ニ開明ノ域ニ進マシメントスルハ、先其通權權理ヲ保有セシメ、之ヲシテ自尊自重天下ト憂樂ヲ共ニスルノ氣象ヲ起サシメザル可ラズ、自尊自重天下ト憂樂ヲ共ニスルノ氣象ヲ起サシメントスルハ、之ヲシテ天下ノ事ニ與ラシムルニ在リ、是ノ如クニシテ人民其固陋ニ安シ、不學無識自カラ甘ンズル者ハ、未ダ之レアラザルナリ、而シテ今其自ラ學且智ニシテ、自カラ其開明ノ域ニ入ルヲ待ツ、是レ殆ンド百年河清ヲ待ツノ類ナリ、甚シキハ、則チ今遽ニ議院ヲ立ルハ天下ノ愚ヲ集ムルニ過ラ

ンノミト謂ニ至ル、感何ソ自ラ傲ルノ太甚シクシテ、其人民ヲ視ルノ蔑如タルヤ、有司中
 智巧固ヨリ人ニ過タル者アラシ、然ニ世復安ソ學問識見ノ諸人ニ過タル者アラザルナ知ラ
 ンヤ、蓋シ天下ノ人はノ如ク蔑視ス可ラサルナリ、若シ果シテ蔑視スベキ者トセバ、有司
 モ亦其愚中ノ一人ナラズヤ、然ラバ、則均ク是レ不學無識ナリ、僅々有司ノ專裁ト、人民
 ノ輿論公議ヲ張ルト、其賢愚果テ如何ゾヤ、臣等謂フ、有司ノ智モ亦之ヲ維新以前ニ視ル、
 必ス其進ミシ者アラン、何トナレバ、則人間ノ智識ナル者、必ス其之ヲ用ルニ從テ進ム者
 ナレバナリ、故ニ曰ク、民選議院ヲ立ルハ、是レ即人民ヲシテ學且智ニシテ、急ニ開明ノ
 域ニ進マシムルノ道ナリト、且ツ夫レ政府ノ職其宜ク奉シテ以テ目的トナスベキ者、人民
 ナシテ進歩スルヲ得セシムルニ在リ、故ニ草昧ノ世、野蠻ノ俗、其民勇猛暴悍、而シテ從
 フ所ヲ知ラズ、是時ニ方ツテ政府ノ職、固ヨリ之ヲシテ從フ所ヲ知ラシムルニ在リ、今我
 國既ニ草昧ニ非ズ、而シテ我人民ノ從剛ナル者、既ニ過甚トス、然ラバ、則今日我政府ノ
 宜ク以テ其目的トナス可キ者ハ則我人民ヲシテ其固有勇前敢爲ノ氣ヲ起シ、以テ天下ヲ分
 任スルノ義務ヲ辨知擲當セシムルニ在リ、而シテ是レ唯先ツ民選議院ヲ立テ、其ナシテ天
 下ノ事ニ參與スルヲ習ハシメ而シテ後始テ能ク其效ヲ見ル可キ也「夫レ政府ノ強キ者、何
 ナ以テカ之ヲ致スヤ、天下人民皆同心ナレバナリ、臣等必ズ遠々舊事ヲ引テ之ヲ證ヘズ、
 且ツ昨十月政府ノ變革ニ就テ之ヲ驗ス、岌々乎其危哉我政府ノ孤立スルナリ、何ゾヤ、昨冬

我政府ノ變革ハ、天下人民之ガ爲ニ喜感セシ者幾バカカアル、管之ガ爲メニ喜感セザルソミ
 ナラズ、天下人民ノ漢トシテ之ヲ知ラザル者十ノ八九ニ居レリ、唯兵隊ノ解散ニ懸クシテ、
 今民選議院ヲ立ルハ、則政府人民ノ間情實融通、相共ニ合シテ一體トナリ、國始メテ以テ
 強カルベク、政府始テ以テ強カルベキナリ、臣等既ニ天下ノ大理ニ就テ之ヲ究ハメ、我國
 今日ノ勢ニ就テ之ヲ實ニシ、政府ノ職ニ就テ之ヲ論シ、及ビ昨十月政府ノ變革ニ就テ之ヲ
 驗ス、而シテ臣等ノ自ラ臣等ノ既チ信ズルコト愈篤ク切ニ謂フ今日天下ヲ維持振起スルノ道、
 唯民選議院ヲ立テ、而シテ天下ノ公議ヲ張ルニ在ル而已ト其方法等ノ議ノ如キハ、臣等必
 ズ之ヲ茲ニ言ヘズ、蓋シ十數枚紙ノ能ク之ヲ盡ス者ニ非レバナリ、但臣等職ニ聞ク今日有
 司持重ノ既ニ釋リ、事多ク因循ヲ務メ、世ノ改革ヲ言フ者ナ目シテ、輕々進歩トシ、而シ
 テ之ヲ拒ムニ尙早キノ二字ヲ以テスト、臣等請フ又之ヲ辨セン「夫レ輕々進歩ト云フ者、
 固ヨリ臣等ノ解セザル所ナリ、若シ果テ事倉卒ニ出ル者ヲ以テ輕々進歩トスルカ、民選議
 院ナル者ハ、以テ事ヲ鄭重ニスル所ノ者ナリ、各省不和ニシテ、變更ノ際、事本未緩急
 序ヲ失シ、彼此ノ施設相視セザル者ヲ以テ、輕々進歩トスルカ、是レ固ニ定律ナク、有司
 任意放行スレバナリ、此ノ二者アラバ、則適ニ其民選議院ノ立テズンバアル可ラザル所以
 ナリ證スルヲ見ルノミ、夫レ進歩ナル者ハ、天下ノ至美ナリ、事々物々進歩セザルベカラズ、
 然ラバ、則有司亦必ズ進歩ノ二字ヲ擧スル能ハズ、其限スル所必ズ輕々ノ二字ニ止ラン、

輕々ノ二字民選議院ト言テ相關涉セザルナリ、尙早キノ二字民選議院ヲ立ルニ於ル、臣等
 管ニ之ヲ解セザルノミナラズ、臣等ノ見正ニ之ト相反ス、如何トナレバ、今日民選議院ヲ
 立ツルモ、尙ホ恐クハ歲月ノ久シキヲ待テ、而シテ後始テ其十分完備ヲ期スルニ至ラズ、
 故ニ臣等一日モ唯其立ツコノ晚キヲ恐ル、故ニ曰ク臣等唯其反對ヲ見ルノミトハ有司ノ説
 又云フ、歐米各國今日ノ議院ナル者ハ、一朝一夕ニ設立セシノ議院ニ非ズ、其進歩ノ漸チ
 以テ之ヲ致セシ者ノミ、故ニ我今日俄ニ之ヲ模スルヲ得ズト、夫レ進歩ノ漸チ以テ之ヲ致
 セシ者、豈獨リ議院ノミナランヤ、凡百學問技術機械皆然ルナリ、然レ彼レ數百年ノ久シ
 キヲ積テ之ヲ致セシ者ハ、蓋シ前ニ成規ナク、皆自ラ之ヲ經驗發明セシ者ナレバナリト今
 我レ其ノ成規ヲ擇テ之ヲ取ラバ、何ゾ企テ及テ可ラザランヤ、若シ我自ラ蒸氣ノ理ヲ發明
 スルヲ待、然レ後我始テ蒸氣機械ヲ用ルヲ得ベク、電氣ノ理ヲ發明スルヲ待、然レ後我始
 テ電信ノ線ヲ架スルヲ得ベキトスルカ、政府ハ應ニ手ヲ下スノ事ナカル可シ、臣等既ニ已
 ニ今日我國民選議院ヲ立テザルベカラサル所以及ビ今日我國民進歩ノ度能ク斯ノ議院ヲ
 立ツルニ堪ユルコトヲ辨論スル者ハ、則有司ノ之ヲ拒ム者ナシテ、口ニ稱スル所ナカラシメ
 ント欲スルニ非ズ、斯ノ議院ヲ立ツル者ハ、天下ノ眞理ヲ伸張シ、人民ノ公論通義ヲ立テ、
 天下ノ元氣ヲ鼓舞シ、以テ上下親近シ、君臣相愛シ、我帝國ヲ維持振起シ、幸福安全ヲ保
 護セシコトヲ欲スレバナリ、願クハ幸ニ之ヲ擇ヒ給ハンコトナ、

有司權を専らにし、上は、『御誓文』の趣旨を忘れ、下は、公議輿論を
 執るとを忘れ、政權の歸する所自ら上帝室に在らず、下人民に在らず
 して、獨り有司に歸するを慨し、民撰議院設立に依て、所謂維新の大
 精神を將に倒れんとするに挽回す、是れ實に此建白の大旨義也。此の
 建白の出る、全く有司專制に反對するに在り。雲井龍雄は、野蠻力た
 る兵力を以て反對し、板垣副島等は文明力たる輿論を以て反對し、雲
 井龍雄は幕政に復歸せんと欲し、板垣副島等は、輿論政治立憲政府を
 開造せんとす。其最後の目的は異なり、然れども有司專制に大改革を
 加へんとする第一の目的に至りては相同なし。

維新より明治二年に至る迄、甚た珍重せられ、甚た畏敬せられ、勅令、
 布達、公文書の總てに滿ち溢れ、版籍奉還と與に潮の退くか如く、何の
 處にか隠れ去りたる『公議輿論』の四字は、此時より再び世に現はれ

世に珍重せらるゝ殆も明治初年に於けるか如し。然れども公議輿論の四邊を擁する風物に至りては、頗る觀を異にするものあり。蓋し是れより先き民政の精神は政府之を有したり、公議輿論は政府之を有したり、「御誓文」の趣旨は政府之を奉したり、要するに維新の大精神は政府専ら之を占有したり。明治二年版籍奉還以來著く維新の大精神を喪ひしと雖、猶ほ敬虔保持する所ありて、未だ全く之を消失するに至らず、民撰議院建白の時に及んで、位地全く轉倒せり、民政は、民間の有となり、公議輿論は、民間の有となり、「御誓文」の趣旨は、民間之を奉するとなり、所謂維新の大精神は上より下へ墜降、默移せり。是れ實に政治上に於ける一大轉軸なりと謂はざる可らず。

雲の如く天を包みたる維新の大精神は、雨となり、雪となり、霰となりて、地上に落ち來りぬ、然れども此時迄は一陣の風雲猶ほ天上に存

するものありき。官省の中、私邸の内、長上の差別なく、極論高言するを以て、忠節なりとする維新の元氣は、未だ全く消失せざりき、是に於てか、官吏の横議起る。當時宮内省四等出仕たりし加藤弘之は、書を副島板垣及後藤の三人に贈り、獨人ヒードンマンカの所論を本據として、民撰議院論に反對し、三人は答書を裁して加藤に與へ且つ日新眞事誌に掲げて、社會に公表せり。當時官吏社會に身を寄せる大井憲太郎が、加藤を駁するを始めとし、明治政府の官吏にして、不平黨、反對黨、所謂民撰議院論者、所謂自由民權派を助け、新聞紙は、官吏の投書を以て満たされ、官省の四壁再び明治初年風生雷鳴の極論を反響す。是れより後一年は正に言論の花満開の時節にして、此時の新聞條例は、新聞紙條目と名付、頗る自由、頗る寛大の性質を帯ひ、攘夷の問題をも公議に問ひ、待詔局を設けて、壯士の献言を嘉納したる維

新の精神猶ほ明らか其形跡を印したり。左に掲ぐるは新聞紙條目なり。

新聞紙發行條目

- 第一條 各箇ノ新聞紙ハ各箇ノ題號ヲ具フヘシ
- 第二條 新聞紙ノ附録ニハ必ス本紙ノ題號ヲ記スヘシ
- 第三條 新聞紙ノ本紙ヲ出サスシテ唯附録ノミヲ出ス可ラス
- 第四條 官准ヲ乞フテ書面ニ一タヒ許可ノ印ヲ得レハ毎號ヲ出シテ檢査ヲ受クルニ及ハス
但シ願書ハ書籍出版條例雜形ニ據ルヘシ
- 第五條 毎號印行ノ年月日印行ノ地名編輯者印刷者ノ苗字名及號數ヲ記スヘシ
- 第六條 刻成後一部宛文部省及管轄廳ニ納ムヘシ
- 第七條 天變地異火災軍事物價物產貿易生死嫁娶官報文學工藝遊宴衣食田宅洋書譯文海外雜話其他世上ノ瑣事等ニ害ナキ者ハ録入ヲ許ス
- 第八條 四方ヨリ寄テ來ル書類並贈答ノ書牘文章雜話等其苗字名ヲ知ルヲ得ヘキニ於テハ皆之ヲ記スヘシ
- 第九條 官准ヲ乞ハスシテ新聞紙ヲ發スルヲ禁ス
- 第十條 國體ヲ誹シ國律ヲ議シ及外法ヲ主張宣說シテ國法ノ妨害ヲ生セシムルヲ得ス

- 第十一條 政事法律等ヲ記載スルコトニ付妄ニ批評ヲ加フル事ヲ禁ス
 - 第十二條 猥リニ教法ヲ記入シ政法ノ妨害ヲ生セシムルヲ禁ス
 - 第十三條 衆心ヲ動亂シ淫風ヲ誘導スルヲ禁ス
 - 第十四條 無根ノ言ニ託シテ人罪ヲ誣ルコトヲ禁ス
 - 第十五條 在官ノ者官中ノ事務ハ勿論或ハ外國交際ニ係ル事類ハ瑣細ノ件ト雖私ニ掲載スルコトヲ禁ス
但シ公布ヲ經ルノ文書類ハ其長官ヨリ差圖ノ分ハ此限ニ非ス
 - 第十六條 凡ソ記載シタル事件ニ付錯誤アラハ必ス之ヲ改ムヘシ
 - 第十七條 凡記載ノ事件ニ付疑問スヘキ事アル時編輯者辨解ノ責ニ任スヘシ
 - 第十八條 禁令條例ニ背キタル時ハ律ニ照シテ處斷スヘシ
- 明治の始めに當てや、新聞紙印行條例あり、更に一層簡單、一層寬濶にして、法文僅に數條、開成學校之を監督し、『世上新聞紙出版御許ニ相成候間市中ノ人民ニ至ルマテ遍ク知覺致シ存寄有之候者ハ學校へ願出候様可致事』といへる觸書を以て、政府自ら新聞社の爲めに、賣捌の廣告を爲し、且つ賣捌所の職務を行ふたり、明治六年十月に至りて

此新聞條目を定む、明治の初年を去る六年已に幾分か、言論洞開の精神を消磨したりと雖、未だ保證金の制あらず、發行停止の嚴罰あらず。

新聞紙のニトビヤは正に此時に在りし也。民撰議院論出るや、眠れる民政再び醒め、消へたる公議輿論再び燃へ、火の手は一面朝野に上かれり。如何に私なる政府も、「公議輿論」に攻

め立てられ、否な寧ろ「維新の大精神」に攻められたるは、良心の呵責忍ぶ能はざるものあり、是に於て乎、議院憲法及規則を頒布して

地方官會議を興とし、地方長官を以て、議員となし、假に代議政を行はんとす、是れ實に明治七年五月二日也、その詔勅に曰く。

朕 踐祚ノ初メ神明ニ誓ヒシ旨意ニ基キ漸次ニ之ヲ擴充シ全國人民ノ代議人ヲ召集シ公議輿論ヲ以テ律法ヲ定メ上下協和民情暢達ノ路ヲ開キ全國人民ヲシテ各其業ニ安シ以テ國家ノ重ヲ擔任スヘ

キノ義務アルヲ知ラシメンコトヲ期望ス故ニ先ツ地方ノ長官ヲ召集シ人民ニ代テ協同公議セシム乃チ議院憲法ヲ頒示ス各員夫ノ之ヲ遵守セヨ

明治二年以來久く烟霞の中に隠れたる「御誓文」の旨義、是に依て爛々の光を放ち、二年以來有司の膝下に敷かれたる公議輿論是に依て、娟々の色を發す。然れども有司の制定したる地方官會議の本躰に至りては頗る聖意に伴はざるものあり。聖意は層一層進暢し、年一年張發す、而して有司の所置は全く之に逆す。試に明治初年の公議所と、當時の地方官會議を比較せよ、公議人と地方長官とを比較せよ。何れか是れ最も進歩せる乎、何れか是れ最も御誓文の大旨義に叶ひ、何れか是れ「公論輿論」を執るに適する乎。公議所の議決は、多く法となり、律となりて活き、地方官會議の議決は、總て空。公議人は一藩の執政參

與中より公撰せられたるものにして、少くとも數人の代表者たり、一國賢才の代表者たり、地方長官に至りては、純然たる官撰議員にして、只我を代表するのみ、若し他を代表するにあらずは、是れ政府の御意を代表するのみ。公議人は眞個の代議士にあらずとも、眞個の代議士を去る遠からず、地方長官に至りては、行政部の僚屬也。代議士を去る益遠し、公議人は、公撰議員なり、彼等事々行政部の鼻息を伺ふの要なし、地方長官に至りては、其黜陟一に中央政府の手加減に存す、彼等相率ひて尾を垂るゝの犬たらしるを得んや。怪しむ勿れ、地方官會議の末路、慘々として、議院憲法の名を辱かしめ、全く人民に代りて協同公議するの實を失ひたるを。彼れは實に議院、憲法の名を以て、大洪水の如く滿朝滿野捲き去り捲き來る民權自由、公議輿論の大勢を欺き、大勢を慰めんとする瞞着手段の犧牲に供せられたるなり。

政府の内心實に彼に依て公議輿論を執らんとするにあらず、彼に依て、公議輿論の名を假らんと欲したるなり。故に明治七年の代議制は、明治二年の代議制に比すれば、階級を別するにあらず、種類を別にする、形を別にするにあらず、精神を別にする、當日公議輿論を執るの道は、前日公議輿論を執るの道に比して、頗る退歩し、増逆行す。新聞紙のニトビヤも僅かに一年の夢、明治八年に至りては、新聞條例の精髓、全く改正せられたり、改正せられたりといはんよりは、寧ろ改悪せられたりといふを適當なりとす。何となれば、自由より不自由に改められ、寛大より、嚴酷に改められたれば也。新聞紙印行條例にも、新聞紙條目にも、未だ曾て見るを得ざりし十六個條、始めて鬼の如き威光と、獄丁の如き殘酷とを以て、萬衆を支配するに至る。維新風雲の懷中に生れたる新聞條例は是に於て乎、反古堆中に葬ら

れたり。現行新聞條例の父母たる、基礎たる當時の新聞條例は左の如し。

新聞紙條例

第一條 凡ソ新聞紙及時々ニ刷出スル雜誌雜報ヲ發行セントスル者ハ持主若シクハ社主ヨリ其ノ府縣廳ヲ經由シテ願書ヲ内務省ニ捧ケ允准ヲ得ヘシ允准ヲ得スシテ發行スル者ハ法司ニ付シ罪ヲ論シ(凡ソ條例ニ違フ者ハ府縣廳ヨリ地方ノ法司ニ付シ罪ヲ論ス)發行ヲ禁止シ持主若クハ社主及編輯人印刷人各々罰金百圓ヲ科ス其ノ詐テ官准ノ名ヲ冒ス者ハ各罰金百圓以上二百圓以下ヲ科シ更ニ印刷器ヲ没入ス

第二條 願書ニ擧クヘキノ目左ノ如シ

- 一 紙若クハ書ノ題號
 - 二 刷行ノ定期(毎日毎週毎月或ハ無定期ノ類)
 - 三 持主ノ姓名住所○會社ナルハ差金人ヲ除クノ外社主一人若クハ數人ノ姓名住所
 - 四 編輯人ノ姓名住所○編輯人數人アル者編輯人長一人ノ姓名住所
 - 五 印刷人ノ姓名住所○編輯人自ラ印刷人ヲ兼ル者ハ其由ヲ署ス
- 右ノ五目中詐認アル者ハ發行ヲ禁止若クハ停止シ(時日ヲ限リ發行ヲ停ムル者ヲ停止トス)仍ホ願人ニ向テ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ科ス

第三條 編輯人長退任シ若クハ死去スル時ハ假ニ編輯人若クハ編輯人長ヲ定メ刷行スルヲ得但シ遲クトモ十五日内ニ(退任死去ノ翌日ヨリ起算ス)新定セル編輯人若クハ編輯人長ノ姓名住所ヲ持主若クハ社主ヨリ其府縣廳ニ届ケ出ヘシ若シ期內ニ届出サル時ハ發行ヲ停止シ持主若クハ社主罰金百圓ヲ科ス

其他第二條願書ニ載スヘキノ目ニ於テ一ノ變更アル時ハ遲クトモ十五日内ニ持主若クハ社主及編輯人若クハ編輯人長ノ連名ヲ以テ届ケ出ヘシ若シ期內ニ届ケ出サル時ハ持主若クハ社主及編輯人若クハ編輯人長各々罰金百圓ヲ科ス

第四條 持主若クハ社主及編輯人若クハ假ノ編輯タル者ハ内國人ニ限ルヘシ

第五條 持主若クハ社主自ラ編輯人若クハ編輯人長タルコトヲ得

第六條 編輯人二人以上アル者ハ其一人ヲ撰テ編輯人長トスヘシ
每紙每卷ノ尾ニ印刷人名ヲ署シ編輯人數人アル者ハ編輯人長名ヲ署シ編輯人若クハ編輯人長疾病事故アル時ハ代理人ヲ定メ其名ヲ署スヘシ若シ名ヲ署セザル時ハ編輯人若クハ編輯人長若クハ代理人罰金百圓以上五百圓以下ヲ科シ印刷人罰金百圓ヲ科ス
紙中若クハ卷中載スル所ノ事ニ付テハ紙尾署名ノ編輯人若クハ編輯人長一切責ニ任スヘシ

第七條 紙中若クハ卷中載スル所第十二條以下ノ禁ヲ犯シ若クハ誹謗律ヲ犯シタル時ハ編

輯人首ヲ以テ論シ筆者ハ從テ以テ論ス持主若クハ社主情ヲ知ル者ハ編輯署名ノ人ト同ク論ス

第八條 新聞紙及雜誌雜報ノ筆者ハ(投書者ハ筆者ヲ以テ例ス)尋常ノ瑣事ヲ除クノ外凡ソ内外國事理財人情時態學術法教議論及事官民ノ權利ニ係ル者ハ皆其ノ姓名住所ヲ著スヘシ

筆者姓名ヲ用ヒタル時ハ禁獄三十日罰金十圓ヲ科ス他人ノ名ヲ假托スル者ハ禁獄七十日罰金二十圓ヲ科ス(三罰并科シ或ハ偏ハ三一罰ヲ科ス以下之ニ倣ヘ)

第九條 外國新聞紙及雜誌雜報ヲ翻譯シテ記入スル者ハ尋常ノ瑣事ヲ除クノ外譯者名ヲ署シ其事第十二條以下ノ禁ヲ犯シ若クハ謾罵律ヲ犯シタル時ハ記者其責ニ任スヘキコト第七條筆者從テ以テ論スルノ例ニ依ル

第十條 事犯編輯人ニ止マリ禁獄ヲ命シタル時ハ特ニ發行ヲ停止シタル時ヲ除クノ外持主若クハ社主ヨリ假ニ編輯人ヲ定メ若クハ新ニ編輯人ヲ定メテ仍ホ發行スルヲ得其ノ編輯人ヲ定メスシテ發行スル者ハ發行ヲ停止ス可シ

第十一條 新聞紙若クハ雜誌雜報ニ指名サレタル官署會社若クハ人民ヨリ辨白書若クハ改正ヲ求ムル書ヲ寄スル時ハ其書ヲ受取リシヨリ直チニ其次號ニ刷出スヘシ違フ者ハ編輯人罰金十圓以上百圓以下ヲ科ス

第十二條 新聞紙若クハ雜誌雜報ニ於テ人ヲ教唆シテ罪ヲ犯サシメタル者ハ犯ス者ト同罪其教唆ニ止マル者ハ禁獄五日以上三年以下罰金十圓以上五百圓以下ヲ科ス其教唆シテ兇衆ヲ煽起シ或ハ官ニ強逼セシメタル者ハ犯ス者ノ首ト同ク論ス其教唆ニ止マル者ハ罪前ニ同シ

第十三條 政府ヲ變壞シ國家ヲ顛覆スルノ論ヲ載セシメタル者ハ禁獄一年以上三年ニ至ル迄ヲ科ス其實犯ニ至ル者ハ首犯ト同ク論ス

第十四條 成法ヲ誹毀シテ國民法ニ違フノ義ヲ亂リ及顯ハニ刑律ニ觸レタルノ罪犯ヲ曲庇スルノ論ヲ爲ス者ハ禁獄一月以上一年以下罰金五圓以上百圓以下ヲ科ス

第十五條 裁判官ノ斷獄下罰ニ係リ未ダ公判ニ付セサル者ヲ載スルヲ得ス及裁判官審判ノ議事ヲ載スルヲ得ス犯ス者ハ禁獄一月以上二年以下罰金百圓以上五百圓以下ヲ科ス第十六條 院省使廳ノ許可ヲ經スシテ上書建白ヲ載スルヲ得ス犯ス者ハ罪前條ニ同シ

附則

此條例布告ノ前ニ已ニ允准ヲ得テ發行セル新聞雜誌雜報ハ新タニ願書ヲ捧グルニ及ハス但シ府縣廳ヲ經由シテ內務省ニ届グル爲ニ此ノ布告ヲ承ルヨリ第十日迄ニ(布告ヲ承ルノ翌日ヨリ起算ス)府縣廳ニ向テ第二條五日ノ屆書ヲ捧クヘシ第十日ヲ過テ屆書ヲ捧ケザル者ハ府縣廳ヨリ發行ヲ止ムヘシ其ノ更ニ願書出ル者ハ第一條ニ依ルヘシ

従前編輯人數人アリテ編輯人長ナキ者ハ條例布告ヲ承ルヨリ第二日迄ニ（布告ヲ承ルノ翌日ヨリ起算ス）編輯人長ヲ定メ若クハ假ニ定ムヘシ第二日ヲ過テ刷行シタル紙若クハ書ニ編輯人長ノ署名ナキトキハ府縣廳ヨリ發行ヲ止ムヘシ其ノ更ニ願ヒ出ル者ハ前ニ同シ

峻峭なる秋霜の如く、酷烈なる夏日の如く、是れ尾崎三郎井上毅の章する所なりといふと雖、宛然韓非の作也。成島柳北、未廣鐵腸等が、一時殊敷繫きとなりて、鐵窓の下に呻吟したるは、此の嚴法に網せられたるなり。專制の神は公平なりし、寧ろ小心なりし、言論の不自由を人民に與へずして、官吏の上にも與へたり。試みに左に掲ぐる明治八年七月の布達を讀め。

凡ソ官吏タル者官報公告ヲ除クノ外新聞紙又ハ新誌雜報等ニ於テニ一切ノ政務ヲ敘述スル事不相成候條此旨相達候事

但百般學科ニ係ル敘述ハ此限ニアラス
滿座歡笑高談雄辨せる際に當て、一片の訃音を傳へたるか如く、烏雀

藪林に鳴て春に和するの時、一發の砲聲を放ちたるか如く、總て默、總て寂、公明の天地忽ちにして、暗黒となり、陽氣の乾坤忽ちにして陰鬱となる。是れに止らしむるも、國民の不幸已に多きに過く。然るに專制の神は猶ほ飽き足らずして、讒謗律なるものを設けたり、讒謗律とは何そや。左に掲ぐるものは是れ也。

讒謗律

第一條 凡ソ事實ノ有無ヲ論セス人ノ榮譽ヲ害スヘキノ行事ヲ摘發公布スル者之ヲ讒毀トス人ノ行事ヲ譽ルニ非スシテ惡名ヲ以テ人ニ加ヘ公布スル者之ヲ誹謗トス著作文章若クハ書圖肖像ヲ用ヒ展觀シ若クハ發賣シ若クハ貼示シテ人ヲ讒毀シ若クハ誹謗スル者ハ下ノ條別ニ從テ罪ヲ科ス

第二條 第一條ノ所爲ヲ以テ乘輿ヲ犯スニ涉ル者ハ禁獄三月以上三年以下罰金五拾圓以上千圓以下二罰并セ或ハ偏ヘニ

第三條 皇族ヲ犯スニ涉ル者ハ禁獄十五日以上二年半以下罰金十五圓以上七百圓以下

第四條 官吏ノ職務ニ關シ讒毀スル者ハ禁獄十日以上二年以下罰金十圓以上五百圓以下

勝スル者ハ禁獄五日以上一年以下罰金五圓以上三百圓以下
第五條 華士族平民ニ對スルヲ論セス讒毀スル者ハ禁獄七日以上一年半以下罰金五圓以上三百圓以下誹謗スル者ハ罰金三圓以上百圓以下

第六條 法ニ依リ檢官若クハ法官ニ向テ罪犯ヲ告發シ若クハ證スル者ハ第一條ノ例ニアラス其故造誣告シタル者ハ誣告律ニ依ル

第七條 若シ讒毀受ルノ事刑法ニ觸ル、者檢官ヨリ其事ヲ糾治スルカ若クハ讒毀スル者ヨリ檢官若クハ法官ニ告發シタル時ハ讒毀ノ罪ヲ治ムルヲ中止シ以テ事實ノ決ヲ俟テ其ノ被告人罪ニ坐スル時ハ讒毀ノ罪ヲ論ス

若シ事刑法ニ觸レシテ單ヘ二人ノ榮譽ヲ害スル者ハ讒毀スルノ後官ニ告發スト雖モ仍ホ讒毀ノ罪ヲ治ス

第八條 凡ソ讒毀誹謗ノ第四條第五條ニ係ル者ハ被害ノ官民自ラ告ルヲ待テ乃チ論ス
社會の波瀾は原動反動の波瀾也。此の如き言論の束縛を見るは、正に是れ一年前に於て、言論の餘りに自由なりし、即ち他の社會的自由に比して餘りに自由なりし反動のみ。思ふに是等の峻法嚴律は、如何なる器として、用ひられたる乎。公議輿論を壓する一也、政府の弱點欠

點汚點の發表を妨ぐ二也、政府の重量が、言論の勢力に打勝たれんとするを禦く三也。言論の自由を束縛するは、公議輿論を執る所以に反對する也、公議輿論を執る所以に反對するは、御誓文に反對する也、維新の大精神に反對する也。明治政府は實に此點に於ても、維新の大精神に反對せり。

是より以後、明治十年に至る迄、政府は薄氷の上に立てり、白刃の上を歩めり。政府は二大反對の中間に身を潜め、只自衛自防是れ急に、國家の大經綸を立つるに違あらず、維新の大精神を回顧するに違あらずして、漸に版籍奉還の時よりも、廢藩置縣の時よりも一層危険なる暗礁を乗り越したり。若し此際少しにても、操縱其宜を失ひしならば、明治九は明治九年十年を以て暗礁に乗り上げ、政海の深底に覆没したるやも測る可らず。當時表面より言論、集會の公明手段を以て政府に反

對したるものは、自由民権を希望するもの、民撰議院の設立を欲するものにして、總て彼等が未來に想像する理想の政府と現内閣と合一せざるが故に、反對するなり、裏面より、隱謀、私語、密議の陰險手段を以て政府に反對するものは、封建の昔を追慕するもの、新政府に失望せしもの、泰西の風習を嫌惡するものにして、總て彼等が過去に於て愉快なる、善良なる記憶を印する政府と現内閣と合一せざるが爲めに反對するなり。彼等の重なるもの、中には一己の私情現政府に快よからざるより、一己の私議現政府と相容れざるより反對せるもの少なからずと雖、彼等か之に乗し、之に撻ち、之に投して以て反對の目的を達せんとする民心の傾向は、此の如く東西に分れて、過去と未來に向て流れたるなり。反對の目的は千萬里相距る、然れども、現政府よりも善き政府を求むるの情に於ては則ち相同し。已に此情に於て相同し、

彼等二大傾向が、期せずして、協力し、約せずして、共同し、與に俱に政府に反對したるもの、豈に偶然ならん哉、此時機に際し維新の國是を臚認し、維新の大精神を固持し、廣く公議輿論を執り、速に民撰議院を設けて、決死其方面に立たん乎、抑亦保守退縮、改革を中止し、陋習を保存し、舊制を回復せん乎、前者を取るは、理想的反對を退くる所以也、後者を取るは、回顧的反對を退くる所以也。一の反對を退くる能はされば、兩個の反對に當らざる可らず。兩個の反對實に政府の大患、然れども一刀兩斷、其一を捨て、其一を取るは豈に自衛に汲々たる政府の爲し得る所ならんや。一時理想的反對の魁首たる板垣退助を政府に引き入て、一方の反對を退げんと試みたりと雖、悉く御誓文の旨義を奉臚するといふにあらず、悉く公議輿論を執るといふにあらず、悉く板垣の意見を用ゆるといふにあらず、速に民撰議院を設立

するといふにあらず、只木戸大久保伊藤の三參議板垣と與に、議政院
取調案を作りて、一時の安を偷みたるに過ぎざりし也。元老院大審院
を新置したりと雖、是れ亦一時公論の放水策のみ。姑息の法たるを免
れず。明治八年四月十四日元老院大審院を置くの大詔に曰く。

朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬
民保全ノ道ヲ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ以テ今日ノ小康
ヲ得タリ願ニ中興日淺ク内治ノ事當ニ振作更張スヘキ者少トセ朕
今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ク以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ
置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ
圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ラント欲ス
汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ル、ト莫ク又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナ
ル、ト莫ク其レ能ク朕ガ旨ヲ躰シテ翼贊スル所アレ

是れ實に專制政府を一新して立憲政體となすの大詔にして、是大詔一
たひ出づ、大勢の走る、駟馬も及ばず。國民は驚喜して、立憲政體創
立の近きたるを相祝したり、然るに政府の處置は、遙に大詔に後れ、
又た輿論に後れ、立憲政體に轉化する所以の方法に至りては、政府之
を緩慢に附したり。且つ大詔に所謂立法の源たる元老院をして、遂に
官吏の隱居所、老朽分子の養老院たらしめたるか如きは、國家の爲め
に最も悲むべき所なりとす。斯の如く腫物を恐るゝと與に外科治療を
恐れ、大決心なく、大決断なく、遂に殆んど一天下の望を失ひ、岌々
乎として日夕に迫るの勢を爲せり。請ふ回念せよ新政厚徳の旗三太郎
山に翻るに當て、天下の人心果して何れに歸向したるぞ。當時南州を
以て朝敵と思ひたるもの果して幾人ぞ、南州を以て國賊となしたるもの
幾人ぞ。南洲運強くして、熊本城を得たらんには、天下の事亦た知

る可らさりし也。天は南洲に禍じて、甲東に幸せり、人和を得たる叛人は天時を得せずして、敗れたり。曩に熊本神風黨倒れ、福岡藩士敗れ、前原一誠敗れ、今亦南洲敗る。政府此時の位地は實に暴風雨の中破船を免れたるに似たるものあり、逸樂、驕奢、姑息、因循の從て、起り來る可きは、自然の人情にして、只儉素質實の大久保甲東、群臣の上に卓然として、勤儉力行自ら奉ずる頗る薄かりしか故に、甲東生存中は、未だ甚しきに至らさりし也。南洲の没落は、十年九月二十四日にして、甲東の毒刃に斃れたるは十一年五月十四日、その間僅に八月月、正に亂後の整理に忙くして、寧ろ安逸の夢を結ぶに違あらさりし也。甲東生存中は政府未だ安逸を貪はるに至らさりしと雖、凱旋將軍の面上に現はるゝ所の驕色は、當時の政府の上に著く現はれたるを見る。十年後の政府が『御誓文』に對し、公議輿論に對して、如何なる意

見を有したる乎、十年の亂は、政府の政治思想に向て如何なる變化を及ぼしたる乎。地方官會議憲法を改正したるは、實に西郷鎮定後四月の後にして、政府の意向を伺ふに足るべき也。

地方官會議憲法

第一條 地方官會議ハ毎年一度開クヲ常例トス其開閉期日ハ政府ニ於テ之ヲ定メ各地方長官ヲ召集スヘシ長官若シ召集スルコト能ハサルハ書記官ヲ出シテ代理セシムヘシ

第二條 各省廻若クハ其代理人ハ議席ニ列シ説明討論スルヲ得但シ可否ノ數ニ算入スヘカラス

第三條 開閉院ノ式ヲ執行スル時ハ天皇陛下ノ親臨アルヘシ

第四條 凡ソ議事ノ可否ヲ決スルハ多數ニ依リ同數ナル時ハ議長之ヲ決スヘシ

第五條 凡ソ議案ハ議長ヨリ之ヲ衆議ニ付シ其可否ヲ決定シテ上奏シ宸裁ヲ仰クヘシ

第六條 凡ソ議員ノ建議セント欲スルモノハ議案ヲ草シ先ツ之ヲ議長ニ呈スヘシ

第七條 議長ハ特旨ニ依リ以下ノ職員ハ議長ノ上奏ニ依リテ之ヲ命ス

其列任以下ニ係ルモノハ專之ヲ命スヘシ

第八條 議院職制(略)

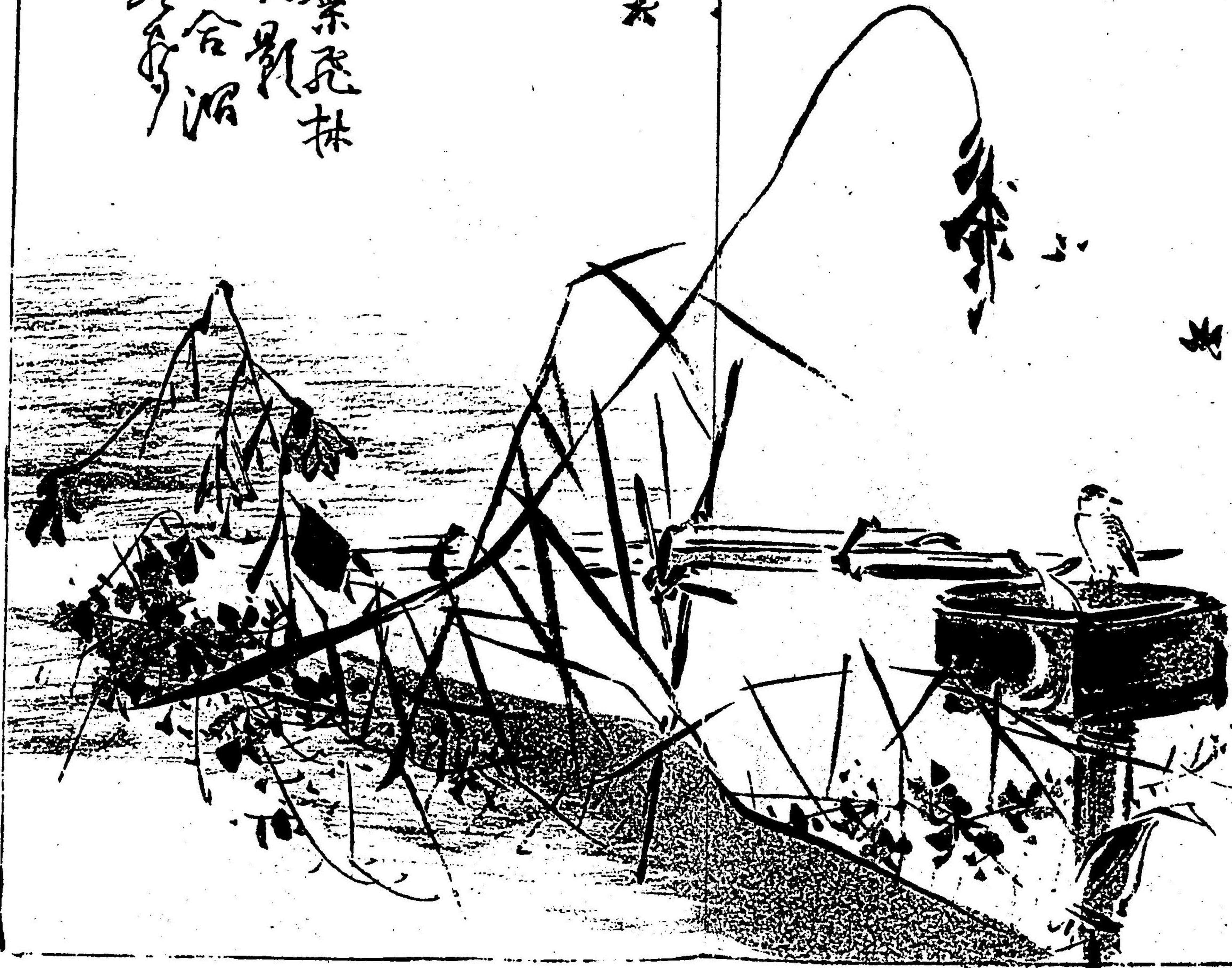
之を明治七年五月の議院憲法に對照するに、舊憲法には、陛下より諮問案を下すの個條あれども、新法には之れなし、舊法には議員か、院内の言論自由を保障するの個條あれども新法には之れなし、舊法には「議長撰任ハ議員中ヨリ之ヲ撰任スルコト勿論ナレトモ其良法ヲ議定スル迄ハ朕自ラ之ヲ撰任スベシ」との個條あれども、新法には、議長は全く官撰とす。是等諸點の相違に依て斷し來れば、改正憲法は、人民に代りて協同公議する議院の權限自由を一層狹隘にしたるものにして、公議輿論を執る所以に於ても、御誓文の旨義を奉躰する所以に於ても一層退歩し、一層逆行するの傾向を有す、即ち所謂維新の大精神は、十年の亂後退歩逆行するの傾向を有す、然らはその傾向は遂に何れの方角に流れ去りたる乎。憲法改正後二月にして、大久保甲東は斃れたる、板垣に勝ち、江藤に勝ち、木戸に勝ち、西郷に勝ち、總ての競争

者反對者を踏み倒はして着々地歩を占め、殆も箱根足柄の上に芙蓉山を見るか如き大久保甲東は、青山一抹の烟と消へぬ。板垣は三年前野に下りて舞臺に在らず、木戸は一年前に没し、今亦大久保死す、噫此後廟堂に残存して、維新の大精神を奉行し、中興の業をして、進むありて、退くなからしむる大責任に當るものは、果して何人ぞ。



葉飛林
失影
水合酒
長年

六



第三期

大久保内閣の後を繼續せしものは、伊藤井上の聯立内閣也。その後、年を重ねる廿五年、その間内閣の座席幾變遷すと雖、伊藤博文井上馨はその主座なり、然らされは、其黒幕なり、然らされは其年寄なり、其顧問也。大久保の生存するや、井上は遠けられ、退けられて、一分もその志を伸ふるを得ず、伊藤は、能く大久保の意に従ふのみ。故に明治二年以後、十年に至るの間維新の大精神、次第に減少したるは、所謂薩長政府たるものの責任なりと雖も吾人は明治十年以前の事を以て、伊藤井上を酷責するを欲せず、然れども甲東の歿後即ち明治十一年の下半年より今日に至る政府の施設行動に至りては、是となく非となく、功業となく、失敗となく、主として伊藤井上の責任に歸せざるを

得す。伊藤井上兩君も亦此の責任に對して、必ず首肯する所ありて男子らしく之を引受くるに躊躇せざる可し。然らば甲東の後薩長政府の主人公となり、維新の大精神を奉行し、中興の業をして、一たびは進んで一たびは退くなからしむる大責任に當るものは、伊藤井上の兩君にあらずして將た何人かある。伊藤井上兩君の政府にあらずして、將た何者かある。然らば彼等の政府は果して、能く此の大責任を全ふするを得たる乎、果して能く維新の大精神を忘失せざるを得たる乎。是れ吾人か進んで論せんと欲する所也。吾人は事實を有す、事實は眞實也、吾人豈に枉けて、政府を是非するものならんや。

夫れ維新の際輿論は如何に畏敬尊信せられたる乎。勅詔出る毎に、公議輿論の文字を見ざるはなく、公議輿論は、皇帝の禮遇厚待あらせ玉ふ國賓の如くなりし也。政府の公議輿論を求むるは、慈親の迷子を求む

るか如く、牧者の迷へる小羊を求むるか如くに親切にして、之を求め獲されは休せざるの勢ありき、政府の公議輿論を振興するは、農夫の稻の發育を祈るか如く、老婆の初孫の成長を祈るか如く、只一日も速に成育發達せんとを望みたりき。然るに薩長政府が、明治十一年後公議輿論に對する處作を見るに、公議輿論を執るにあらずして、寧ろ之を拒絶し、公議輿論を振作するにあらずして、寧ろ之を撲滅せんとするに似たり。地方官會議は、聖詔に依りて、國民の假代議院たるもの也、毎年之を開くを常例とす、然るを政府は之れか召集を怠り、十二年は議會を開かずして止めり。聖詔會議を視る、頗る重く、薩長政府の之を視る頗る輕るし。十三年に至りて之を開くと雖、會議の前、先づ規則を改正し、無用の論說を制止するの權を議長に與へ、議席に於て人身上の毀譽褒貶に涉るを禁じたるが爲め、議院内言論の自由維

て空となる、宜なり、公議輿論を執るの實効遂に擧らざるや。甲東は言論の自由を壓伏せり、然れども集會の自由に至りては、指を觸れたるとおらざりき、弟子も師に勝るあり、甲東の繼續者は此點に於ては甲東に勝ると謂ふ可し。維新の大精神は、積極的にあらずして、消極的也。壓抑的にあらずして、自由的也。防禦的にあらずして、開放的也。甲東一たひ消極的、壓抑的、防禦的の桶を作てより、後人、西施の蠶に倣ふて、益維新の大精神に背馳す。歎すべきの至也。言論盛なれば、則ち新聞條例を嚴にし、政治的運動盛なれば、集會條例を設け、建白請願盛なれば、則ち請願規則を設け、懇親會盛なれば之を禁し、有志輩下に集れば、保安條例を施行す、一として、消極的、壓抑的、防禦的にあらずるはなし。議會開くるに及んても猶ほ此の筆法を用ゆるを廢せず。吾人は、明治政府の開悟未だ此に及ばざるを悲む也。

117

明治七年民撰議院論の大波瀾は、一浮一沈一昂一低、特に十年の亂に依りて、幾分か打碎かれたるの事情ありしが、十二年の終り、十三年の始めに於て、再び山を呑み、天を捲くの大瀾となりて現れぬ。筑前の有志箱田六輔等の建白を始めとし「自由を與へよ、國會を開けよ」の聲は、全國到る所の山より河より谷より森より反響して、人心沸くか如く、有志の士は東奔西走、國會期成同盟會を起こせり。同盟會は公議輿論を振作する所以也、維新の大精神を有する政府は、寧ろ相率て同盟會の設立を賀せざる可らず、國事に奔走する有志の運動を嘉みせざる可らず。然るに賞詞は來らずして、叱責來れり。集會條例は來れり。此の條例たる、渡邊淇基之を起草なせしと雖、起草せしめたるものは薩長政府也。此條例は現行條例の先祖にして、他の政社と連結、通信、往復を禁するの個條の如きは、蓋し先祖傳來の重寶なりとす。此條例

の爲めに、民間志士が四肢五軀の運動を束縛せられ、不自由、不便利、維新の大精神たる、公議採用、輿論振作を妨けたるの弊實に數ゆるに勝へざる也。國會開設は當時の公議輿論也、廣を以てすれば、東岩手より西長崎に至り、縣數を以てすれば、二府二十三縣、人數を以てすれば、八萬七千人、總て是れ國會開設の請願者也。是れ公議輿論と稱するに少しも耻づ可き所なき實力と價直とを有するもの也。公議輿論を採用するの政府は、宜く胸襟を開き、此請願を聽く可き也、然るに請願の總代、太政官に出頭するや、書記官は曰く、内閣に於て受理す可き書面にあらざると。之を元老院に呈すれば則ち曰く建白としては受理す可し、請願としては是れ本院の受理す可きものにあらずと、請願の事たる、固まらば法律上の明文なし、然れども東京府民が上野御臨幸を請願したるに對しては政府執達の勞に服し、本願寺の證號及救領の

請願に對しても執奏の責に任じ、獨り國會開設の請願を執達せざりしは、何の理由に依る乎、大事件は小事件よりも、一層執達の速かに、全國人民の請願は一寺一府よりも一層執奏の速かなるを至當なりとす、然るに却て小事を執達して、大事を執達せざるは何ぞや、是れ果して維新の精神なる下情上達の方法なる乎。特に當路者が請願總代の來訪を厭ふて之を叱咤し、之を退ひ戻すに至りては、殆んど維新の何物たるを忘却せるなり。近衛歩兵伍長小原彌八此狀を見て慨然起り、皇城門外諫死せんとす、果さずして、捕へらる。曩には横山を集議院に自刃せしめ、今小原をして、自殺せしめんとす、言路壅塞の責、亦大なる哉。開拓使拂下二件は、政府の大功德にあらざれば、大失徳也。明治五年始めて開拓使を置きてより、同十三年に至る迄、費やす所一千四百萬、而してその功業を問へば、則ち微々として言ふに足らず、

是に於て乎、當時の開拓使長官黒田清隆は其同縣人たる五代友厚等に向て、千萬圓を費やしたる官有物少くとも五百萬の價格ある官有物をば、僅々三十萬圓、而も無利息三十個年賦を以て拂下げ、寧ろ進上せんと企てたるに、政府は勿論黒田に同じ、八月一日附を以て之を聞届けたり。千萬圓の品を三十萬圓三十年賦に拂下く、公議輿論何そ之を許さん、國民の汗血を絞りたる千萬圓を以て寵商の腹を肥やす、公議輿論何そ之を許さん、公議輿論が、之に反對すへきは、反對の聲擧るを待て而して後に知らざる也。多少反對者ある可きを知りつゝ、之を拂下くるは、公議輿論を輕んずる、亦甚しからずや。公議輿論風の如く、火の如く、雲の如く、起りて、衆聲雷の如く其非を難するも、直に拂下を取消すことを爲さず、政府は猶豫せり、遷延せり。陛下は七月二十九日即ち拂下を許可したる、前々日を以て東奥に行幸おらせられたりしか、十

月十一日還御、即夜御前會議を開かせられ、その翌日輝きたる日光と與に國會開設の勅諭出てたり、國會開設の勅諭と與に拂下取消の達出てたり。上下之間壅塞して、人民益下情上達を熱望す。人民が請願建白、以て公議輿論の存する所を上聞に達せんとするもの愈増加するに及んで、政府は消極的方略を以て之を防止せんとせり、十五年十二月請願規則を新設したるは、則ち此方略を實行したるなり。

請願規則

第一條 人民各自ノ利害ニ關シ行政上ノ處分ヲ請願セントスル者ハ左ノ條規ニ依ルヘシ
 第二條 郡區長及月長職權内ノ事件ハ郡區長月長ニ請願スヘシ郡區長月長ノ指令ニ服セサル者ハ府知事縣令ニ請願シ府知事縣令ノ指令ニ服セサル者ハ主務局ニ請願シ主務局ノ指令ニ服セサル者ハ太政官ニ請願スルヲ得府知事縣令警視總監ノ指令ニ服セサル者ハ主務局ニ請願シ主務局ノ指令ニ服セサル者ハ太政官ニ請願スルヲ得
 令警視總監ニ請願スヘシ府知事縣令警視總監ノ指令ニ服セサル者ハ主務局ニ請願シ主務局ノ指令ニ服セサル者ハ太政官ニ請願スルヲ得各省廳職務内ノ事件ハ其局ニ請願スヘシ其指令ニ服セサル者ハ太政官ニ請願スルヲ得

第三條 凡シ請願スル者ハ書面ヲ以テスヘシ口陳スルコトヲ許サス官署ノ求ニ應シテ開陳ス
ルハ此限ニ在ラス

第四條 請願書ハ請願人自ラ署名捺印シ旅務任所ヲ記シ局長ニ請願スルヲ除クノ外住所戶
長ノ奥印ヲ受テヘシ其連名ヲ以テ請願スル者ハ各人自ラ署名捺印シ旅務任所ヲ記シ其連
代又ハ請願發起人アル者ハ其由ヲ肩書スヘシ局長ノ奥印ヲ受ケルハ前ノ例ニ同シ

第五條 府縣郡區連代又ハ結社連代ノ名ヲ以テ請願スルコトヲ得ス但シ成法ニ制定セザレバ
レ會社ハ此限ニ在ラス

第六條 請願書ハ上呈スルニハ代人ヲ以テスルコトヲ許サス數人連名スル者ハ請願人中ニ於
テ三名以下ノ總代人ヲ撰ミ之ニ委託スヘシ

第七條 請願書ハ郵便ヲ以テ上呈スルコトヲ得

第八條 上司ニ呈スル請願書ニハ其經歷スル所ノ官署ノ指令書ヲ添フヘシ

第九條 請願書ノ郵便ヲ得ル各官署シ其主務ニ非サルトキハ直ニ之ヲ主務官ニ移シ其由
ヲ請願人ニ通知スヘシ

第十條 大政官ニ於テ請願ヲ認可スルトキハ主務官ニ付シテ處分セシムヘシ

第十一條 大政官ノ命令ヲ經ケル者ハ更ニ請願スルコトヲ得ス又裁判所ニ訴フルコトヲ得

第十二條 請願者名トシテ行政處分ヲ拒ムコトヲ得ス

第十三條 凡ソ事ノ明白ニ屬ス可キ者ハ人民各自ノ利害ニ保ルヲ以テ請願スト雖モ受理セ
ス

第十四條 行政處分ノ既ニ五年ヲ經タル者ハ請願ヲ受理セズ

第十五條 請願人第二條ノ順序ヲ經ス及第三條第四條第五條第六條第八條第十一條ノ規則
ニ循ハサル者ハ受理セズ

第十六條 請願書ニ侮辱誹毀ノ語ヲ用ヒ及第二條ニ示ス所ノ官署ノ外ニ向ヒ請願スル者ハ
受理セズ

第十七條 後規ニ違ヒ受理セラサルノ請願者ハ以テ強テ受理ヲ請フ者ハ十一日以上一年以
下ノ輕禁錮ニ處ス其連名署名請願スル者ハ情ヲ知ラサル者ヲ除ク外各人均ク限ヲ論ス其
發起人ハ一年以上二年以下ノ輕禁錮ニ處ス若シ請願人ノ外教唆者アルトキハ發起人ト同

シク罪ヲ論ス其連名署名請願者ハ刑法ニ依テ處分ス

第十八條 請願人官吏ニ對シテ抗論シ喧擾ニ涉ル者ハ十一日以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス
其侮辱ニ涉ル者ハ刑法ニ依テ處分ス

第十九條 請願書ハ新聞紙其他ノ文書ヲ以テ公行スルコトヲ許サス犯ス者ハ刑前條第一項
ニ同シ

第二十條 請願ニ由リ人ヲ誹告スル者ハ刑法ニ依テ處分ス

此規則に依て、請願の手數面倒となれり、請願に向て聖裁を仰ぐと明治の初年待詔局の建言に於けるか如きとあるべしとの望は、水泡と消へ去り、府縣郡區總代又は結社總代等の團結的名義の請願は禁せられ、事の建白に屬すべき請願は拒絶せられ、請願を抗訴するものは罰せられ、請願の氣焰は、此の規則の爲めに、冷水を注かれたり。下情を上達せんとするの志は、此の規則の爲めに粉碎せられたり。

十五年の暮より、十六年の春に於ける政府の動作は、増々維新の大精神を逆施倒行するものにはあらざる乎。十五年十二月府縣會議員等が、石川縣會議員稻垣示處刑事件に對して協議する所あらんと欲し、招狀を全國の府縣會議員に發したるに、同月廿九日左の達下る。
府縣會議員會議ニ關スル事項ヲ以テ他ノ府縣會議員ト聯合集會シ又

ハ往復通信スルコトヲ許サス

其集會スル者何等ノ名義ヲ以テスルモ府知事縣令ニ於テ此禁令ヲ犯

ス者ト認ムルトキハ直ニ解散ヲ命スベシ

政府は地方人民の代議院たる府縣會を以て政社と見做したる也。人民に選舉せられたる府縣會議員を以て一の政黨員と見做したる也。政府は、政黨に用ひて得意なる集會條例の一部を府縣會に割愛したる也。沙汰の限りと謂つ可し。翌年二月、府縣會議員等懇親會の名義を以て、集會したるに、政府は突然左の如き達を下したり。

今般府縣會議員其他懇親會ノ名義ヲ以テ府下ニ集會スル義禁止候旨
内務卿ヨリ被達候條此旨相達候事

明治十六年二月三日

警視總監樺山資紀

府縣會議員は是に於て懇親會を爲すの自由を失ひたり。獨り怪しむ、

人間は一切交際不相成の達下らざりしを。言論の自由は全く束縛せられ、請願の道も、全く防止せられ、集會の自由は、茶を喫するの會すら制限せられ、數個の噴火口は總て塗り塞がる、火は内に燃ゆ、益燃ゆ、愈燃ゆ、彼等は如何にして出でん乎。福島の暴動是に於て乎、爆發せり。赤井景韶の陰謀是に於て乎、爆發せり。加波山の暴舉是に於て乎、爆發せり。村松愛藏の、暴舉是に於て乎、爆發せり。言論の力屈して、腕力伸ひ、公明の運動壓せられて、陰險手段として現はるは、自然の勢也。然らば、政府も、幾何此點に於て責を負ふ所なかる可らず。松平容保等を寬典に處する詔に曰く「朕熟ラ之ヲ按スルニ政教世ニ治メ各義人心ニ明ナレハ固ヨリ亂臣賊子ヲテアルベシ今や朕不徳ニシテ教化ノ道未ダ立メズ」云々、嗚呼政府にして此詔を以て、我心となじ、深く己れに省みて、厚く人を恕し、

公議輿論に抗敵するとなからしめば、明治の昭代恐らくは、亂臣賊子を出さざりしならん。外交問題を秘密にするは、政府の癖也、十九年より二十年に亘りて、談判に着手せし條約改正は、曾て國民に向て、一言の相談なく、一言の通知なくして、發案せられ、談判せられ、公議輿論極力之に反對するに及んで、公議輿論に従て之を中止せり。中止に於て常に公議輿論に従ふもの、何すれを談判に於て、公議輿論に従はざるや。國民が如何に大なる抵抗力と破壊力とを有するかを知らば、何すれを、之を布帆に利用して、談判を進めざる、知らすや、船頭は逆風を利用するといふにあらずや。條約改正の中止は公議輿論の勝利なり、公議輿論は、條約改正の勝利に乗じて、更に其他の勝利を望めり、總ての勝利を望めり、最後の勝利を望めり、政府は果してその望に應じたる乎、幾何

か應したる乎、曰否否全然峻拒せり。吾人の説明を待たずして國民か
 耳新らしく記憶する保安條例の抑壓的手段に依て之を峻拒せり。明治
 の初年公議輿論を師とし、君としたるもの、今は敵として戦へり、噫。
 維新の大精神是に於て何くんか。在る。夫れ外交の大事件を決するにも、衆議を盡くし、公議輿論を執るは、
 維新の精神也。一國の國是を定むるにも、竭力公議輿論の歸する所を極
 め、草莽卑賤の輩をして官吏と與に待詔局内に議論を上下せしめたる
 は、維新の精神也。問題の重大なるに従ひ、事件の緊要なるに従ひ、
 愈増公議輿論を執るに急且の切なりしは維新の精神也。然るに近年に
 至りては問題事件の大小に係らず、秘密の帳幕を以て總てを掩ふの習
 を作し、公々落落の風順に衰へて、陰險忍辱の風漸く之に代らんと
 す、天地依然として舊時の天地、而して獨り之に棲息するものその狭

隘を感するは何ぞや、是れ實に悲しむ可きの至也。條約改正の事たる、
 之を成るに垂んとして幾度か之を敗るものは、諸外國にあらすして、
 公議輿論也、不可思議千萬にあらすや、維新の始めに當てや、外交問
 題を決定したるものは、公議輿論なり、明治十八年の井上條約案、同
 廿二年の大隈案が失敗したるは、圖らざりき、維新の始め、政府を助
 けたる政府の良友ならんとは、維新の政府は、公議輿論と與に外交の
 衝に當れり、近年の政府は公議輿論を外にして、寧ろ無にして、外交
 に當れり。是れ今日屢失敗する所以也。明治政府が二十五年即ち三百
 ヶ月、殆んど十萬九千五百日を費やして、國民の大汚辱たる條約を改
 正する能はず、封建時代の日本に相應せる條約をば、立憲政創開の今
 日に持續するは、彼自身に於ても、慚する所なき能はざる可く、國民
 に於ては、固より深く之を耻とす。政府自ら改正に着手せずんば、國

民は正に進んで之を促かさんとす、今回の條約改正は宜く公議輿論を基礎とし、公議輿論を先鋒となし、又中堅となし、又更に後殿となして、諸外國に對す可し、是れ實に維新の精神也、公議輿論を度外に置くは失敗の源たるのみならず、抑亦維新の大精神に反戻する也。且つ夫れ維新の大事業、半は、是れ公議輿論の力なるを知らざる可らず。幕府を倒ぼすは、大事業也、維新は公議輿論の力を假り、公議輿論に従て之を倒ぼせり、版籍奉還は大事業也、公議輿論の力を假り、公議輿論に従て之を斷行せり、廢藩置縣は大事業也、即ち公議輿論の力を假り、公議輿論に従て之を成就せり。公議輿論を執るに困難なる時に於てすら公議輿論を執るに熱心なりしは、公議輿論の大勢力を識認したるが故也。貢士是に於て現はれ、公議所是に於て現はれ、待詔局此に於て現はれ、極言高論の風是に於て官吏社會に行はれ、目安箱是に

於て、到る所に置かれて公議輿論の存する所を求めたる也。今や公議輿論を執る最便利なる時機に際會す、社會の耳目たる全國の新聞雜誌を通過せば、公議輿論の存する所、一日にして之を悉さん、案を下して、國民の代表者たる帝國議會に諮問するに於ては、公議輿論數時間にして之を悉さん。今日公議輿論を執て、之を萬機百政の上に行ふは、最も容易の事なり、今の公議輿論は、作爲を待たずして、已に成立す、維新の際我母が赤子を扱ふ如く、公議輿論を振作して之を用ひたるも同一の論にあらざる也。今の公議輿論は明白にして危険なし。維新の際新聞なく、國會なく、輿論公議を知了する所以の方法なく、陰險詭詐の中より、公議輿論を採掘し、時として意外の故障反對に遇ふたると同一の論にあらざる也。今日公議輿論を發見するは、天を仰て日月の存在を知るよりも容易なり、而して曾て之を難きに探索し、之を暗きに探

用したるもの、今や之を易きに探求せず、之を明らかなるに採用する能はざるは何ぞや。三條例の改正は十年來の公議輿論也、政費節減は、十年來の公議輿論也、民力休養は十年來の公議輿論也、地方自治は十年來の公議輿論也、對等條約は十年來の公議輿論也、責任内閣は十年來の公議輿論也、而して干涉善後策と郡長公撰とは昨年來の公議輿論也。薩長政府は是等の公議輿論たるを知らざる乎、元勳諸君の孫兒婢僕も亦能く之を知らん、元勳にして何ぞ之を知らざるの理あらんや、已に之を知らば、何故に是等の公議輿論を萬機百政の上に實施せざるや、年々是等の一二なりと政治上に實行せざるや、萬機公論に決すといへる御誓文は今猶雷電の如く耳底に鳴り渡るにあらすや。

明治六年十月二十八日布告の藩治職制に曰く「執政參政ハ藩主ノ所任ト雖從來沿襲ノ門閥ニ拘ラス人材登庸務メテ公擧ヲ旨トシ其人員黜陟

等時々太政官ニ達スベシ」と。人撰門閥に拘るを非とするものは、人撰藩閥に拘るを非とせざる可らず、二十餘年前、人材登用極めて公擧を旨とするものは、今日に於ても公擧を旨とせざる可らず、公議輿論に従て百官を進退するは、是れ實に維新の精神也。四年毎に交代の制を設け、衆望に合へば、留り、衆望に合はざれば去る。維新の精神は、何ぞそれ純白雪の如く、潔烈氷の如く、光榮珠玉の如くなるや。公々明々其の間一點の汚濁を點せず、豈に亦爵祿權勢に戀々たるか如き卑客の心あらんや。己れ此卑客の心なし、故に其黜陟賞罰自ら明白適實にして、人民より辭職を勸告せらるゝか如き官吏存在せず、吾人は明治の初年に於て、官の高きに上ると速かなると同時に下降すると亦速なるを見る、是れ賞罰の權嚴肅に施行せられて、苟も假借せず、爲めに賢愚、後凡の新陳交代自ら頻繁なりしに由る也。今は則ち然らず、

官吏社會は、我國民の上層に堆積せる一大岩層に似たり。決して動かさる也、決して揺かざる也。地上の樹木には、紅花、綠葉春去り、夏代るも、此の岩層は同地位に座して、敢て易らざる也。假令、愚人庸夫も藩閥の戸籍中に在れば、賢人となり、英雄となり、假令衆望を失ふも、鄉黨先輩の歡心を得れば、その地位は堅固にして動かす可らず。伊藤伯十八年の改革に於て撰叙の法を設けたりといへども、其目的は只秘書官的小才子を集むるに過ぎず、其結果は只大學生の爲めに便道を開きたるのみ、所謂公望に叶ふ所の人物を撰抜する所以の道は、明治の初年に及ばざる遠し、明治の初年に及ばざるは、維新の大精神に及ばざる也。十八年以後幾度か官吏を淘汰したりと雖、是れ粟俵の中より二三升を減しては、忽ち再び之を加ゆるに同じ。粟俵に粟を加ゆれば永遠粟俵也。減するものは、粟、加ゆるものは、米。斯の如くして

始めて米俵たるを得。政府の動作は、粟を加減して、米に改めんとする也、固より徒勞也。維新の精神は、有司をして衆望に合はしめんとを期して、遂に大臣公撰を實行したり。天皇陛下は親く、議定參與の公撰を詔勅し玉へり。若し明治二年議定參與公撰の時に當て、我は陛下の信任に依て位に在るもの也、三等官以上如何なる投票を爲すも、我は之れか爲めに進退するとなしといふの議定、參與あらは、如何。是れ公撰の詔に抗敵する者也、陛下の忠臣たる能はざるは勿論、翻て不忠の徒たるを免る能はざる可し。任用其人を得るに於て、公撰の最も必要且つ適實なるは、公撰の詔に依て、吾人が奉承する也。吾人は今日に於て明治二年の例に依り大臣を公撰せんと欲するものにあらず、然れどもせめては、郡長知事を公撰にして、五月十三日の大詔の趣旨を躰認徹底せんとを切

望すも也、絶對的に公撰を不可とするものは、來りて、此の大詔を捧
 讀せよ、知事郡長の公撰を非とするものは、來りて此の大詔を捧讀せ
 よ。五月十三日の大詔を捧讀せよ(前に掲ぐ)吾人は内閣員が、能く維
 新の精神を會得し、公撰の詔勅を奉承し、必ず公撰の敵たらざる可き
 を信じて疑はざる也。

一髮にして安、一髮にして危、一瞬にして存、一瞬にして亡。是の危
 機獨り亂世に之れあるのみならず、治世に於ても亦之れあり、亂世は
 人悉く之を知り、治世は人多く知らずして過く、故に治世の危は、亂
 世の危よりも危し。人心衆望を得ると失ふとは、安危存亡の分かるゝ
 所、殆も船艦の舵に似たり、爲政者豈に片時も之れか操縦を怠るとあ
 る可けんや。維新の御沙汰書に曰はすや「下民人の心を失はす皇國を
 して一地球中に冠絶せしむる様渾勉可致」と。維新の精神は實に能く

人心を失ふの危き所以を知れり、能く人心を失はざらんことを力め
 り、而して近年の政府は如何、果して維新の精神を實行しつゝある乎。
 果して能く人心を失ふの危を知る乎、果して能く人心を失ふと否とに
 冷を無頓着ならざるを得る乎。人心を倦まざらしむるは、人心を失は
 ざる秘訣也、公議輿論を執るは人心を失はざるの極意也。人心を得る
 の政府は信任す可し、永遠の大計を託す可し、多費の事業を任す可し
 然れども人心を失ふたる政府は、殆も、通用年期の限られたる貨幣の
 如じ。貨幣は貨幣なり、政府は政府なり、然れどもその間大なる區別
 ありて存す。死亡年限の知れたる政府に向ては、只年々姑息の事業を
 望む可きのみ。國家百年の大經綸を望む可らざる也。明治初年の政府
 は正直也誠實也。少しにても人心を失ふの事實あれば、力を盡くし、
 心を盡くして、之を回收せんとす、今の政府は泰平に慣れ、泰平に安

んし、根情大膽になり、人心の向背に注意するの念愈薄し。人心の向背に注意する愈切なるは、至誠の存するが故也、忠實の存するが故也。此至誠は維新の大精神也、此の忠實は維新の精神也。吾人は政府が年々歳々此の精神を失ひ去るの傾向あるを見て、慨然たらしむるを得ず。

明治十一年大久保の歿後、政府の光景俄然として一變す。是れより後、驕々乎として、進歩成長して、意外なる發達を爲したるもの、只一あり、之を名けて驕奢といふ也、別名を貴族的の發達といふ也。徳川の初世に當てば、御老中も、若老中も、大名も旗本も有官無官に別なく、皆麻の衣なりしも、泰平日久しくして、忽ち安逸の習生し、驕奢の風起り、その末代に至りては、赤裏の錦の小袖を風に翻かすに至る。徳川政府は、三百年の泰平を維持したる事なれば、驕奢の生する無理なるにあらずと雖、昌平僅に十年にして、否な、最大危急の難關を超へ

て未だ二年ならずして、早く既に驕奢の端を開きて、明治の初年を去る二十餘年にして、驕奢の極に達するに至りては、吾人實に一驚を興せざるを得ず。泰西的驕奢の風を輸入したるは、政府也。日本の貴族的古風を回復したるも、亦政府也。西洋小間物店の著く増加せるは、政府の功德之に及ひたる也。骨董商の非常に繁昌するは、政府の徳澤之に下りたる也。明治初年に於て、豈に別荘なるものあらんや。大礎を開き箱根を開きたる恩徳は、一半は外人にして、他の一半は政府に歸せざる可らず。別荘を置くの流行は、明治十一年以後の事也。明治十七八年の候を以てその最も流行の頂上なりとす。一流元勳は、概ね質素簡實にして、能く維新の大精神を躰したり、西郷は、長屋に住居せ、出るには車を用ひずして、必ず歩行し、只一僕を拉するのみ。曾て内閣の門衛に怪しまれて、一喝誰何せられたる程なりき、大久保の

如きも、自ら奉ずる極めて薄く、歿するに及んで、家餘財なく、且つ屋破れて、雨を漏らし、靈牌を置く所なくして、遺族大に困したりといふ。然るに現存せる元勳に至りては、一人にして、數個の邸宅を有し、別荘の如きは、一人の有にして双手の指數ゆる能はざるものあり、その家悉く宏大にして、其室皆な美也。出ては外國公使と歐風を競ひ、入りては舊大名と豪侈を争ふ、酒は來因河畔の産にあらされは味はず、衣はリヨンの工にあらされは着けず、金屏風は、元信以上の筆にあらされは弄ばず。別荘には多く美人を蓄はへ、庭には多く名馬を繋ぐ。驕奢と與に蓄財の風起りたるは、亦是れ政府の盛徳然らしむる也。或るものは邸宅を賣買し、或は相場に手を出し、或は商賈と業を與にして、利を分ち、或は蓄へて三十萬に上るものあり、十萬に至るあり、少くとも、薩長政府の大臣方は、都に於ては、中等の富、田舎に於て

は、大盡なる可し。上の好む所下之より甚しきものあり、驕奢の風には委任官以下も徳化せられ、蓄財の風には、軍人も徳化せられ、委任負債多く、軍人手に算盤を放さず。質素清廉の風是に於てか何くにか去り、維新の大精神、是に於てか、何くにか去りて、復た見る可らず。明治の初には、閣臣も、書生と膝を交へて、快談し、壯士と與に案を打て、激論したるとあり、上下の間自ら近くして、面會を爲すにも、至て簡易、談話を爲すにも、至て簡易。談論も從て面白く、上下の脉絡貫通して、社會全體何となく生氣を帯ひたり。西郷の如きは、老書生として、書生と雜居し、閑談、靜座の間にも隠々裏書生を教訓したるもの莫大なりし也。徂徠翁曰く東照宮の御事には感し奉る御事多し物して人を御前へ召玉ふに、加判の面々より諸番頭諸物頭諸役人も被召出又輕き番衆杯も皆不時に召出され、或は御政務御用の筋を仰談せ

らるゝ事も有、或は其者先祖の事杯被仰出事もあり、或は御酒を被下
 又は御庭の石を掲げさせ御覽有るとあり、或は御なぶり成されて引こ
 む者もあり何れも取定めず埒も無様の御事なりと承る』と。是れ老雄
 下を近け、上下相親み、下情を上達せしむる秘法にして、三百年の基
 を立てたる所以の源は此の埒も無き中より流れ出てたるなり。然るに
 愈徳川の流れ愈下るに及て、貴族的、平民的に代り、格式、簡易に代り、
 將軍は恰も天上の星に棲息するか如く、輕き役人は、其の顔を拜する
 とも出來ず、上下漸く隔絶遂に滅亡に至る。我明治の初年に當りては、
 功臣元勳も概ね、最も簡易、最も平民的なりしが今や、彼等は、その
 爵位の高進すると與に、その年齒の加はると與に、その驕奢の加はる
 と與に、貴族的趣味の長すると與に、自ら尊大にして、邊幅を飾るの
 習を生じ、又た胸襟を開て、赤心を他人の腹中に置くと能はず、賢に

禮し士に下る能はず、豈に焉そ一沐三たび髪を握り、一飯三たび哺を吐く
 か如きを望む可けんや。是に於て乎、政府と人民との親交によりて下
 情を上達する能はず、只僅に探偵掛の報告に依て下情を知り得たりと
 するに至る。嗚呼維新の大精神か大聲疾呼して、放逐せし封建時代の
 陋習弊風は、今や大赦に遇ふて、社會の上層に復歸す。吾人豈に流涕
 せざるを得んや。
 特に吾人の悲しむ所は、第一之維新が、打破したる階級再び復活し、
 四民均一、四民平等の精神全く消滅したるの一事也。華族會館の設立
 は階級的觀念の萌す所、華族學校即ち學習院の設立は、稍々階級的觀
 念の發達する所、然れども是れ猶ほ可なり、明治十五年十一月十五日
 華族令を發するに至りては、吾人一驚を喚せざるを得ず、左に掲ぐる
 は其華族令也。

第一條 凡ノ爵ヲ授クルハ勅令ヲ以テ宮内卿之ヲ奉行ス

第二條 爵ヲ分ツテ公侯伯子男ノ五等トス

第三條 爵ハ男子嫡長ノ順序ニ依リテ之ヲ襲カシム女子ハ爵ヲ襲クコトヲ得ス

但現在女戸主ノ華族ハ將來相續ノ男子ヲ定ムルキニ於テ親戚中同族ノ者ノ連署ヲ以テ

宮内卿ヲ經由シ授爵ヲ請願ス可シ

第四條 嗣令有爵者又ハ戸主死亡ノ後男子ノ相續スヘキモノナキトキハ華族ノ榮典ヲ失フ

第五條 有爵者ノ婦ハ其夫ニ均シキ禮遇及名稱ヲ享ク

第六條 華族戸主ノ戸籍ニ屬スル祖父母父母及妻及嫡長子孫及其妻ハ俱ニ華族ノ禮遇ヲ受

第七條 本人存生中相續人ナシテ爵ヲ襲カシムルコトヲ得ス

但刑法又ハ懲戒ノ處分ニ由リ爵ヲ奪ヒ又ハ族籍ヲ削ラレ更ニ特旨ヲ以テ相續人ニ授ル者ハ此例ニ在ラス

第八條 華族ノ戸籍及身分ハ宮内卿之ヲ管掌ス

第九條 華族及華族ノ子弟婚姻シ又ハ養子セントスル者ハ先ツ宮内卿ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 華族ハ其子弟ヲシテ相當ノ教育ヲ受クシムルノ義務ヲ負フヘシ

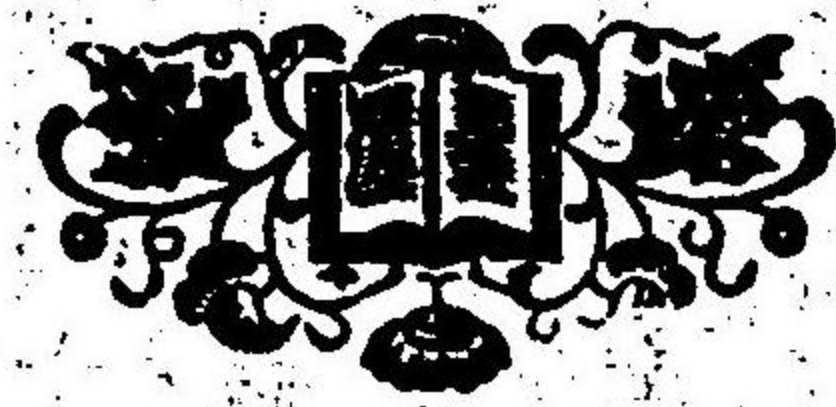
公侯伯子男の名目、曾て之を孟子の古本に見る、今は之を新日本に見る。維新の大精神たる平等主義は、曾て公卿諸侯の名稱を廢したり、維新の大精神は爵を廢して、只位を以て、人を高下せり、圖らざりき十五年の後、死者再び他の衣裳を蒙りて、墳墓中より現れ來らんとは。此の華族令なるものは、獨り舊來の華族の爲めに設けたるにあらず、寧ろ新華族を作らんか爲めに設けたる也。華族令の出ると與に、新華族なるもの現はれたり。伊藤、井上、黒田、西郷、山田、山縣、大木、大山、松方、寺島、川村、佐々木、副島、伊知地、吉井等は伯爵を賜はり、鳥尾、仁禮、樺山、福岡、三浦、伊東、中牟田、三好、曾我、高島、野津、谷、土方、品川は、子爵を賜はり、其後に至りて爵を受るもの亦少なからず、世は華族繁昌の世となれり、維新の當路者は四位の官を得て感泣したり、左に掲ぐるは横井小楠郷信の一節也。

匹夫の身を以て四位の官を給はり天下一新の御政事に預り候は二千年來其例し無之且又他の參與は京師に出懸りの面々迄に被仰付列藩在任の者被召候は三岡と私井木戸準一郎の三人迄にて實に非常の御拔擢は骨に透り難有仕合に奉存候

今の當路者は、西郷木戸大久保の三先輩か曾て夢にも知らざりし伯爵を賜り、位は從二位、勳は一等に至るも、骨に透りて難有仕合と感ずる様子あるを見ず、貴族的の風が如何に當路者を襲ふたるかを見る可き也。維新の大精神は、公卿諸侯を廢し、更に進んで華族を廢止し、士族も廢止するの決心、少くとも華族をして、士族と同一の運命を有せしむる決心なりしに、今や政府の方針は之に逆行し、公侯伯子男、新華族に飽き足らずして、更に世襲財産の制を設け、維新の初めに、打破したる階級は、是に於て再び社會上に聳立せり。穢多進んで、新平

民となりたるは、平等主義を實行したる也、然れども士族たる功臣等が、新華族となりたるは、平等主義に反して進みたる也。已に華族の爲に世襲財産の制を置く、何ぞ、士族の爲めに世襲財産の制を設けざるや、若し、夫れ華族なるものを以て、一の階級と爲せば士族も亦階級也、士族を以て、二の階級にあらずとせば、華族も亦一の階級にあらずる也。世襲財産の制は、階級を保護して、階級の永續を計る所以也。然らば則ち政府は華族を以て一の階級なりと見る乎、階級なるか故に華族に向て世襲財産の制を設くとすれば、何故に階級なるか故に士族にも世襲財産の制を設けざるや、思ふに今の政府は維新の政府が、平等的眼光を以て、一視同仁なりし華族と士族とに向て、大なる區別を立つ。士族に對しては、維新の大精神を遵守し、華族に對して、維新の大精神を逆行す。恩、華族に厚く、士族に輕ろし、是れ豈に政府

の要路者身自ら華族たらんを望み、華族たるを得たるか爲めならん
 哉。蓋し今の政府は、政府彼自身の獨見を以て、社會の上に立たんと
 する也、維新の大精神の如きは固より顧みる所にあらざる也。





春
知
梅

第二之維新

吾人曾てユーゴのナポレオン、ル、プチーを讀む、三年前に『神明及國民議會に代表せられたる佛國人民の前に於て、余は惟一の動かす可らざる共和政に忠實にして、余か當に盡す可き憲法上の義務を盡すへきを誓ふ』と明言したる、シトワイヤン、チャールズ、ルイ、ナポレオンは三年後、憲法を破り、共和の主義に反し、佛國人民の罪人たる専制君主、チャールズ、ルイ、ナポレオンとなる。ユーゴは實に彼れに苦しめられたる一人也、然れども彼れは亦博愛仁慈のゴウワンを以て理想の本尊とする。ユーゴに苦しめたる唯一の人也。ユーゴはナポレオン、ル、プチーを著はし、ナポレオンの變心に向て第一の反對を表し、絶叫して曰く、『今や志士仁人の蹶起すべき時なり』と。吾人不肖

固よりユゴイたる能はざるも、專制、不義、不平等に向ては、決死以て反對を表せざるを得ず。

第一の維新は夢なりし耶、幻なりし耶。今日に於て、之を求む、天乾々として空高く、地茫茫として、空く廣ろし、草木は、第一維新の早逝を悲しみて、露を帯ひ、禽獸は、第一維新の死を悼て、夜、屢驚鳴す、西都の東山、東都の青山に埋まりたる白骨は躍て、棺を破らんとし、維新の詔敕布達に書かれたる公議輿論の文字は、金岡の繪の如く古紙堆中より飛て、幽明の間に迷ふ。此際に當て、誰れか、多少の感慨なからん。今日は實に、志士仁人が、瞬起して第二之維新を成さる可らざる義務を有するのみにあらず、又た機會を有する也。第一之維新にして、存在す、吾人豈に蛇足の運動を爲さんや、只それ第一之維新死し、其の精神空くして、尋ね可らざるを以て、第二之維新を喚起せ

さる可らざる也、事を好むにあらざる也、勢ひ已むを得ざれば也。

第一の維新は、血と鐵と硝煙とを以て擁護せる公議輿論、之を大成したり。第二之維新に至りては、撰擧權と、富と、言論とを以て擁護せる公議輿論を以て、之を大成せざる可らず、革新の大精神は相同し、然れども手段に至りては、時勢上異ならざるを得ず。第二之維新を以て、平地に波瀾を起すものとなす勿れ、第二之維新は、實に是れ第一之維新に歸らんとする也、死したる第一之維新を活かさんとする也、第一之維新が定めたる國是を實行せんとする也、第一之維新が進むべき軌道に由て進まんとする也、第二之維新は製造すべきものにあらず、成育するもの也、第二之維新は、二三志士により成就す可きものにあらず、國民によりて成就せられざる可らざる也。第二之維新は、輕浮文學、賣買投票、死せる富に依て、成效す可きものにあらず、血あり

涙あり生命ある言論、民権を死守するの投票及、活ける富に依て、初めて成效す可きもの也。

吾人は第二之維新を開くの第一發端として、國是大會議を開かんと欲する者也。明治政府は嘗て國是大會議を開けり、版籍奉還の大改革は、實に國是大會議の結果也。紛々たる民吏の争、多年結て未だ解くを得ず、政府之を解くを得ず、議會之を解くを得ず、責任内閣は、既に目睫の間に在りて、之を行ふを得ず、條約改正の業、治國安民の政、未だ其實功を擧ぐるを得ず、吾人實に先輩に對して、耻つ、維新第一の元勳に對して、耻つ、吾人は更に吾人の子孫に對して、我曠職廢務、只安逸是れ貪りて、經天緯地の大業を立つる能はざるを耻つ。一國の興亡盛衰は、獨り責を有司に讓る可きにあらず、國民自ら進んで、其責に當らざる可らず。然らば、國是大會議を今日に開き、廣く公議輿論

を求め、公議輿論の存する所に依て、國是を立つるは、目下政府の急務たるのみならず、是れ亦國家の急務也、吾人國民の急務也。維新中興の業一たひは進み、一たひは退くもの、國是定らざるに在り。國是一たひ定る。國家の進む可き道路定る也、道路既に定る、豈に亦朝三暮四、國民をして方向に迷はしむるか如きとあらんや。今や歐米各國文明より文明に入り、東洋諸國亦漸く眠を醒さんとす、此時に當りて、僅に外人の諛辭、外國新聞の誤報を妄信して、偷安因循、未だ開明の域に至らずして、早く既に逡巡退却するか如きことあらば、焉ぞ知らん、我日本國の進歩は、五十年を出てすして、我邦人が輕蔑する豚尾國の後尾に在らざるなきを。吾人が第二之維新を今日に大成せんとする、實に此に深憂する所あれば也。

嗚呼、第一之維新は、死せり、國家の改革は死す可らず、國民の進歩

は、死す可らず。是れ第二之維新今日に生るゝ所以也。

第二之維新終

正 誤

一十五頁末行目「明治六年閏四月」とあるは「明治元年閏四月」の誤也

一三十七頁二行目「明治六年九月」は「明治元年九月」の誤

一三十九頁八行目「大隈等も」は「大隈等も」の誤

一四十二頁五行目「明治元年二十三日」は「明治元年一月二十四日」の誤也

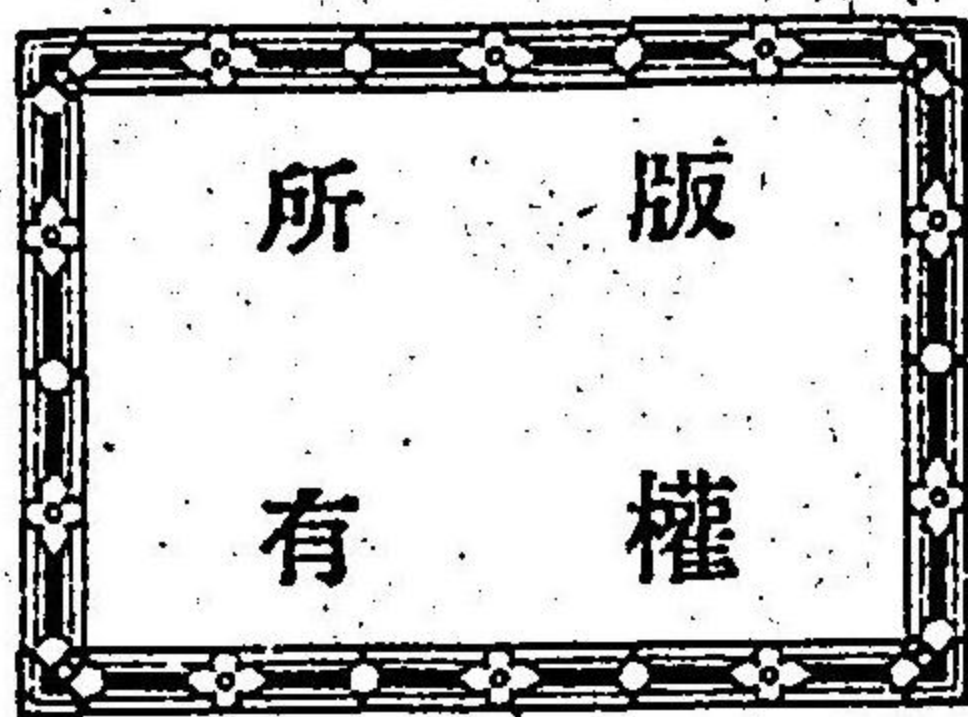
一五十五頁四行目「明治六年正月」は「明治元年正月」の誤也

一七十九頁十行目「甲東の眼力」は「甲東の眼中」の誤也

一百頁八行目「人民に與へずして」は「人民のみに與へずして」の誤

一百十六頁五行目「積極的にあらずして、消極的也」は「消極的にあらずして、積極的也」の誤也

明治二十六年二月十二日印刷
明治二十六年二月十三日出版



著 者

人見一太郎

東京麻布區麻布廣尾町一
番地

發 行 者

垣田純朗

東京々橋區日吉町四番地

印 刷 者

島連太郎

東京々橋區西紺屋町二十
六番地寄留

印 刷 所

秀英舍

東京々橋區西紺屋町二十
六七番地

發 賣 所

民友社

東京々橋區日吉町四番地

定 價 拾 錢

●民友社出版書目一覽表●

櫻痴居士福地源一郎君著

○再版幕府衰亡論

紙數 三百四十二頁
定價 三拾五錢
郵稅 六錢

竹越與三郎君著

○七版新日本史 上

紙數 三百八十餘頁
定價 四拾錢
郵稅 六錢

竹越與三郎君著

○再版新日本史 中

紙數 三百拾餘頁
定價 三拾錢
郵稅 六錢

德富健次郎君纂譯

○再版グラツドストーリー

(美麗なる肖像入り)
定價 貳拾錢
郵稅 四錢

德富健次郎君纂譯

○四版武雷土

(美麗なる肖像入り)
定價 拾五錢
郵稅 四錢

德富健次郎君纂譯

○版三格 武電

田口卯吉、肥塚龍、尾崎行雄、三氏序

○版九新 日本之青年

德富猪一郎君編纂、久保田米僊揮毫插畫

○版四誕 生日

平田久君著

○版再伊 意大利建國三傑

人心の明鏡處世の秘寶

○版五一 語千金

德富猪一郎君序文 竹越與三郎君纂譯

○版三格 朗

（美麗なる肖像入り）
定價 郵稅 四貳拾 錢

定價 郵稅 四貳拾 錢

定價 郵稅 貳拾五 錢

定價 郵稅 四貳拾 錢

定價 郵稅 貳五 錢

（美麗なる肖像入り）
定價 郵稅 四貳拾 錢

湖處子宮崎八百吉君著

○版九歸

德富猪一郎著

○版再國

梶原保人君著

○政 防

ゼー・ムス、ブライ・ス著、人見市太郎君譯

○平 民 治

正價 四圓

運賃

合本貳冊二千九百三十頁餘 二拾錢

議會開會中は特別を以て貳圓五拾錢に減價す 運賃持

○第 國 民 小 說

○國 民 青 年 教 育

定價 郵稅 四拾五 錢

定價 郵稅 四拾五 錢

國民叢書
酒井雄三郎君著

人物管見

定價 郵稅 貳拾五錢

排曲

學論

定價 郵稅 貳拾五錢

撰舉

實錄

定價 郵稅 貳拾錢

吉田

松陰

近刊

懷

舊

定價 郵稅 貳拾錢

佛國不換紙幣發行始末並信用論

定價 郵稅 貳拾錢

多數撰舉之弊付矯正策

定價 郵稅 貳拾錢

國民之友自第一號至第八號社說及特別寄書

國民之友第一集

紙數 三百一頁
定價 貳拾錢
郵稅 四錢

國民之友自第十五號至第廿四號社說

國民之友第二集

紙數 二百廿八頁
定價 貳拾錢
郵稅 四錢

國民之友自第廿五號至第卅六號社說

國民之友第四集

紙數 二百六十八頁
定價 貳拾錢
郵稅 四錢

自十四號至第廿四號十一冊合本

國民之友第二卷

改正 四拾錢

自第卅七號至第五十四號十八冊合本

國民之友第四卷

同 五拾五錢

自第五十五號至第六十八號十三冊合本

國民之友第五卷

同 五拾錢

自第六十九號至第八十六號十八冊合本
 ○國民之友第六卷 改正 六拾錢

自第八十七號至第百四號十八冊合本
 ○國民之友第七卷 同 六拾錢

自第百五號至第百二十二號十八冊合本
 ○國民之友第八卷 同 七拾錢

自第百二十三號至第百四十號十八冊合本
 ○國民之友第九卷 同 七拾錢

自第百四十一號至第百五十八號十八冊合本
 ○國民之友第十卷 同 七拾錢

自第百五十九號至第百七十六號十八冊合本
 ○國民之友第十一卷 同 七拾錢

右は明治二十一年より同二十五年に到る活歴史也郵税を要せず

國民之友

每月三回三日發兌
 定價一冊 金六錢
 市外郵稅 五厘

品切ノ書物
 小楠遺稿 國民之友第一卷
 第一國民小説 國民之友第二集
 探偵ユルベ 國民之友第三卷
 今世名家文鈔 進步平退歩平

國民之友は我が雜誌世界の王を以て目せられたる雜誌なり吾人自ら其果して然るや否やを知らずと雖も敢て竊に期せんと欲するなり平民主義の喇叭たらん事を革新軍の牙旗たらん事を政海の警笛となり社會の寫實鏡となり經濟界の羅針盤文壇の最も清麗なる長春園となりらん事を

發行所

東京市京橋區
 日吉町四番地

民友社

國民新聞

定價一枚 金一錢五厘
 一月 金三拾錢
 市外郵稅 拾三錢

國民新聞は確乎たる平民主義を執り卓爾として社會の地平線上に獨立する大新聞にして活眼看む去り麗筆説出し來りて政界の真相紙上に躍如たり社會の活勢一讀の下に瞭然たり看よ活きた眼を以て世を看去らんと欲する者は看よ我が國民新聞を

發行所

東京市京橋區
日吉町四番地

國民新聞社

家庭雜誌

毎月一回發兌
定價金五厘錢
郵稅五厘

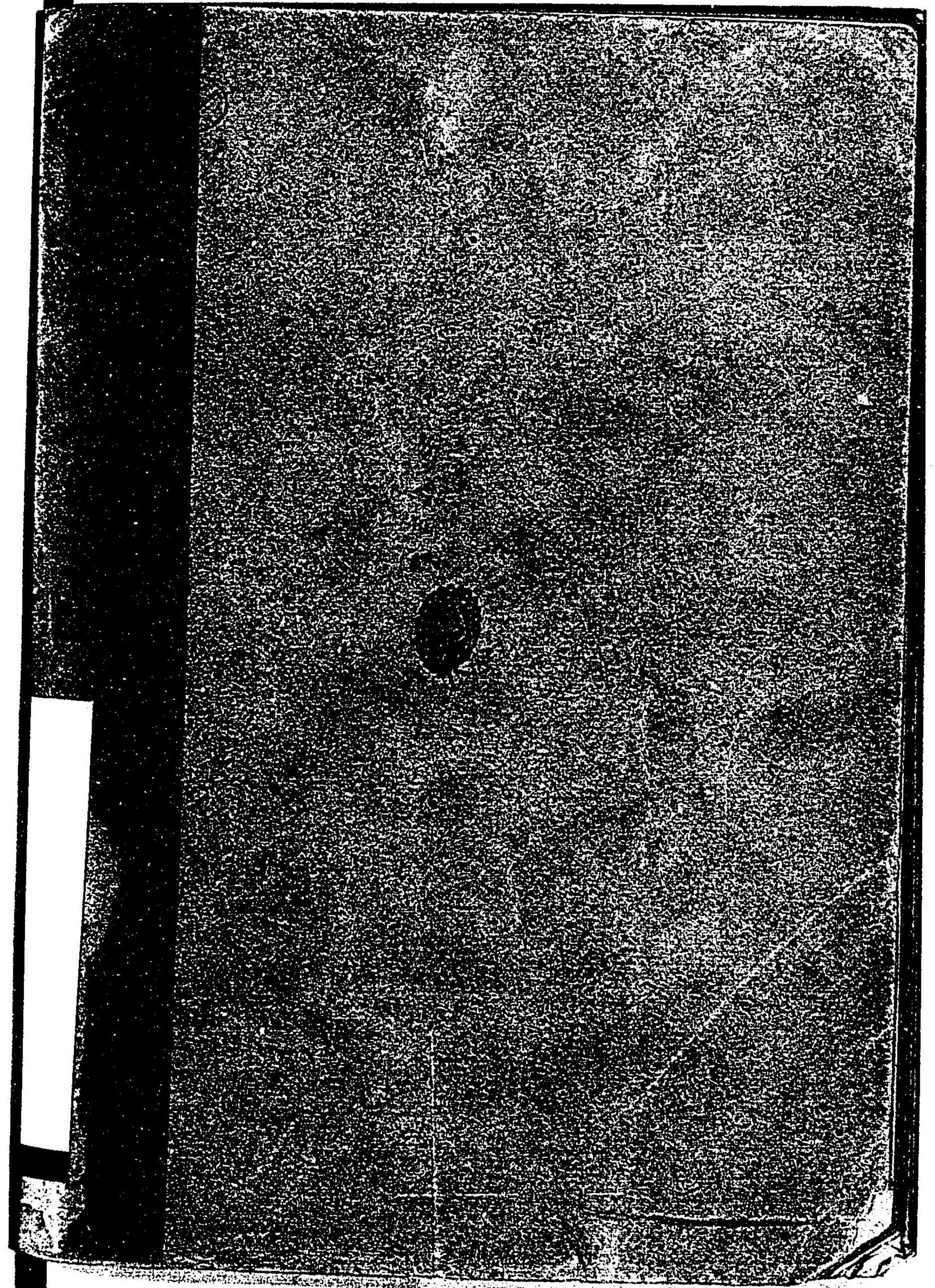
家庭雜誌は社會の地盤を改革し、和樂光明なる新家庭を作らしめんと欲するものなり、其論評は平直、其觀察は警拔、史談あり今古東西の烈女偉人を清き筆で寫し、其科學は警拔、史談あり今古東以て物質的文明を説き、文藝には高妙なる小説詩歌音繪畫批評詩話文物あり、家政には婦人職業育兒法衛生談看病術調理法及普通住に關する裁縫編物婦人職業育兒法衛生談看病術調理法及普通雜誌外別に諸事あり、生面を開けり、時事一斑あり、寄書投書あり

發行所

東京市京橋區
日吉町四番地

家庭雜誌社

20



210
H5

002181-000-7

210.61-H586d

第二之維新

人見 一太郎/著

M26

ACB-5490

